



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

監査委員事項

○ 包括外部監査人からの監査の結果に関する報告の公表 1

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人田里友治から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成25年 5月31日

沖縄県監査委員	知	念	建	次
沖縄県監査委員	押	鐘	博	子
沖縄県監査委員	新	垣	哲	司
沖縄県監査委員	渡	久	地	修

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成24年度包括外部監査結果報告書

「民間及び公社等外郭団体に依頼する事業等の
事務の執行について（委託料を中心として）」

目 次

包括外部監査の概要		75
序論		
Ⅰ 沖縄 21 世紀ビジョン		
Ⅱ 委託とは		
Ⅲ 「識名トンネル新設工事補助金問題」(委託・補助という協働関係に内在する問題)		
Ⅳ 委託と補助という協働関係を取り巻く税制上の違い		
1. 委託と補助を巡る税制		
2. 消費税		
(1) 委託料の場合		
(2) 補助金の場合		
3. 法人税等		
Ⅴ 公社等外郭団体		
本論		
Ⅰ 沖縄県の財政状況		
Ⅱ 地方公共団体における契約の締結		
Ⅲ 平成 23 年度決算における委託料の状況		
1. 委託に関する契約状況		
2. 随意契約とは		
3. 随意契約の実態		
(1) 随意契約理由		
① 請負等で少額		
② 競争入札に適さない、あるいは競争入札だと不利		
(2) 見積りの徴取		
(3) 契約年数		
4. 委託料の契約実態についてのまとめ		
Ⅳ 抽出した個別契約(事業)についての監査		
1. ソーシャルビジネス支援事業		
2. スマートエネルギーイノベーション基盤構築事業		
3. 国内外企業誘致促進事業		
4. かりゆしスタイルブランド力向上推進事業		
5. 新産業創出人材育成事業		78
6. おきなわ新産業創出投資事業		85
7. ものづくり基盤高度化支援事業		88
8. 沖縄スパブランド構築促進事業		91
9. 就職困難者総合就職支援事業		94
10. 緊急委託訓練事業費		96
11. 沖縄 BPO 事業拠点集積促進事業		99
12. 沖縄 IT 知の集積促進事業		102
13. 情報関連産業雇用創出人材育成事業		105
14. 緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業－DTP・Web デザイン業務人材育成事業(商工労働部 雇用政策課)		108
15. 雇用戦略プログラム推進事業		113
16. 子育てママの就職技術力向上支援事業		116
17. 地域巡回マッチングプログラム事業		119
18. 沖縄新規学卒者等緊急就職支援事業(未就職卒業者県外就職支援プログラム)		122
19. 沖縄型産学官・地域連携プロジェクト事業		125
20. 若年者ジョブトレーニング事業		128
21. 若年者総合雇用支援事業		131
22. 沖縄観光サポーター事業		135
23. 美ら海構築促進事業		138
24. 観光誘致対策事業費(OCVB との企画競争・公募なしの随意契約部分)		141
25. 外国人観光客受入強化事業		146
26. 外国人観光客誘致強化事業		150
27. 沖縄観光振興強化事業(緊急対策)		153
28. 沖縄コンベンションセンター管理運営事業費		156
29. 万国津梁館管理運営費		162
30. 沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業		167
31. 沖縄文化産業活性化事業		172
32. 博物館・美術館指定管理費		177
33. 博物館・美術館費		179
34. 県立芸大管理運営費		181
35. スポーツ・ツーリズム推進基盤強化事業		185
36. スポーツ・ツーリズム戦略推進事業(繰越事業)		187
37. 競技力維持・向上対策事業費		

38. 社会体育施設管理運営費	191
39. アジアユース人材育成プログラム事業	194
終論	198
Ⅰ 21世紀ビジョン実現に向けた官民協働のあり方(序)	198
Ⅱ 監査意見(全体)	201
1. 契約についての明確なルールを策定する必要がある。	201
2. 公社等外郭団体との契約のあり方	205
3. 委託契約に対する新しい視点からの監査手法の導入および事業の評価のあり方	209
(1) 委託契約に対する定型的な視点からの監査の必要性	209
(2) 外部者による施策評価について	211
4. 契約情報についての統一的なデータ管理	212
5. 委託と補助のあり方の検証	213
Ⅲ 21世紀ビジョン実現に向けた官民協働のあり方(終)	214

包括外部監査の概要	
1. 監査の種類	
地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項の規定による包括外部監査	

2. 監査の事件(テーマ)
民間及び公社等外郭団体に依頼する事業等の事務の執行について(委託料を中心として)

3. 監査の事件(テーマ)を選定した理由
新たな沖縄振興計画と位置付けられる「沖縄21世紀ビジョン基本計画」は、沖縄県の行政の現状について「厳しさを増す行政環境にあつて、県民満足度の高い行政サービスを迅速かつ適切に提供するためには、より一層の行政財政改革を進めていく必要」があると認識している。

この「迅速かつ適切」な県政の推進を実現するための具体的な目標として持続力ある財政基盤の確立、役割分担の明確化と協働体制の構築、職員と行政組織の活性化が掲げられている。このうち「役割分担の明確化と協働体制の構築」については「県民のニーズに対応した質の高いサービスを効率的に提供するために、これまで県が行ってきた業務のうち、民間の専門知識やノウハウなどを活用した方が効率的でよりよいサービスが提供できるものについては、アウトソーシングを推進するなど企業などの民間活力の積極的な活用を図るものとの方向性を明らかにしている。

厳しい財政状況が進行する現状において、行政と民間が役割分担し効率的かつ効果的な行政サービスを提供するという協働体制を構築することは必然的な潮流であると考えられ、この「協働」のあり方を検証するため、「協働」の代表的な項目である「委託料」を中心とした視点から、民間及び公社等外郭団体に依頼する事業等の事務の執行を監査のテーマとして選定した。

4. 監査対象

全般的な分析対象として知事部局において発生した平成23年度の委託料を、個別的な監査対象として先のうちから商工労働部、文化観光スポーツ部において執行された委託料のうち5000万円以上のものを監査の対象とした。ただし、必要に応じて他の年度も監査の対象とした。

なお、沖縄県庁全体に対する監査意見は終論の「Ⅱ 監査意見(全体)」に、サンプルとして抽出した個別監査対象に対する監査意見は本論の「Ⅳ 抽出した個別契約(事業)についての監査」において個別に「監査意見」として記載している。

5. 監査の主な着眼点

- ・ 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか
- ・ 契約事務は社会的に公平な観点から適正に行われているか
- ・ 事業は沖縄 21 世紀ビジョンの理念に合致するものであるか
- ・ 契約相手が片寄る等社会的な公平性について疑義を抱かせないものとなっていないか
- ・ 契約手法について、より効果的な代替的手法が存在していないか

6. 主な監査手続

- (1) 知事所轄の全部局へ契約状況についての質問
- (2) 個別契約担当者、関係者への質問
- (3) 予算執行伺い、契約書、各種議事録などの閲覧、検証
- (4) 管理運営マニュアルなどの各種規程類の閲覧、検証
- (5) 関連証憑との架合
- (6) その他監査人が必要と認めて実施した手続

7. 監査対象年度

平成 23 年度。ただし、必要に応じて他の年度も監査の対象とした。

8. 監査の実施期間

平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 2 月 29 日まで

9. 包括外部監査人および監査補助者

包括外部監査人	公認会計士・税理士	田里友治
監査補助者	公認会計士・税理士	仲程 優
	税理士	友利勇栄
	税理士	野原雅彦

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

序論

I 沖縄 21 世紀ビジョン

沖縄県は終戦から 27 年間米軍施政下に置かれた。高度成長に沸く本土に比べ、インフラ、福祉や経済など社会資本整備等で大きく遅れている沖縄県の振興を図るために復帰した昭和 47 年から平成 23 年度までに三次にわたる「沖縄振興開発計画」と「沖縄振興計画」が策定され、40 年間実行されてきた。

平成 24 年度より始まる新たな振興計画を見据え、沖縄県はワークシヨップやアンケートを行うなど県民と協働して「沖縄 21 世紀ビジョン」を策定し、公表した。

平成 22 年 3 月に公表された沖縄 21 世紀ビジョンは、復帰から 38 年を経た沖縄を次のように回顧している。

私たちの沖縄は、我が国の南に位置し、沖縄本島を含め数多くの特色ある島々や国土面積にも匹敵する広大な海域から構成され、唯一の島しょ県という特徴を持っており、我が国の海域を確保するとともに多様性を広げている。

かつて海洋国家「琉球王国」として、日本、韓国、中国や東南アジア諸国など海を隔てた遠くの国々と交流し、文化を伝播し、新たな価値を創り出していた。

その後、江戸幕府の統制力の拡大を背景に幕藩体制に組み入れられ、明治の廃藩置県を経て沖縄県となった。

大正から、昭和に入り、太平洋戦争における住民を巻き込んだ過酷な地上戦の後、27 年間にわたる米軍の施政権下に置かれた。

1972 年に日本復帰を果たし、現在に至る固有の歴史を持っている。

沖縄の人口は、復帰時の約 97 万人から、今日では 138 万人を超え、さらに今後 15 年程度は増加が続きと見込まれる。道路や教育施設など社会経済基盤も、復帰時に比較すれば大きく向上している。産業面においては、割高な物流コストや狭隘な市場規模など島しょ経済特有の不利性を抱える中で、観光リゾート産業や情報通信産業が大きく成長するなど、沖縄の特性を活かした産業も立ち上がってきている。

現在の沖縄は、島しょ経済の不利性の克服や自立型経済の構築などの問題はあるものの、総じて、アジアと近接している地理的特性や文化的親和性、全国が人口減少に向かう中での人口増加など、その発展可能性を活かすことにより、交流と共生を通してアジアと世界につながり、我が国の一翼を担い、世界へ貢献し発展していく素地が整いつつある。

一方、克服すべき課題の一つとして、広大な米軍基地の存在がある。基地の存在は、沖縄振興を進める上で大きな障害となっており、基地から派生する軍人・軍属による事件・事故をはじめ、日常的な航空機騒音等は県民生活に大きな被害を与えている。

沖縄の基地問題は、我が国の安全保障や外交にかかわる全国的な問題であり、半世紀を優に越え、今なお著しい不均衡状況にある。国においては、沖縄の過重な基地負担をなくすた

めの不漸の取り組みが必要である。

沖繩は軍事面での安全保障ではなく、幅広い分野において我が国とアジア・太平洋地域との交流や信頼関係の構築など積極的な役割を担うことができると考える。

「沖繩 21 世紀ビジョン」は「県民の参画と協働のもとに、将来のあるべき沖繩の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性等を明らかにする「基本構想」とされ、その意義については次のように記されている。

混沌と変革の時代において、未来を展望するためには、県民意見を基に将来発芽する要素を埋め込み、現在及び将来の負の要素を排除するということを通じて、沖繩のあるべき姿、ありたい姿を示す、いわば「にぬふあ星（北極星）」のような、道標となる長期的なビジョンの策定が必要である。

この 21 世紀ビジョンには、大きな二つの機能がある。一つは、「あるべき姿」「ありたい姿」を設定することで、変動要因が多発し未来の予測が困難な激動の時代に対応する指針となること。二つ目は、もし、本ビジョンが示す方向に対して現実が異なる方向に進むときは、あるべき姿に向けての政策を立ち上げることである。

県民意見を集約し、審議会において議論を重ね、子ども達の笑顔が常に絶えない、希望と優しさに満ちた豊かな社会であることを願い策定した。ビジョンは、県民全体で共有する沖繩の 2030 年を目途とする将来像である。

それでは、県民との協働により作り上げた沖繩 21 世紀ビジョンに内包される理念とはどのようなものなのか。

沖繩の将来像を描く上で、今の沖繩の何を残し、何を棄てていくのか、そのためにどうしたらよいのか、私たちはこれまで様々な県民議論を交わしてきた。こうした中から浮き彫りにされたのは、真の豊かさや大切なものを問い直す姿勢だった。

豊かさとは何か、大切なものとは何か。それは人と人とのつながりのなかにあるのではないかと、美しい自然環境の中にあるのではないかと、歴史や文化を担うことにあるのではないかと、安全・安心な地域社会にあるのではないかと、希望と活力あふれる力強い経済活動そのものにも宿るのではないかと。

そうした思いは、5つの将来像に託されている。そして、それらの将来像から、「自然や歴史、伝統、文化の大切さ」「交流と共生」「平和と豊かさ」「自立」等の価値観が導き出され、それを

基礎に据え基本理念として定めた。

(1) 基本理念

21 世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に、“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”を創造する。

(時代を切り拓く)

時代を深いところで動かすのは、私たち県民が描く未来のありたい姿や理念である。日々の状況は、表面的には変わらないように見えても、ありたい姿や理念が動力源となり、動いていく。このことを踏まえ、県民一人ひとりが今の時代を創り、次の時代を切り拓く主人公であることを自覚し、生きがいを感じ、自立の精神に則り、明日に向かって意欲的に前進していく気運に溢れる社会を創造する。

(世界と交流する)

アジアの十字路に位置する沖繩は、古くから交流を国家経営の重要な手だてとしてきた。未来においても交流の意義が失われることはない。さらに、グローバル化の進展による、人や、資本や、情報などの交流量の増大は、交流の主体の拡大をもたらしている。

県民一人ひとりが、交流の主体としての可能性を自覚し、多様な交流を展開することにより魅力あふれる社会を創造する。

(支え合う)

人間の幸せの源泉の多くは、人と人とのつながりの中にある。

‘イチャリパチョーデー’（出会えば人は皆兄弟）や‘ユイマール’（共同作業など相互に助け合う伝統的な習慣）など、沖繩の伝統に根ざす人と人とのつながりを大切にすることを創造する。

(平和)

歴史を踏まえ、平和を発信していく。また、我が国の平和の創造に貢献するため、アジア・太平洋諸国等との信頼関係の醸成の場として、文化、環境対策など多様な安全保障を創造していく場として、地域特性を発揮していく。

(豊かさ)

人口増加の続く沖繩は潜在成長力が高く、沖繩の自然、歴史、文化には経済発展に転化し、真の豊かな社会を創り出す力「ソフトパワー」が存在する。アジアのダイナミズムという時代潮流を捉え、我が国の発展の一翼を担う地域としての可能性を追求する。

(美ら島—自然—)

沖縄の自然は、天賦の貴重な贈り物であることを認識し、豊かな自然を守り、次の世代、さらに次の世代へ送りつなげる。

この基本理念を踏まえて浮かび上がる沖縄県の目指すべき5つの将来像を描いている。

時を超えて、いつまでも子ども連の笑顔が絶えない豊かな沖縄として、めざすべき将来像は、

- 1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島
- 2) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島
- 3) 希望と活力にあふれる豊かな島
- 4) 世界に開かれた交流と共生の島
- 5) 多様な能力を発揮し、未来を拓く島の5つである。これらは沖縄が「あるべき姿」「ありたい姿」である。

沖縄 21 世紀ビジョンは、5 つの将来像を現実にも招きこさせるための具体的な施策を提示した後、最後に実現に向けて今後の沖縄県と県民・市町村との協働体制について次のように締めくくっている。

- (1) 県民、市町村・県の協働体制
(県民との協働)

ビジョンの実現に向けて最も大切なことは、県民一人ひとりが自ら何ができるかを考え、行動することである。

また、地域に暮らす人々が考え、判断し、自らが暮らす地域の将来を選択できるような仕組みづくりも重要である。
地域特性を活かし、家族や親族、自治会、ボランティア団体、NPO など多様な主体が互いに連携し、補完し合える協働体制づくりを進めていく。

- (企業との協働)

経済社会の成熟化に伴い、企業に対しても本来の営利活動に加えて、地域社会を構成する一員として、社会貢献活動や地域づくりに取り組むことが求められる。
地域の抱える課題をビジネス的手法で解決するコミュニティ・ビジネスや社会的な意義のある

活動をビジネスとして行う社会起業家等を含め、企業との協働体制づくりを進めていく。

- (市町村との連携)

地方分権型社会の到来により、地方の行政サービスは地方の選択と責任で提供する時代となる。住民に最も身近な市町村の役割は、これが一層重要になる。
市町村と県、あるいは市町村相互の適切な役割分担と連携の下、行政側の意識改革を図るとともに、地域で解決すべき課題は地域で解決できるような体制を構築していく。

- (ユイマールの新たな仕組みづくり)

沖縄は広大な海域に点在する多くの離島から構成される海洋島しほ国である。それぞれの離島での生活の営みが、沖縄の価値を高めているとの認識の下、それぞれの島が抱える課題を県民全体で共有し、島を超えて沖縄全体として支え合う仕組みを構築し、沖縄の協働化社会を再生に取り組む。

21 世紀ビジョンが県民の手による長期構想であるならば、実現に向けて動くべき主体は行政組織に限定されるものではない。行政組織にしか乗り越えられない課題は信頼して委ねることとなり、逆に行政組織では解決困難な問題があれば、民間主体が解決のために動くしかない。一方で、両者の社会的役割や権利能力は異なるため、両者がチームを組んで事に当たれば、それぞれが単独で動くよりも、問題解決の選択肢は多様になるものと考えられる。つまり、現実的には両者が連携すれば最適解を導き出せるという状況の方が遥かに多いはずであり、両者が手を携えなければ解決できない局面も少なくはないはずである。

したがって、今後の沖縄振興を図るためには沖縄 21 世紀ビジョンも強調しているように「県民との協働」や「企業との協働」などの官民協働のあり方が非常に重要であり、官民協働の代表的なもの一つとして委託料を今回、包括外部監査のテーマに選んだ。以下、官民協働のあり方という視点から委託について考察を行っていく。

II 委託とは

地方公共団体が行う委託は二種類に分類できる。

委託には法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託と、私法上の委託とがあるが、前者は、例えば地方自治法第二五二条の十四の規定に基づく地方公共団体相互間の事務委託の場合、公権力の行使の権限までも委託の対象となし得るのに対し、私法上の委託の場合は、一種の請負とでもいえるべきものである。

「地方公共団体 歳入歳出科目解説」月刊「地方財務」編集局 編
後者の「委託」について明確な定義は存在していないようであるが、「委託事業事務処理マニュアル」(平成23年3月 経済産業省大臣官房会計課)は、「委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等をその執行の適宜性・効率性等に鑑みて、他の機関(地方公共団体、公益法人、民間団体等)又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費」と定義づけている。

国が実施する業務は実に幅広い。知事部局だけでも列挙すると、知事室、総務部、企画部、環境生活部、福祉保健部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、とある。これらの部局が実施する業務自体も多岐にわたり、また事業分野も年々広がる傾向にあるものと思われる。

したがって、国が全て自ら実施するよりは、外部の専門家等に事業あるいは事業の一部を委託する方が経済的、効果的かつ効率的な執行が可能となる場合に委託という選択肢が採用されることになる。

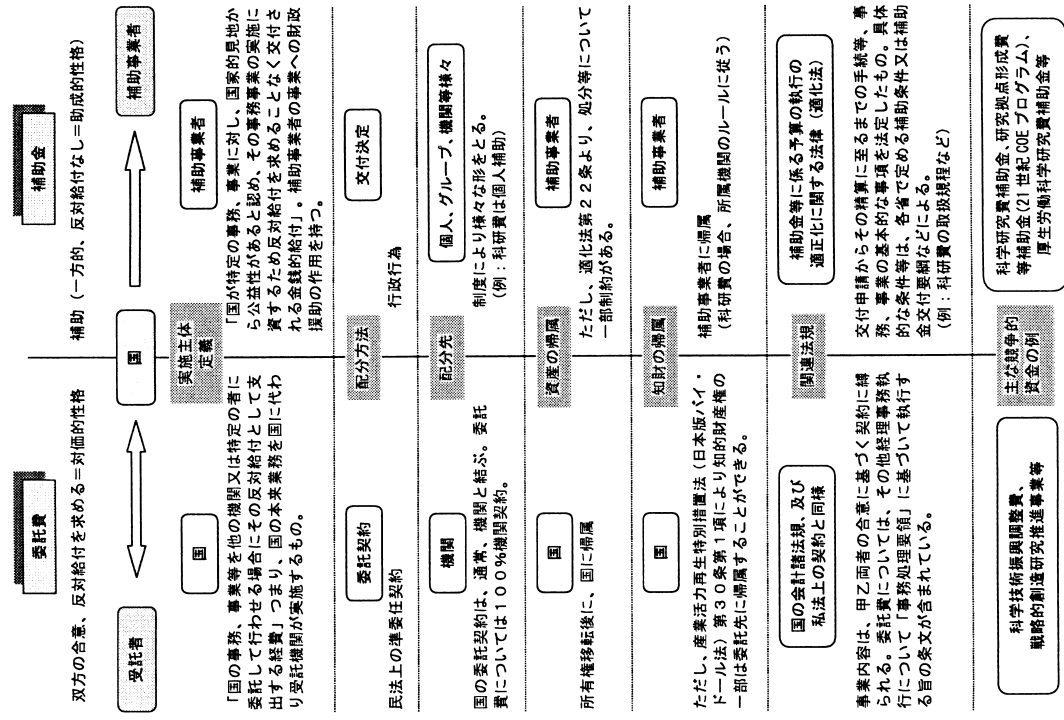
一方で国が行う事業は行政における課題を解決あるいは改善するために行われる。課題を解決できる主体が国以外に存在しており、国という公共的な機関と代わり得る社会的な正当性を保持する存在であれば、当該主体が課題の解決に当たっても良い。このような状況においては補助金という選択肢が採用されることもある。

このように行政における課題を解決する、あるいは改善するという根本的な目的を委託と補助は共有しているが、仕組み等の点において異なる部分がある。

委託か補助かの二択の分りやすい事例として大学等で行われる調査研究がある。調査研究という根本的な目的を達成するために委託と補助、どちらの手法を採用するのか。前者については「受託研究」「受託事業」、後者については「科研費」という言葉により表現されることが多い。

両者の違いについては文部科学省が分かりやすく整理した資料を公表している(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/07121202/005.pdf)。

委託費と補助金の違い



上記の「実施主体定義」の記載を踏襲すると、委託費とは沖縄県が事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合にその反対給付として支出する経費、つまり、県

の本来業務を県に代わり受託機関が実施するものであり、補助金とは県が特定の事務、事業に対し、社会的な観点から公益性があると認め、その事務事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付である。

この意味において、委託及び補助ともに公共的あるいは公益的あるいは公的の実現するための協働のあり方に他ならない。

同じ協働の形態である委託と補助は理屈の上では代替可能と言え、類似した部分も多い。特に根本的な仕組みはある意味同一と言える。すなわち、ある者がある目的を達成するために他の者に目的達成のための業務を履行してもらい、キャッシュを給付するという構造である。キャッシュの給付は、他の者が目的の達成のための事業を実施してもらうことが前提であるが、他の者がキャッシュの受給という自らの利益を優先させ、目的達成のための業務を期待通りには実行しない危険が可能性としては常にある。経済学等において「エージェント問題」として取り上げられる議論であり、業務を実行したかどうかについての情報の多くを依頼者(プリンシパル)ではなく、代理人(エージェント)が保有しているという情報の非対称性が根本的な原因として指摘される。

したがって、委託にせよ補助にせよ、エージェントが依頼者の信頼や期待を裏切り、自らの利益を優先させる可能性はある。実際に沖縄県においても近年、そのような問題が発覚した。問題を起こしたエージェントは沖縄県である。

Ⅲ 識名トンネル新設工事補助金問題(委託・補助という協働関係に内在する問題)
「識名トンネル新設工事補助金問題」は、会計検査院の「平成22年度決算検査報告」(平成23年11月7日内閣に送付)において次のように記載されている。

この補助事業は、沖縄県が、街路事業の一環として、那覇市識名地内において、トンネル掘削に伴いトンネル直上に埋設されている送水管(管径600mm及び900mm)に沈下等の影響が生じないようにするため、掘削補助工、鋼製支保工等(以下、これらを「沈下対策工」という。)を施工するもので、トンネルの坑口付近等において、掘削に先立って切羽頂部周辺の地盤を薬液注入等により補強したものである。

同県は、平成21年1月に、随意契約により本件工事に係る契約を締結後、同年3月に請負人から履行報告書の提出を受けたことから、しゅん功検査を行うなどして、本件工事が契約どおり完了した旨の実績報告を行っていた。

しかし、同県は、18年12月に、本件工事の請負人とトンネル本体の掘削工、吹付工等に係る契約を一般競争契約により締結して21年3月まで実施しており(以下、この工事を「先行工事」という。)、沈下対策工は、先行工事において、19年12月から20年12月までの間に既に施工されていた。

そして、同県が先行工事において沈下対策工を追加施工するよう現場指示を行った時点では、請負人と設計変更による請負代金額の変更協議を行って工事費を増額変更する予定とされていた。しかし、この変更協議が整った場合には沈下対策工に係る工事費にも先行工事の落札率(47.2%)が反映されることから、請負人が難色を示し、請負代金額の変更協議が整わなかった。このため、同県は、先行工事の工事費については増額変更の手続きをとらず、沈下対策工に係る工事費については別途の契約で支払うこととして、随意契約(落札率99.7%)による前記契約の締結を偽装し、虚偽の契約書、履行報告書を作成するなどして、既に施工されていた工事に新規に着手して完了したこととしていた。

したがって、同県は、先行工事において沈下対策工が完了しているのに、虚偽の契約書を作成するなどして工事の実施を偽装し、不適正な経理処理を行って補助金の交付を受けていたもので、本件補助事業(事業費497,700,000円)の実施は著しく適正を欠いており、これに係る国庫補助金447,930,000円が不当と認められる。

このような事象が生じたのは、同県において、国庫補助事業の適正な実施に関する認識が欠如していたことによると認められる。

発覚後の主だった事象等を時系列で列挙すると下記のとおりである。

- ・ 沖縄県は識名トンネル工事の契約問題に係る第三者委員会を設置。同委員会は「識名トンネル工事の契約問題に関する報告書」を県に提出(平成24年2月13日付)。
- ・ この間に検査院指摘以外の不適正な経理5件も発覚。内閣府沖縄総合事務局は国庫補助金取消額・返還額507,087,000円、補助金受領の日から返還までの日数に応じ、年5%の利息納付を求めた(平成24年3月1日付記者発表資料)。
- ・ 県議会2月定例会は9日、本会議を開き、識名トンネル虚偽契約問題による国庫補助金の返還金を削減した2011年度一般会計補正予算の修正案を再度、採決して可否同数となり、議長裁決により再び可決した。県当局は、地方自治法に基づく県政史上初の「拒否権」行使し、同日中に返還金5億7886万円を国へ返還した(平成24年3月10日琉球新報記事より抜粋)。
- ・ 沖縄県は職員の法令遵守と事務処理の適正化を確保するため、沖縄県行政監理本部を設置。この問題の検証を開始(平成24年3月13日より沖縄県行政監理本部設置要綱は施行)。
- ・ 識名トンネル虚偽契約問題で、沖縄総合事務局は21日、県土木建築部が3月30日付で提出した不服申し立てを棄却した。申し立ては、国が補助金の全額返還を求めたことに疑問を示し、返還金約5億8千万円のうち、地盤沈下対策工事に本体工事の落札率47.2%を掛けた額と利子の約2億4千万円を県に戻すよう求めていた(平成24年5月22日琉球新報記事より抜粋)。
- ・ 平成24年6月4日、沖縄総合事務局は被疑者不詳として、補助金適正化法第29条第1項及び第33条第2項、並びに刑法第156条及び第158条に該当するものとして、刑事訴訟法第239条第2項に基づき告発。「沖縄県においては、かねてより行政の立場から、独自にこの種の事案の再発防止や責任明確化などについての取組みが行われているものと承知しておりますが、今回の告発を契機として、不適正な手段により補助金の交付を受けた同事案の経緯や責任の所在がより明らかになり、違反行為の是正に資することを期待しております」(同日付記者発表資料より抜粋)。
- ・ 沖縄県行政監理本部は平成24年6月付で「識名トンネル新設工事補助金問題」に関して行政調査結果報告書を公表。この問題についての沖縄県庁としての検証結果をまとめている。
- ・ 県議会6月定例会は19日、最終本会議を開き、識名トンネル工事虚偽契約問題の真相究明を図る調査特別委員会(百条委員会)の設置を求める動議を、野党・中道会派の賛成多数で可決した。百条委が設置されるのは2度目で1975年以来、37年ぶり(平成24年7月20日琉球新報記事より抜粋)。

(百条委員会)

地方自治法100条に基づき議会の権限として独自に設置する調査特別委員会。設置には議会の議決が必要。調査権の行使方法として、関係者の出頭、証言、記録の提出を求めることができる。正当な理由なく関係者が拒否した場合、禁錮または罰金に処せられる。県議会では1975年に一度だけ設置された。

(<http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-193785-storytopic-10.html>)

- ・ 識名トンネル工事虚偽契約問題で県警は21日、国庫補助金を不正に受給した補助金適正化法違反と工期を偽るなどした虚偽公文書作成の容疑で、県庁や南都土木事務所、工事を受注した大手ゼネコンの大成建設九州支店(福岡県)など数力所の関係先を家宅捜索した(平成24年9月22日琉球新報記事より抜粋)。
- ・ 沖縄県監査委員はこの問題についての住民監査請求を受け監査を行い、「県が施行した真地久茂地線識名トンネル新設工事のうち6件の虚偽契約工事による公金支出は違法であり、そのために国庫補助金の返還に至っており、国庫補助金返還金の返還に伴う利息分の7,177万6,779円が県の損害である」と結論し、「自治法第242条第4項の規定に基づき、知事に対し、国庫補助金の返還に伴い、県が被った損害金の補てんのため、本件に関わった職員及び関係人を改めて調査の上、必要な措置を講ずることを勧告」し、措置の期限を平成25年5月31日としている(平成24年11月24日公表)。

第三者委員会からの報告、沖縄県の行政調査結果報告、住民監査請求を受けての監査委員による監査報告はとりあえず完了しているものの、県警による捜索、百条委員会による調査検証は継続しており、問題の全容についての解明はまだ完了したとは言えない。事実関係についても不明瞭なところも多く、現時点でこの問題を総括することはできないが、一つ言えるのは、先に考察したようにエージェンツ(沖縄県)が、依頼者(国)の依頼する業務よりも自らの利益を優先させるといふ原理的に起こり得る問題が非常に深刻な形で表面化したということである。エージェンシー問題の根本的な原因は情報の非対称性にあると言われる。今回の問題においては国と県との関係において、国に対して県が虚偽の報告により正確な情報提供を行っておらず、両者の間に情報の非対称性が存在していたことが分かる。

識名トンネル問題から得られる教訓は、委託あるいは補助という協働関係においては、情報の非対称性という構造に起因してエージェンツが事業を適正に遂行しない可能性を原理上排除できないということである。

したがって、委託あるいは補助という協働関係においては、この情報の非対称性を緩和するような仕組みを構築しておく必要がある。識名トンネル問題については終論において再度考察を行う。

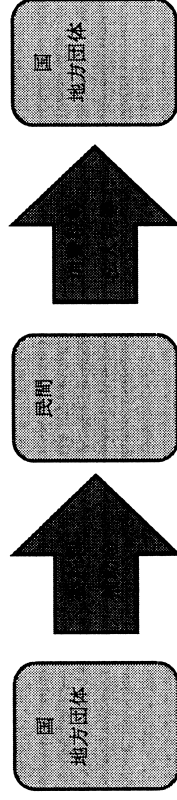
IV 委託と補助という協働関係を取り巻く税制上の違い

1. 委託と補助を巡る税制

現実には「委託」あるいは「補助」を実行すると行政サイドから民間サイドへキャッシュが移動する。一般的に、ある主体からある主体へキャッシュが移動する等の局面(課税機会)において、税を負担できる能力(担税力)が認められるのであれば、測定が行われ、税負担が求められる。

「消費」という課税機会に担税力を認め測定を行い、負担を求める税目が消費税であり、法人の課税所得の発生という課税機会に担税力を認め測定を行い、負担を求める税目が法人税である。

「委託」「補助」を実行した場合の行政サイドと民間サイドのキャッシュの動きはだまかに次の通りに整理できる。



2. 消費税

消費税及び地方消費税は課税売上に対して課税される。課税売上とは次の4つの要件をすべて満たす取引の売上をいう（「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」国税庁より）。

1. 国内において行う取引(国内取引)であること
2. 事業者が事業として行う取引であること
3. 対価を得て行う取引であること
4. 資産の譲渡、資産の貸付又は役務の提供であること

消費税は、特に3.の対価を得ているという要件に担税力を認めて税負担を求められているものと考えられるが、対価性の観点から委託と補助を比較すると次のとおりとなる。

対価性	委託 ある 双方の合意、反対給付を求め る＝対価的性格	補助 ない 補助(一方的、反対給付なし ＝助成的性格)
消費税の取り扱い	課税取引	課税対象外取引

よって、行政サイドが民間サイドにある事業の実行について、委託料という形式を採用した場合に当該収入は原則的に民間サイドにおいては課税売上として認識され、補助金で給付を行うと消費税は課税されないことになる。

委託と補助の消費税に関する要諦は本質的にはこれだけであるが、行政サイドと民間サイドとの間で実際に実行されると、社会的な観点から見ると適正とは言えない問題が発生する。制度上の個別的な設計から発生する問題(免税事業者)と、消費税の担税力の測定方法から発生する問題(消費税の還付等)である。

(1) 委託料の場合

実務的な配慮等から基準期間の課税売上高(前々事業年度が1,000万円以下の小規模事業者については消費税の納税義務が免除される特例が設けられている(消費税法第9条)。仮に受託者が免税事業者である場合、そもそも税負担が発生していないため、行政サイドが委託料の精算を行うに当たっては、社会的な公平性の観点から消費税分を上乗せして支払いを行う必要はないと言える。そこで、行政が委託の最終的な精算を行う際には、受託者が免税事業者であるかどうかの検証等が行われることになる。

(2) 補助金の場合

例えば、モノを仕入れて販売を行うという事業者は、販売という局面においては消費者から消費税を預かる納税義務者である一方で、仕入という局面においては、ある事業者が提供する財貨・サービス等の消費者でもある。よって、事業者が負担すべき消費税の最終的な額は次のように測定される。

$$\text{課税売上に係る消費税等} - \text{課税仕入に係る消費税等(注)} = \text{消費税の納付税額}$$

(注)「事業者が事業として、他の者から資産を譲り受け、もしくは借り受け、又は役務の提供を受けること」(国税庁資料より)

単純化すると例えば次のようになる。

A	B	C
人件費 105 (消費税等 0)	課税仕入 に係る消 費税等 0	0
売上高 210 (消費税等 10)	課税売上 に係る消 費税等 10	10
物件費 105 (消費税等 5)	課税仕入 に係る消 費税等 5	5

上図の C の段階における差引計算 10 - 5 の結果、求められる 5 が消費税の納付税額となる。ここで、上図の売上高を補助金に置き換えると次のとおりとなる。

A	B	C
人件費 105 (消費税等 0)	課税仕入 に係る消 費税等 0	0
補助金 210 (消費税等 0)	課税売上 に係る消 費税等 0	0
物件費 105 (消費税等 5)	課税仕入 に係る消 費税等 5	5

上図の C の段階における差引計算 0 - 5 の結果、マイナス 5 が消費税の納付税額、つまり、消費税 5 の還付を受けることになる。

しかしながら、行政からの補助金 210 の給付で社会的な目的等は達成されているはずで、消費税の計算の特性から追加で消費税の還付 5 を受けるという状況は、公平性の見地から妥当であるとは考えられない。そこで、行政サイドが補助金を給付する際には消費税等について還付等の問題が発生していないか最終的な確定の段階で検証が行われることになる。

3. 法人税等

行政が委託を行う場合、委託料の支払いという形で実際に消費税を負担するのは行政サイドであり、実際に税の納付を行うのは受託者側である。このように消費税は税を負担する者と納税義務者が異なる間接税である。したがって、行政サイドは委託料の支払いによって実際に自分が負担した税が納税義務者により適正に納付されているか検証する必要がある(委託の際の免税事業者の問題)。

また、補助金には対価性がないため、行政が消費税を負担する必要はないが、消費税という間接税の世界では補助を受ける側は一方で消費税の負担者となることが多く、最終的に消費税の精算を行うと、消費税が還付あるいは軽減され、税額が軽減される結果となることもあり得る。つまり、補助金に消費税の負担がないがゆえに消費税という間接税の最終的な計算結果に影響を与えてしまう可能性がある。したがって、行政サイドは補助金の給付により受給者の消費税の最終的な精算に社会的に適正でない影響を与えていないか検証する必要がある(補助の際の消費税の還付の問題)。

一方、法人税は会計上の利益に基づいて課税所得という担税力を測定し、税負担を求める税目であり、税の負担者と納税義務者が同一となる直接税である。したがって、税負担が行政サイドに発生しない以上、委託あるいは補助を執行するに当たっては、消費税について考察したような問題は発生せず、その後の法人の税負担、すなわち法人税の納付あるいは還付の状況について検証を行う必要性は乏しいと言える。

委託あるいは補助の実行に伴い事業者に発生する税目について行政が取るべき一般的な対応をまとめると次のとおりである。

税の種類	事業者の消費税		事業者の法人税
	間接税	直接税	
行政の税負担	ある	ない	ない
行政が検証する必要性	ある	ない	ない

法人税の発生状況は結局、経営という法人の自己責任に帰する以上、確かに行政が検証を行う必要性はない。しかしながら、委託あるいは補助の結果、法人税の計算に影響を与える局面が発生するケースがある。事業者側で固定資産の購入が行われる場合がこれに当たる。法人税は期間損益から導かれる課税所得を元に算出される。企業会計上適正な期間損益は、現金主義ではなく、発生主義により測定される。ある一定期間を定めて損益を測定するとすると、例えば、複数年にわたり売上に貢献する資産を購入した場合、一時の支出ではなく、固定資産として計上し、売上に貢献する間の各期間に減価償却費という形で毎年の費用として配分する必要がある。

ここで、委託の一形態と捉えることもできる指定管理制度を例に考察を行う。行政から 3

年間の指定管理業務を受けた法人が指定管理業務を実施するに当たり当該固定資産を使用した場合、発生主義の原則的な考え方で期間損益を計算すると下記のとおりとなる(現実的な数字ではないが、議論を単純化するため、毎年の指定管理料 200、固定資産 300、その他の毎年の経費 100 とする)。

	1年目	2年目	3年目	合計
売上	200	200	200	600
減価償却費	100	100	100	300
その他経費	100	100	100	300
利益	0	0	0	0
法人税等	0	0	0	0

しかし、固定資産の耐用年数について法人税法上は資産の種類ごとに定められている。仮に上記の状況で購入した固定資産の法定耐用年数が 5 年であり、これに従った処理を行ったとすると、期間損益は次のとおりとなる。

	1年目	2年目	3年目	合計
売上	200	200	200	600
減価償却費	60	60	60	240
その他経費	100	100	100	300
利益	40	40	40	120
法人税等	16	16	16	48

(注)法人税等は実効税率 40%として計算している。

このように法人税法上は法定耐用年数が定められているため、指定管理期間と法定耐用年数が異なる場合、本来的には負担する必要のない法人税の負担が発生するケースがある。これを回避する手段としては、①資産は行政が購入しその分指定管理料から差し引く、②購入した資産を行政に寄付する、という選択肢が考えられる。

①の場合

	1年目	2年目	3年目	合計
売上	100	100	100	300
その他経費	100	100	100	300
利益	0	0	0	0
法人税等	0	0	0	0

②の場合

	1年目	2年目	3年目	合計
売上	200	200	200	600
現物寄付	300	0	0	300
その他経費	100	100	100	300
利益	△200	100	100	0
繰越欠損金	△200			△200
繰越欠損金使用	0	△100	△100	△200
課税所得	0	0	0	0
法人税等	0	0	0	0

このように現金主義を採用する行政と異なり、発生主義を採用する民間においては法人税の負担という局面において工夫を行わないと、不都合が発生する可能性があることが分かる。指定管理制度の導入に伴い、受託者側が固定資産を購入するケースは多くなくなっているものと想定される。指定管理のみに使用する固定資産は行政サイドが購入するという明確な協定を結び、業務上の執行も協定通り実行できれば問題ないが、実務の現場では指定管理のみに使用する固定資産を受託者が購入せざるを得ないケースも出てくるのが想定される。このように行政サイドは委託あるいは補助を執行するに当たり、事業者の法人税の納付の状況を検証する必要性は直接的にはないが、民間サイドの発生主義に基づく期間損益の測定という特性から受託者側に本来的に不要な税負担が発生するケースがあるということは理解すべきである。具体的には、受託者から現物寄付の申し出があった場合の受入態勢の整備しておく必要がある(補助金については事業者側で収入と固定資産の購入額を相殺する内部処理で同様の効果を達成できる圧縮記帳という制度がある)。

V 公社等外郭団体

現実には委託あるいは補助という協働行為を繰り返していくと、選ばれる頻度の高いエージェントが出現してくる。協働関係においては、情報の非対称性が構造として組み込まれており、依頼者はこの問題を解決あるいは改善する必要がある。したがって、依頼者に提供してくれる情報量が多い、あるいは情報は情報を入手することが比較的容易であるなど関係の深い相手であれば、選ばれる頻度は高くなると考えられる。公社等外郭団体が正しくそれに応たる。

「公社等の指導監督要領」(平成 24 年 3 月 30 日一部改正)は、沖縄県と公社等との特殊な協働関係について次のように記している。

1 目的

この要領は、法令等に特別の定めがあるもののほか、県の出資又は出えん(以下「出資等」という。)等により県行政と密接な関連を有する公社等外郭団体(以下「公社等」という。)に対する県の指導監督及び調整に必要な事項を定め、公社等の健全な運営を確保するとともに、県との適切なパートナーシップを構築し、県の行政施策の円滑かつ効果的な推進に資することを目的とする。

他のエージェントとは一線を画す沖縄県とのパートナーシップを有する公社等外郭団体とは次のような団体である。

2 対象とする公社等

- (1) この要領の対象とする公社等は、次のアからウまでの基準により選定した別表1に掲げる法人とする。
 - ア 県の出資等の額が法人の資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)の4分の1以上である法人
 - イ 県の出資等の額が法人の資本金等の4分の1未満である法人のうち、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年沖縄県条例第 45 号。以下「派遣条例」という。)に基づき県が職員を派遣する法人。ただし、全国規模で活動する法人を除く。
 - ウ 県の出資等はないが、設立の経緯等から県行政と密接な関連を有する法人
- (2) (1)に定める法人のうち、県行政と特に密接な関連を有する事業を実施する法人を別表2のとおり「指定法人」として指定する。

別表1(公社等外郭団体)

1 県の出資等の額が法人の資本金等の4分の1以上である法人(34法人)

財団法人沖縄県私学教育振興会
財団法人沖縄科学技術振興センター
財団法人沖縄県水源基金
那覇空港ビルディング株式会社
旭橋都市再開発株式会社
那覇空港貨物ターミナル株式会社
財団法人おきなわ女性財団
財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター
社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団
財団法人沖縄県看護学術振興財団
財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
財団法人沖縄県老人クラブ連合会
財団法人沖縄県セルブセンター
財団法人沖縄県農業開発公社
財団法人沖縄県畜産振興基金公社
財団法人沖縄県水産公社
社団法人沖縄県糖業振興協会
沖縄県漁業信用基金協会
財団法人沖縄県産業振興公社
株式会社沖縄県産業振興センター
沖縄県信用保証協会
公益財団法人沖縄県文化振興会
財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団
財団法人国立劇場おきなわ運営財団
財団法人沖縄県建設技術センター
沖縄県土地開発公社
沖縄県住宅供給公社
久米島空港ターミナルビル株式会社
宮古空港ターミナル株式会社
財団法人海洋博覧会記念公園管理財団
沖縄都市モノレール株式会社
石垣空港ターミナル株式会社
財団法人沖縄県マリンレジャーセイフティービューロー
公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議

2 県の出資等の額が法人の資本金等の4分の1未満である法人のうち、派遣条例に基づき県が職員を派遣する法人。ただし、全国規模で活動する法人を除く。(2法人)

沖縄県土地改良事業団体連合会
財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

3 県の出資等はないものの、設立の経緯等から県行政と密接な関連を有する法人(2法人)

社団法人対米請求権事業協会
財団法人雇用開発推進機構

別表2(指定法人)

財団法人おきなわ女性財団
財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
財団法人沖縄県農業開発公社
財団法人沖縄県産業振興公社
財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
公益財団法人沖縄県文化振興会
沖縄県土地開発公社

選定の結果が片寄ること自体は社会的に妥当な理由があれば問題ないが、協働関係を取り巻く環境は年々変化してきている。かつて妥当であった選定理由が社会的な正当性を失っている可能性もある。

沖縄県は公社等外郭団体との今後の協働関係のあり方について次のように整理している。

平成22年1月 沖縄県総務部

1 公社等外郭団体見直しの背景

公社等外郭団体は、行政の行うべき分野を補充・代替・支援する役割を担い、これまで県民生活の向上に寄与してきましたが、公益法人制度改革や財政健全化法の施行など公社等を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、公社等が行う事業の公益性や財務の健全性等の観点から、公社等のあり方が課題となっています。

また、公社等の多くが県行政の補完的組織として設立・運営されてきたことから、県は厳しい財政状況の中、公社等に対し人的・財政的に多大な支援を行っていることから、公社等の事業運営

については、選択と集中の下、県民ニーズへの効率的な対応が求められています。

2 取り組むべき課題

(1) 社会経済情勢の変化により、民間と競合する事業を行っている公社等への県関与あり方について見直しが必要

(2) 社会ニーズの変化に的確に対応した自主事業の実施など、事業のあり方について公社等としての役割の観点からの検証

(3) 将来にわたり、県民に過大な負担をかけないよう、健全性と自立性を高めるための取組が必要

3 基本的な考え

公社等外郭団体については、これまでの取組により、運営の合理化など個別法人(事業)そのものの見直しに関して、ある程度の整理・縮小はされてきましたが、今後は、公社等のあるべき姿を見据えながら、公社等の行う県民サービスが効率的・効果的に実施されるよう見直しを進めていきます。

4 見直しの方向性

(1) 自律的な法人経営に向けた見直し

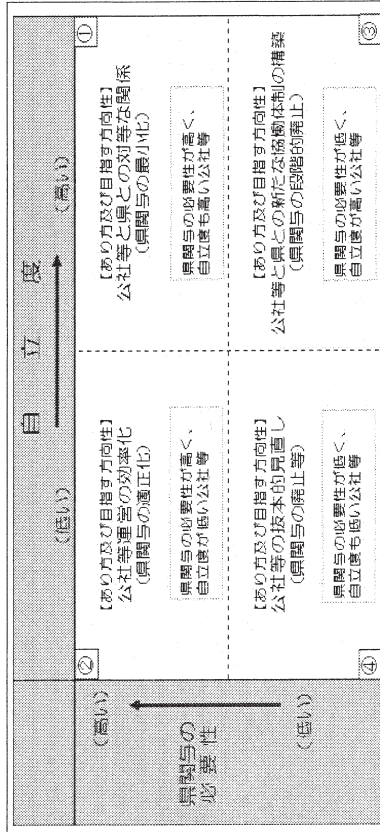
県の施策推進への貢献や存在意義を発揮していくうえで、社会経済情勢や県民ニーズなど公社等を取り巻く環境変化に機動的に対応し、その優位性を十分に活かしながら、効率的・効果的な経営を行うことが求められています。こうしたことから、公社等の自律性を高めるための主体的な法人経営に向けた見直しを進めます。

(2) 健全性と自立性を高めるための見直し

公社等が県からの支援に安易に依存することがないよう、また財務の悪化が放置され過大な県民負担を招くことがないよう公社等の経営の一層の健全化と自立化を図り、公社等の施策推進上の役割や公益性等について、県民に理解され、より信頼を得られるような見直しを進めます。

5 具体的見直し

公社等の今後の役割について、県行政としての必要性と自立度の観点から検証を行い、公社等ごとに今後のあり方を明らかにした上で、今後の県関与について見直します。



【視点】

① 県関与の必要性

公社等が行っている事業について、設立目的との整合性や県施策との密接な関連性、また、公社等の有する専門性や効率性、公益性※の状況など、県施策を推進する上で公社等の役割が必要で、かつ民間法人等で代替が困難かどうかを踏まえ、県の人的・財政的関与が必要かどうかについて判断します。

② 自立度

公社等の県に対する人的・財政的な依存状況や、公社等の経営状況(単年度収支の状況・累積損益の有無)等を踏まえ、県からの支援に依存することなく健全で安定的な法人運営が可能かどうかといった自立度について判断します。

※ 公益性の評価は、公社等の見直しにおける県行政における必要性の判断材料の一つとして取扱っており、新公益法人制度における公益認定には影響を及ぼさないものです。

6 今後のあり方に基づく公社等への県関与の方向性

(1) 公社等と県との対等な関係 (今後の方向性 : 県関与の最小化)

検証の結果、県施策を進める上から県が関与する必要性が高く、自立度が高いと判断される公社等は、県として今後引き続き適正な範囲内において関与をしていきますが、県と公社等との対等な関係の構築を目指す観点から、県関与について見直します。

県の関与を最小限度に抑えるよう見直す公社等(3団体)

- 1 那覇空港ビルディング株式会社

- 2 旭橋都市再開発株式会社

- 3 沖縄県信用保証協会

(2) 公社等運営の効率化 (今後の方向性 : 県関与の適正化)

検証の結果、県施策を進める上から、県施策を補完・代行する公社等として、県が関与する必要性は高いが、現時点において自立度が低いと判断される公社等は、健全で安定的な運営を図るため、県として必要な範囲で適正な支援を行いつつ、公社等運営の支援に当たっては、県の支援の必要性を常に検証し、県施策と連携した効果的・効率的な事業展開を図り更なる経営改善に取り組みます。

なお、これらの公社等については、自立化に向けた公社等として、必要最小限の県関与(基本的分類1)への移行を目指します。

効果的・効率的な事業展開を図るとともに、県関与の適正化に取り組む公社等(19団体)

- 1 財団法人沖縄科学技術振興センター
- 2 財団法人おきなわ女性財団
- 3 財団法人沖縄県文化振興会
- 4 財団法人沖縄県老人クラブ連合会
- 5 財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター
- 6 財団法人沖縄県農業開発公社
- 7 財団法人沖縄県畜産振興基金公社
- 8 社団法人沖縄県糖業振興協会
- 9 沖縄県漁業信用基金協会
- 10 沖縄県土地改良事業団体連合会
- 11 財団法人沖縄県産業振興公社
- 12 財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
- 13 沖縄県土地開発公社
- 14 沖縄都市モノレール株式会社
- 15 久米島空港ターミナルビル株式会社
- 16 石垣空港ターミナルビル株式会社
- 17 財団法人暴力団追放沖縄県民会議
- 18 財団法人国立劇場おきなわ運営財団
- 19 財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

(3) 公社等と県との新たな共同体制の構築 (今後の方向性 : 県関与の段階的廃止)

検証の結果、県施策を進める上から県が関与する必要性は低い、自立度が高いと判断される公社等は、一般の民間法人として独自の経営が可能となる方向での経営の一層の効率化や出

資比率の見直しなどを行い、将来的に県からの支援に依存せず、県民サービスの実現を図る
公社等として、県との新たな協働体制の構築を目指します。

県との新たな共同体体制の構築を目指す公社等(9団体)

- 1 財団法人沖縄県私学教育振興会
- 2 社団法人沖縄県対米請求権事業協会
- 3 財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
- 4 財団法人沖縄県セルブセンター
- 5 社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団
- 6 株式会社沖縄産業振興センター
- 7 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団
- 8 宮古空港ターミナル株式会社
- 9 財団法人沖縄マリリゾートセンター

(4)公社等の抜本的見直し（今後の方向性：県関与の廃止等）

検証の結果、設立目的を概ね達成しているか、または社会経済情勢等の変化により実施している事業が民間による代替が可能な公社等で、かつ県からの人的・財政的関与により自立度が低いとされる公社等については、今後も引き続き公社等の運営に関して、県が関与していく必要性は低いと判断されます。

このため公社等の運営に関して、これまで行ってきた県関与を廃止することで、各公社等が行ってきた事業がより効率的・効果的に実施できるよう、法人の統合等による新たな執行体制の構築や、既存事業の他機関への移管などの見直しを図られ、社会経済情勢の変化に適應した県民サービスの提供が期待されます。

このようなことから、新たな行革プラン期間内において、県関与のあり方について抜本的に見直す方向で取り組みます。

なお、公社等運営への県関与を抜本的に見直したとしても、今後も引き続き県が行う必要性が認められる県民サービスについては、県の責任や役割に適切に対応することで、県民へのサービスの質が低下しないよう継続して取り組みます。

県関与を抜本的に見直すことを目指す公社等(7団体)

- 1 財団法人沖縄県水源基金
- 2 財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団
- 3 財団法人沖縄県看護学術振興財団
- 4 財団法人沖縄県水産公社
- 5 財団法人雇用開発推進機構

- 6 財団法人沖縄県建設技術センター
- 7 沖縄県住宅供給公社

財団法人沖縄観光コンベンションビューロー、公益財団法人沖縄県産業振興公社は、従来委託先として選ばれる頻度が高い。財団法人雇用開発推進機構（エンパクト）は選ばれる頻度の高いエンジェントであったが、解散消滅している。エンパクトの解散消滅こそ環境変化の証左と言えよう。

環境が変わっていく状況の中で、依頼者である行政は最も経済的、効果的かつ効率的な最適解を模索する必要がある。従来から選定されているエンジェントに依頼することがもはや最適解ではない可能性もある。依頼者である行政は、その可能性についても検証を行うことが非常に重要である。以下、本論で具体的に考察を行う。

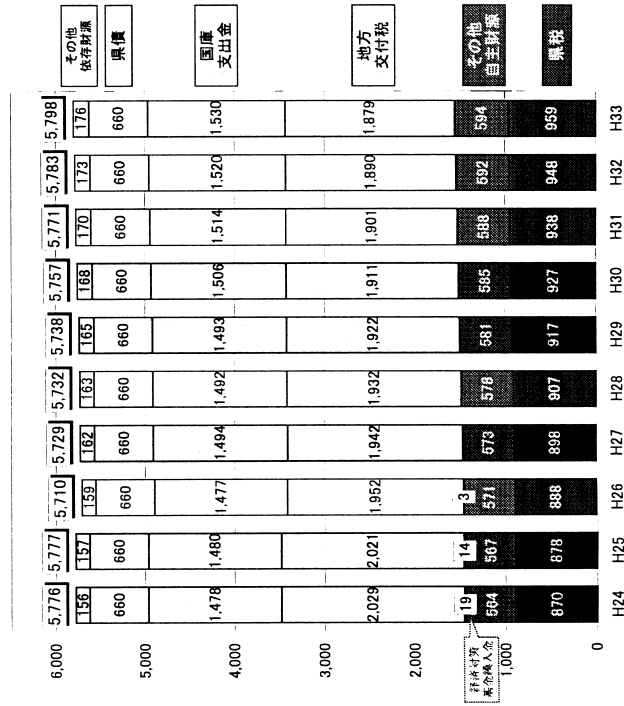
本論

I 沖縄県の財政状況

沖縄県が平成23年度当初予算を基礎として今後の一般会計財政収支の見通しの推計を公表した「今後の財政収支の見通し-長期推計-」（平成23年3月 総務部財政課）によると、まず、歳入の見通しは次のように予測されている。

- 地方交付税や経済対策関連基金繰入金が減となる一方、県税や国庫支出金の増などにより、歳入総額はゆるやかな増加が見込まれる。
- 自主財源については、一定の経済成長を前提として県税収入は増が見込まれ、その他の自主財源はほぼ横ばいで推移することが見込まれる。
- 依存財源については、地方交付税は県税収入の増等を考慮して減が見込まれ、国庫支出金は社会保障関係費への対応等に伴い増が見込まれる。
- 一般財源総額については、県税収入のゆるやかな増が見込まれるものの、地方交付税の増が期待できないことから、大幅な増加は見込めない。

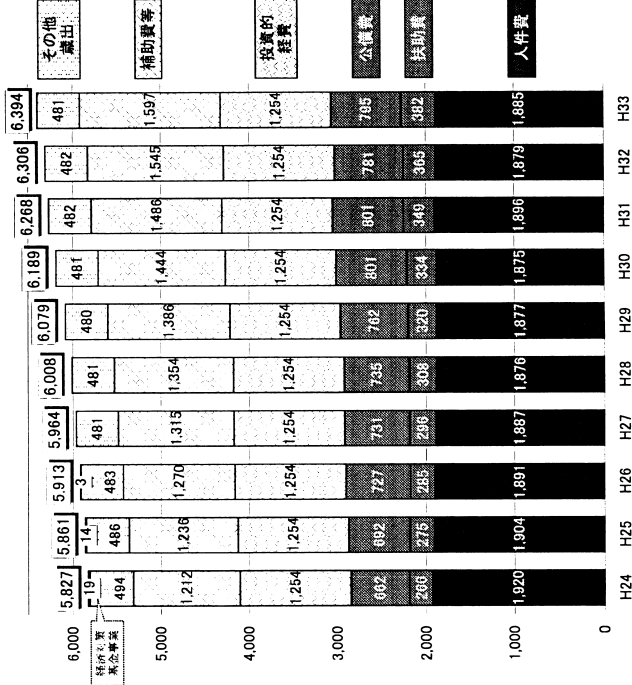
沖縄県の一般会計歳入予算の見通し（億円）



一方、歳出の見通しは次のとおりである。

- 人件費が高い水準で推移するとともに、公債費や社会保障関係費の増などにより、歳出総額は増加が見込まれる。
- 義務的経費については、人件費は、退職手当はゆるやかに減少するもの全体として高い水準で推移し、公債費は臨時財政対策債等の発行に伴い、増加が見込まれる。
- 投資的経費については、横ばいで推移することを見込んでいる。
- その他の経費については、補助費等の大半を占める社会保障関係費が、高齢化の進行などから大幅な増加が見込まれる。

沖縄県の一般会計歳出予算の見通し（億円）



歳入については、一定の経済成長等の下、自主財源については税収等の増加を見込むが、依存財源については逆に減減し、結果としてほぼ横ばい。一方、歳出については、高齢化の進行に伴い補助費（社会保障関係費）の大幅な増加傾向を見込んでいる（平成24年度が

1,212 億円に対し、平成 33 年度が 1,597 億円と 10 年間で額にして 385 億円、率にして約 30%もの増加)。

この結果、平成 33 年度までの最終歳出の状況は次のように推計されている(推計の前提条件については同資料を参照)。

(単位:億円)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
歳入総額 ①	6,082	5,776	5,777	5,710	5,729	5,732	5,738	5,757	5,771	5,783	5,798
自主財源	1,799	1,453	1,459	1,462	1,471	1,485	1,498	1,512	1,526	1,540	1,553
県税	862	870	878	888	898	907	917	927	938	948	959
その他自主財源	669	564	567	571	573	578	581	585	588	592	594
経済対策基金収入金	268	19	14	3	—	—	—	—	—	—	—
依存財源	4,283	4,323	4,318	4,248	4,258	4,247	4,240	4,245	4,245	4,243	4,245
地方交付税	2,022	2,029	2,021	1,952	1,942	1,932	1,922	1,911	1,901	1,890	1,879
国庫支出金	1,433	1,478	1,480	1,477	1,494	1,492	1,493	1,506	1,514	1,520	1,530
県債	660	660	660	660	660	660	660	660	660	660	660
その他依存財源	168	156	157	159	162	163	165	168	170	173	176

歳出総額 ②	6,082	5,827	5,861	5,913	5,964	6,008	6,079	6,189	6,268	6,306	6,394
義務的経費	2,868	2,848	2,871	2,903	2,914	2,919	2,959	3,010	3,046	3,025	3,062
人件費	1,944	1,920	1,904	1,891	1,887	1,876	1,877	1,875	1,896	1,879	1,885
扶助費	247	266	275	285	296	308	320	334	349	365	382
公債費	677	662	692	727	731	735	762	801	801	781	795
投資的経費	1,236	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254
補助費等	1,207	1,212	1,236	1,270	1,315	1,354	1,386	1,444	1,486	1,545	1,597
その他歳出	503	494	486	483	481	481	480	481	482	482	481
経済対策基金事業	268	19	14	3	—	—	—	—	—	—	—

※ H23の数値は、平成23年度当初予算(財源対策後)

(参考)

歳入に占める自主財源の割合	29.6%	25.2%	25.3%	25.6%	25.7%	25.9%	26.1%	26.3%	26.4%	26.6%	26.8%
---------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

歳出に占める義務的経費の割合	47.2%	48.9%	49.0%	49.1%	48.9%	48.6%	48.7%	48.6%	48.6%	48.0%	47.9%
----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

これによると、上述のとおり歳入が横ばいとなる一方、歳出は増加する傾向にあり、その結果、収支不足が拡大していくという非常に厳しい財政状況が予想されている。

これを踏まえ同資料は沖縄県財政の課題と展望を次のようにまとめている。

- 本県財政は、県税等の自主財源の割合が低く、国の地方財政制度に大きく依存した脆弱な構造であるとともに、人件費等の義務的経費の割合が高く、弾力性に乏しい構造となっている。
- 国・地方を通じる財源不足の中、地方交付税等の一般財源の大幅な増加が期待できない反面、社会保障関係費や公債費等の義務的な経費の増加に伴い、今後も継続的に収支不足が生じ、拡大していくことが見込まれる。
- さらに、病院事業の経営再建や、中城湾港(新港地区)をはじめとする臨海部土地造成事業における用地売却低迷などの懸念材料もある。
- 今後とも、医療、福祉、教育など県民に身近で必要不可欠な行政サービス水準を維持していくためには、安定的な財政基盤の確立が不可欠であり、新沖縄県行財政改革プランに基づく取組を計画的かつ確実に実行していくことが必要である。
また、中・長期的には、本県経済の活性化に結びつく産業振興施策の推進により税源のかん養を図っていく必要がある。
- 一方、国と地方を通じて恒常的に収支不足となる構造的な問題(現下の地方財政は16年連続して財源不足が生じる深刻な状況)に對しては、県独自での歳入確保や行革努力のみで対応することは困難である。
このため、今後とも地方自治体が健全で安定した行財政運営を行えるよう、国・地方を通じた税体系の抜本的な見直しと合わせて、地方交付税等の必要な一般財源の確保について、引き続き、国に働きかけていく必要がある。

しかし、平成 23 年 3 月時点の推計に織り込まれていないある環境の大きな変化が平成 24 年度に発生した。沖縄振興交付金である。

県民の手による 2030 年までの長期構想である沖縄 21 世紀ビジョンというグランドデザインを踏まえ、新たな沖縄振興計画と位置付けられる「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」が策定された（計画期間は平成 24 年から平成 33 年まで）。この新たな沖縄振興計画の下、平成 24 年度より沖縄振興交付金制度が導入された。

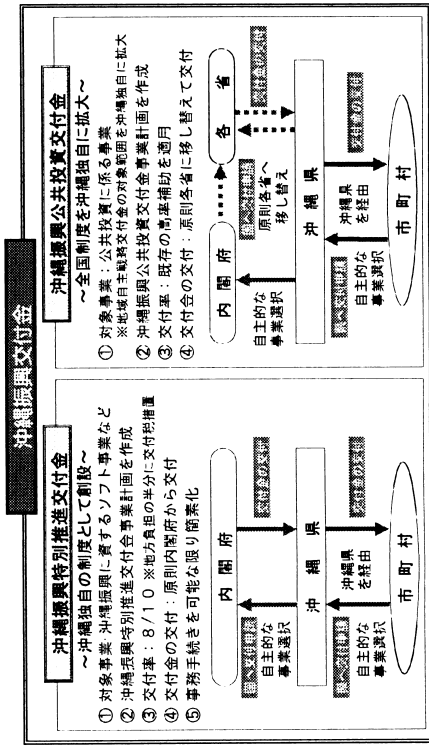
沖縄振興交付金

沖縄振興特別措置法第 105 条の2に基づき、沖縄県及び市町村が自主的な選択に基づいて沖縄振興に資する事業に充当できる沖縄独自の一括交付金制度。従来の補助制度では、補助事業ごとに使途が決められていた（いわゆる「ひも付き補助金」）が、一括交付金制度においては、使途が緩和され、地方の実情に沿った予算編成と自らの創意工夫による事業策定が可能となったほか、交付に係る事務手続の簡素化が図られるなど、地方自治体にとって自由度の高い制度となっている。

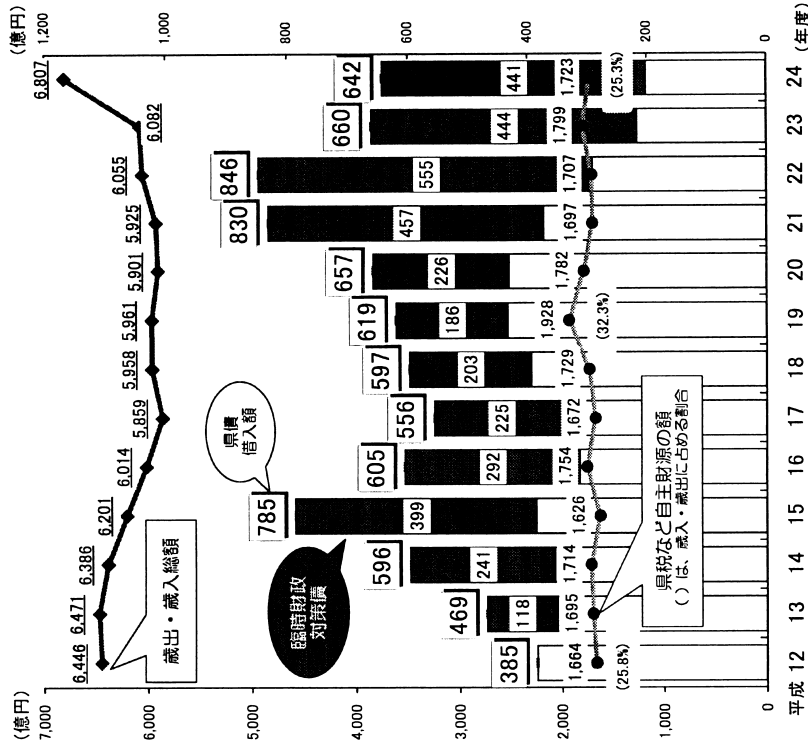
「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画資料編 II 用語解説」

具体的な制度としては2つに分類され、それぞれのスキームは次のとおりである（同資料）。

沖縄振興交付金は、ソフト事業などを対象とする「沖縄振興特別推進交付金」と公共投資に係る事業を対象とする「沖縄振興公共投資交付金」に区分されます。



沖縄振興交付金が導入された結果、平成 24 年度予算は平成 23 年 3 月の推計から大きく外れることとなった。平成 12 年から平成 24 年までの一般会計当初予算の推移は次のとおりである（「沖縄県の財政」平成 24 年 7 月沖縄県）。

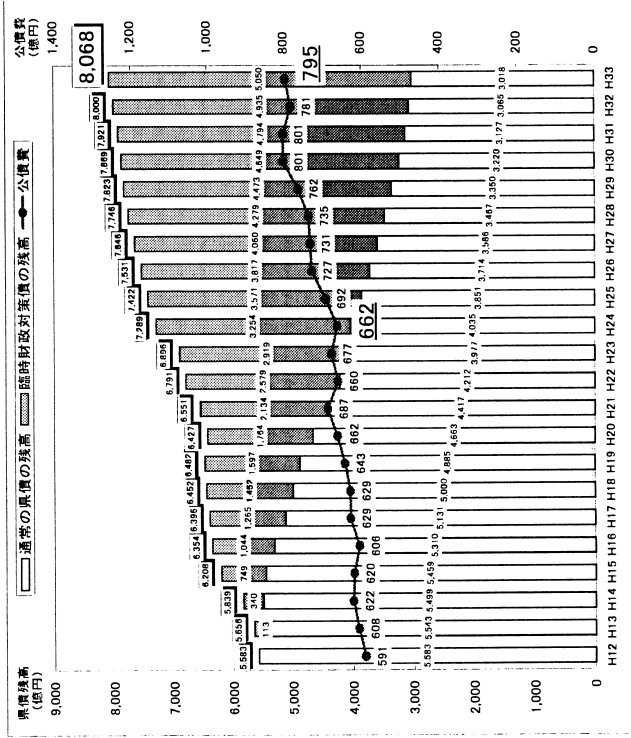


- 予算規模は、平成24年度は沖縄振興交付金の創設等により大幅増となっています
- 所得税から住民税への税源移譲などに伴い、19年度に自主財源の割合は32.3%となりまりましたが、近年は景気低迷などの影響もあり、30%に満たない状況です。
- 原則として、県債の発行は建設事業の財源とする場合に限られますが（□）、地方交付税の不足を埋めるため、平成13年度から臨時財政対策債（■）を発行しています。平成24年度は441億円で、引き続き高水準となっています。

平成 23 年 3 月時点の推計では、平成 24 年度の一般会計の歳入・歳入総額は 5,776 億円となっていたが、沖縄振興交付金制度開始により実際の当初予算額は、6,807 億円と大幅に増加している。一方で、当然のことながら、自主財源比率は当初推計値が 28.2%であったの

に対し、実際は当初予算ベースで、25.3%と相変わらず厳しい状況に変わりはなく、「国・地方を通じる財源不足の中」、今後も同様の予算が組めるかどうかは定かとは言えない。また、県債残高および交際費の推移と見通しについては平成23年3月時点において次のように推計されている。

- 県債残高は、平成13年度以降に地方交付税の振替えである臨時財政対策債を発行してきたことにより年々増加している。
- 臨時財政対策債を除く通常の県債については、公共事業の縮減や沖縄県行政改革プラン等に基づく大型ハコ物整備の抑制に伴う県債発行の抑制により平成12年度以降減少している。
- 公債残高は、平成24年度の662億円から平成33年度には795億円に増加し、県債残高は既に歳入予算規模を超え、今後も増加傾向にあり、平成33年度には8,068億円に達する見込み。



※H12～H21は決算、H22～H23は当初予算、H24以降は推計

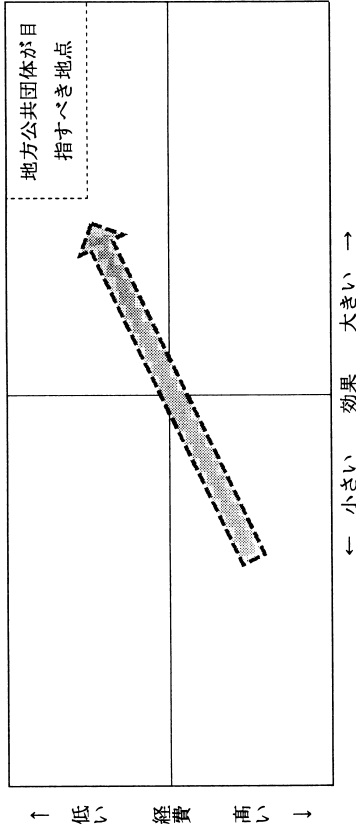
平成23年3月時点での歳出の見通しにおいて平成23年度の県債残高は6,896億円と見込まれていたが、実際には6,847億円と若干低くなっているものの、県債残高の状況については平成23年3月時点での推計におけると同様、厳しい状況にあることが推測できる。

以上より、財政状況について肯定的な材料としては沖縄振興交付金の導入があるが、制度はともかくとして規模がこのまま継続するかは確かではない。一方で、高齢化の進行に伴う社会保障費の増加と歳入の穴埋めに伴う県債残高の増加傾向は、大きなトレンドとして今後も継続するのは間違いないと言える。

したがって、平成23年3月時点で沖縄県が推計した収支不足が拡大して行くような可能性は回避されず、沖縄県の今後の財政状況は依然として厳しい状況にあると考えられるべきであり、行政部門においては、経済的、効果的かつ効率的な事務の執行のための財政改革等不断の努力が今後も求められる。

II 地方公共団体における契約の締結

地方公共団体は、事務処理に当たっては「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが求められている（地方自治法第2条14項）。これを受け、地方公共団体が委託等の契約を行う際には、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するもの」とされている（地方自治法第243条1項）。

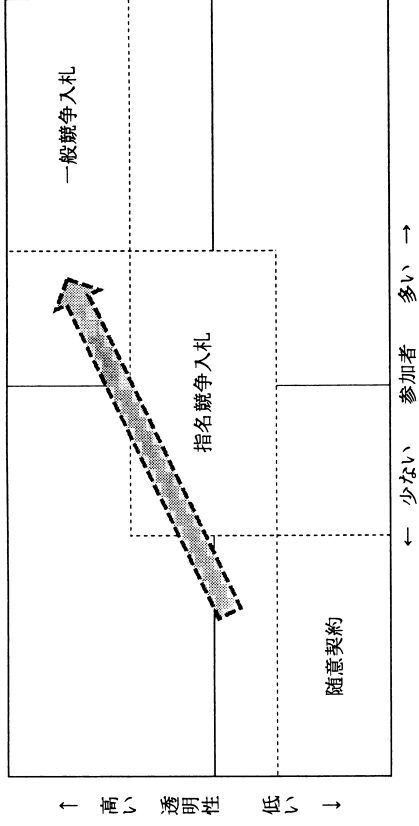


最少の経費と最大の効果を切り分けて考えてみると、最大の効果をいかに測定するのが非常に難しい問題である一方、最少の経費を測定することは比較的容易である。すなわち、最低金額を提示したものと契約を締結すればよい。また、競争参加者が原的に潜在している以上、最低金額は更新される可能性が常にある。よって、参加者を可能な限り多くして競争させる必要がある。

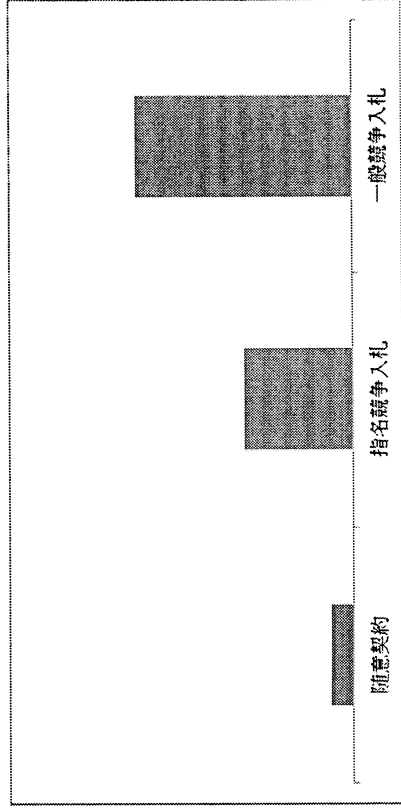
そこで、地方自治法に規定されている地方公共団体における契約の種類を簡単にまとめると、次のようになる。

- 一般競争入札 …… 公告を行い、不特定多数の者が競争させ、予定価格の範囲内で最も低い価格を提示した者と契約する。
- 指名競争入札 …… 一定の資格を有する者から選定した特定の者に通知し、予定価格の範囲内で競争させ、最も低い価格を提示した者と契約する。
- 随意契約 …… 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」や「契約の予定価格が少額である場合」など一定の場合に競争入札に依ることなく、特定の者を選定する。

少なくとも「最少の経費」を実現するための望ましい契約方法は、参加者が多く競争原理がより強く働く順に、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、と整理できることが分かる。したがって、地方公共団体における原則的な契約方法は一般競争入札であり、指名競争入札および随意契約は例外的な契約方法として位置付けられている。



以上より、地方自治法を踏まえると、地方公共団体における契約の分布は次のように観察されるはずである。



この契約の原則的な考え方を徹底すると、最少経費は実現できるかもしれないが、地方自治法が求めている「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが達成できない可能性は否定

できない。すなわち、経費と効果がトレードオフの関係にある場合、「最少の経費で最大の効果」という矛盾を孕む目的を達成するためには、単純な最少経費の追求だけではなく、より多角的なアプローチを行う必要がある。実際、契約方法については歴史的に改良が加えられてきている。

現行の契約方法の類型について整理すると次のとおりとなる。

- 一般競争入札 …… 公告を行い、不特定多数の者を競争させ、選定を行う。
 予定価格の範囲内で最も低い価格を提示したものを選定する
 最低価格落札方式と、価格だけでなくその他の条件を考慮して最も有利な申し込みをした者を選定する総合評価落札方式の二つの方法がある(地方自治法施行令第167条の10の2)。
- 指名競争入札 …… 一定の資格を有する者から選定した、特定の者に通知し、競争させ、選定を行う。
 一般競争入札同様、最低価格落札方式と、総合評価落札方式の二つの方法がある(地方自治法施行令第167条の13)。

任意契約 …… 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」や「契約の予定価格が少額である場合」など一定の場合に競争入札に依ることなく、特定の者を選定する。
 原則として見積りをとることが求められる。
 複数の者に企画書等の提出を求めて最良の提案者と契約する企画競争方式(プロポーザル)がある。

(参考)

指定管理者制度 …… 住民サービスの向上や経費の削減を図るため、地方公共団体が出資する法人等に限定されていた公の施設の管理を地方自治法の改正により平成15年より民間団体でも行えるようになった。
 公募を行い、総合的な評価により選定が行われる。地方自治法上の「契約」には該当しないため、入札の対象ではなく、「協定」という形でルールが締結される。

Ⅲ 平成23年度決算における委託料の状況

1. 委託に関する契約状況

沖縄県の平成23年度の一般会計歳入歳出決算の状況は次のとおりである。

(単位：百万円、%)

区分	平成23年度		前年度比較	
	平成23年度	増減額	平成22年度	増減率
予算	現額	△25,741	718,056	△3.6
歳入	決算額	△15,874	654,289	△2.4
歳出	決算額	△19,041	643,212	△3.0
形式	収支額	3,166	11,076	28.6
に 対 する 額	歳入決算額の増減額	△63,767		
	歳出決算額の増減額	△74,843		
	歳入決算額の増減率	△8.9		
	歳出決算額の増減率	△10.4		

(「平成23年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書」より。円単位については加工)

歳出決算について個別に集計すると次のとおりとなる。

科目 <コード及び名称>	01 01	02 02	03 03	04 04	05 05	06 06	07 07	08 08	09 09	10 10	11 11	12 12	13 13	合計	増減率
01 01 01 01	466	331	232	79	180	164	50	176	260	260	0	0	0	3,202	0.5
02 02 02 02	166	4,303	1,611	2,604	429	2,892	860	2,725	11,150	84,624	28	0	0	91,246	14.6
03 03 03 03	233	7,394	902	1,361	217	1,723	509	1,822	10,411	43,480	17	0	0	66,835	10.7
04 04 04 04	239	1,079	640	811	182	1,117	330	1,099	4,042	23,400	10	0	0	32,685	5.2
05 05 05 05	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
06 06 06 06	3	276	82	62	66	270	28	230	104	422	1	0	0	1,544	0.2
07 07 07 07	2	30	140	47	98	22	8	123	51	0	0	0	0	2,317	0.4
08 08 08 08	60	391	80	104	16	289	120	176	180	892	10	0	0	3,317	0.4
09 09 09 09	17	1,176	71	358	67	859	128	319	1,667	2,813	4	0	0	7,539	1.2
10 10 10 10	6	410	46	176	8	82	11	110	314	235	6	0	0	1,318	0.2
11 11 11 11	2	6,460	1,692	1,939	2,368	4,338	6,607	19,859	1,092	3,157	85	0	0	47,308	7.6
12 12 12 12	3	531	171	69	10	198	46	439	1,062	734	0	0	0	3,069	0.5
13 13 13 13	0	2,190	413	180	54	15,749	19	37,259	2,114	5,626	344	0	0	64,923	10.3
14 14 14 14	0	85	0	0	0	1	1	6	0	0	0	0	0	51	0
15 15 15 15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 16 16 16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 17 17 17	7	914	46	89	67	69	72	198	99	1,111	0	0	0	3,629	0.6
18 18 18 18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 19 19 19	147	11,272	67,864	6,601	3,616	19,438	4,190	4,823	44	1,303	164	0	0	12,348	21.1
20 20 20 20	0	0	19,993	3,666	0	0	0	0	0	219	0	0	0	23,979	3.6
21 21 21 21	0	0	618	172	0	176	11,360	283	0	62	0	0	0	12,672	2
22 22 22 22	0	41	0	0	0	84	131	7,024	0	0	0	0	0	7,283	1.2
23 23 23 23	0	979	54	127	0	286	0	747	0	79	0	0	0	13,255	2.5
24 24 24 24	0	0	1,079	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	1,179	0.2
25 25 25 25	0	153	6,816	3,580	3,316	55	0	154	0	0	0	0	0	11,782	26.6
26 26 26 26	0	0	11	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	0
27 27 27 27	0	1	0	0	0	3	0	0	0	13	3	0	0	24	0
28 28 28 28	0	17	1	6,433	139	133	695	918	0	0	0	0	0	66,164	1,499
29 29 29 29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 30 30 30	1,398	38,664	102,544	30,412	10,805	48,160	25,563	80,444	32,628	147,822	667	66,181	38,867	824,171	100
合計	0.2	6.2	16.4	4.9	1.7	7.7	4.1	12.9	5.2	23.7	0.1	10.6	6.2	100	

(財政課より提供を受けたデータを加工)

委託料は473億円と歳出全体に対して7.6%、負担金、補助及び交付金は1,316億円と歳出全体に対して21.1%となっており、非常に高い割合を占めていることが分かる。

そこで、監査の対象である委託料について全般的な分析を実施するため、委託料に関する次の情報についての提供を知事所轄の部局に依頼を行った(歳出決算との複雑性の検証は行っていない)。この論点については終論の全体に対する監査意見で考察を行う。

(依頼した部局等)

知事公室、総務部、企画部、環境部、福祉保健部、農林水産部、商工労働部、土木建築部、文化スポーツ部、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、議会事務局、教育委員会、公安委員会

(依頼した内容)

課名

事業名

最終予算額

事業概要

委託先複数あり、記載が困難な場合は契約件数の記載を依頼

契約金額

選定方法(一般競争入札、指名競争入札、総合評価方式、随意契約)

随意契約の場合の理由

随意契約の場合、契約金額10万円以上の場合に2社以上から相見積徴取したか、企画

競争(プロポーザル)を行ったか、公募を行ったか

平成23年度を含む継続契約実績

過去の包括外部監査対象年度

なお、一般競争入札および指名競争入札における総合評価方式について監査人は総合評価方式の選択肢を用意して足りるものと判断してしまっていた。

しかし、入札については最低価格落札方式と総合評価落札方式を明示的に区分した形で質問を行った方が各部局は回答が容易であったものと考えられ、結果として総合評価方式を採用していたとしても一般競争入札、指名競争入札として各部局から回答がなされている。これにより沖縄県における総合評価方式の導入状況を明示することが今回は実現できなかった。職名トンネル問題があったものの、一方で土木建築部において行われていたであろう先進的な取り組みの状況を分析できなかったことは特に残念である(今回の調査では、指定管理の選定方法が総合評価方式として回答がなされている)。

課名	事業名	最終予算額	契約金額	選定方法	随意契約	指名競争入札	一般競争入札	総合評価方式	その他	合計
知事公室		161	45	1	1	0	0	0	0	157
企画部		78	2	2	1	0	0	0	0	212
環境部		566	30	2	0	0	0	0	0	635
福祉保健部		566	22	2	0	0	0	0	0	588
農林水産部		470	230	0	2	0	0	0	0	702
商工労働部		372	7	11	2	0	0	0	0	392
文化観光スポーツ部		188	6	6	4	0	0	0	0	210
土木建築部		728	607	14	21	0	0	0	0	1372
労働委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
出納事務局		342	1	68	0	0	0	0	0	409
監査委員事務局		183	120	5	4	0	0	0	0	1812
総務部		8	0	0	0	0	0	0	0	18
企画部		5	0	0	0	0	0	0	0	5
環境部		2	0	0	0	0	0	0	0	2
福祉保健部		0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産部		7	0	0	0	0	0	0	0	7
商工労働部		2	0	0	0	0	0	0	0	2
文化観光スポーツ部		1	0	0	0	0	0	0	0	1
土木建築部		4837	1200	107	38	0	0	0	0	6184
契約係数合計		78,22%	19,40%	1,73%	0,61%	0,03%	0,03%	0,03%	0,03%	100,00%

課名	事業名	最終予算額	契約金額	選定方法	随意契約	指名競争入札	一般競争入札	総合評価方式	その他	合計
総務部		78,22%	19,40%	1,73%	0,61%	0,03%	0,03%	0,03%	0,03%	100,00%
環境生活部		78,22%	19,40%	1,73%	0,61%	0,03%	0,03%	0,03%	0,03%	100,00%
福祉保健部		78,22%	19,40%	1,73%	0,61%	0,03%	0,03%	0,03%	0,03%	100,00%
農林水産部		78,22%	19,40%	1,73%	0,61%	0,03%	0,03%	0,03%	0,03%	100,00%
商工労働部		78,22%	19,40%	1,73%	0,61%	0,03%	0,03%	0,03%	0,03%	100,00%
文化観光スポーツ部		78,22%	19,40%	1,73%	0,61%	0,03%	0,03%	0,03%	0,03%	100,00%
土木建築部		78,22%	19,40%	1,73%	0,61%	0,03%	0,03%	0,03%	0,03%	100,00%
教育庁		78,22%	19,40%	1,73%	0,61%	0,03%	0,03%	0,03%	0,03%	100,00%

次に契約金額ベースで集計結果を見ると次のとおり(単位:千円)。

課名	事業名	最終予算額	契約金額	選定方法	随意契約	指名競争入札	一般競争入札	総合評価方式	その他	合計
知事公室		21,981	1,488,586	1	1	0	0	0	0	1,693,354
企画部		41,163	41,163	41	41	0	0	0	0	1,097,313
環境部		2,888,988	13,445	13,445	13,445	0	0	0	0	2,824,480
福祉保健部		802,252	103,752	122,271	80,285	0	0	0	0	1,214,070
農林水産部		2,841,772	82,284	10,080	301,186	0	0	0	0	3,235,302
商工労働部		2,108,407	1,437,308	0	54,000	0	0	0	0	3,589,715
文化観光スポーツ部		4,174,285	25,887	151,435	78,420	0	0	0	0	4,430,947
土木建築部		3,311,888	71,128	0	925,481	0	0	0	0	4,009,278
労働委員会		6,587,221	4,052,588	171,500	1,958,885	0	0	0	0	13,474,003
出納事務局		459,841	195	628,137	0	0	0	0	0	1,088,273
監査委員事務局		871,172	328,733	19,383	280,858	0	0	0	0	1,200,143
総務部		10,305	0	0	0	0	0	0	0	10,305
環境生活部		39,000	35,880	0	0	0	0	0	0	74,880
福祉保健部		1,095	0	0	0	0	0	0	0	1,095
農林水産部		117	0	0	0	0	0	0	0	117
商工労働部		172	0	0	0	0	0	0	0	172
文化観光スポーツ部		24,881,847	8,005,988	1,168,038	3,603,201	0	0	0	0	38,300,288
土木建築部		84,81%	20,90%	3,04%	9,41%	1,73%	0,03%	0,03%	0,03%	100,00%

合計について両者をグラフにすると、それぞれ次のとおりである。

2. 随意契約とは

「新版 逐条地方自治法(第 5 次改訂版) (松本英昭)によると随意契約とは次のような特徴を持っている。

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約法をいう。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続が簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なくて済み、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはそのすべてをみとすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力を熟知のうえ選定することができるから、その運用さえよければよくその長所を発揮し、所期の目的を達成することができる。しかしながら、いつたんその運用を誤ると相手方が固定化し、しかも契約自体が情実により左右され、公正な取引の身を失する虞もある。

随意契約は下記の 9 つに限定列挙されている(地方自治法施行令 167 条の 2)。

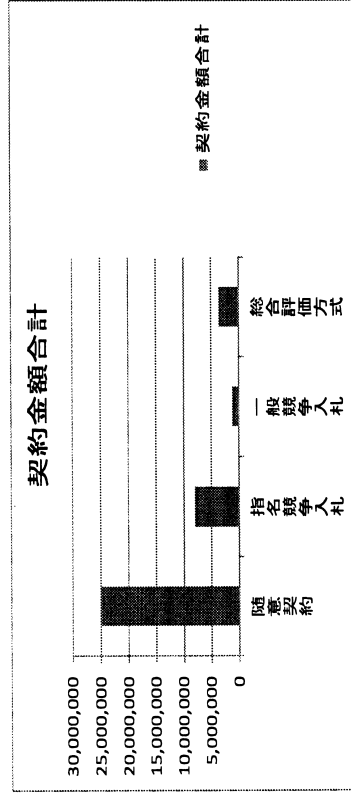
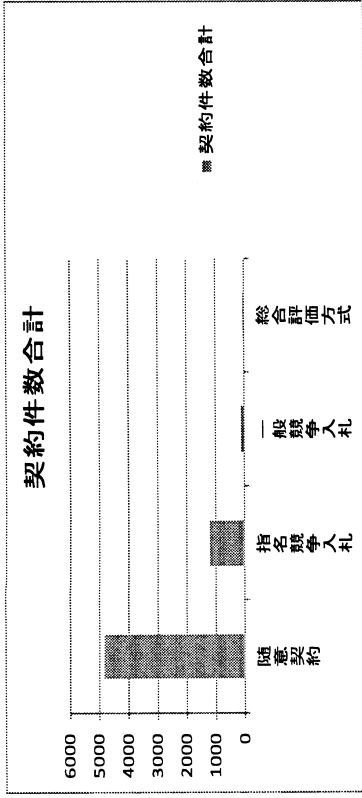
- ① 売買、賃借、請負等で一定の要件を満たすとき
- ② 不動産の買入れ等でその性質等が競争入札に適さないとき
- ③ 障害者自立支援法等に基づく一定の要件を満たすものと契約をするとき
- ④ 新商品生産により新たな事業分野開拓を図るもので一定の要件を満たしたものと契約をするとき
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ⑥ 競争入札に付することが不利となるとき
- ⑦ 時価に比して著しく有利な契約を締結できる見込みがあるとき
- ⑧ 競争入札に付したが入札者がいないとき等
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき

以下、同資料より適宜抜粋を行い概観していく。

① 売買、賃借、請負等で一定の要件を満たすとき

「売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃借料の年額又は総額)が契約の種類に応じて定める一定の額(令別表五)の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき」は随意契約を締結することができる。

つまり、「金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額以内のものについては、随意契約によることができる」とされている。



契約件数、契約金額ともに随意契約が突出した結果となっている。地方自治法上は原則的契約方法として一般競争入札、例外的な方法として指名競争入札、随意契約と順位づけられているが、実際の沖縄県における契約実態は鏡で映したかのように正反対の結果となっている。

法の理念がしろにされているということなのであろうか。なぜ実務においては、これ程随意契約が採用される結果となるのであろうか。随意契約はどのような有用性を持っているのであろうか。

契約の種類に応じた一定の金額以内のものについては地方自治法施行令に基準が定められており、沖縄県の財務規則はそれを踏まえて下記のとおりに設定している。

沖縄県財務規則

第137条の2 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

② 不動産の買入れ等でその性質等が競争入札に適さないとき

「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」は随意契約を締結することができる。

「不動産の買入れ又は借入れ又は借入れ又は借入れ契約」は、一般的には普通地方公共団体が特定の土地又は家屋を買入れ又は借り入れる必要がある場合に締結するものであり、このような契約は通常不特定多数人又は特定多数人の参加を求めて競争により最低の価格で申込みをした者と契約を締結するというようなことは、まず考えられない。すなわち、不動産の買入れ又は借入れは、通常特定の相手方との折衝の結果、価格その他の条件が整ったうえで初めて契約を締結するのであり、これは随意契約の方法による場合の典型的な事例であつて、このような契約は、その性質そのものが競争入札に適しない性格をもつているのである。

③ 障害者自立支援法等に基づく一定の要件を満たす者と契約をするとき

平成一六年に自治令の改正により追加されたものである。該当の契約によつて調達しようとするものは、障害者等の就業、自立を支援する目的を実現する過程において当然に派生するものであり、その発生は政策目的にとつて当然のものである。そして、それを地方公共団体が調達することが政策目的に合致するものであつて、契約の相手方は法規上明確にされ限定されていることから、随意契約によつても経済性及び競争性の観点から問題となるようなものではなく、公正性及び透明性の原則の支障となるものではないと考えられるものである。また、

その手続について公正性及び透明性を確保できるよう契約の際の手続について必要な事項を地方公共団体の規則で定めることとしている。

なお、沖縄県は財務規則第137条の3において次のように、これに関する規則を定めている。

第137条の3 令第167条の2第1項第3号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) 契約担当者は、あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約担当者は、契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに申請方法を公表すること。
- (3) 契約担当者は、契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結状況を公表すること。
- 2 前項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により行う。

④ 新商品生産により新たな事業分野開拓を図る者で一定の要件を満たしたものと契約をするとき

平成一六年に自治令の改正により追加されたものである。該当の契約によつて調達しようとする物品は、他に類のないものを生産又は加工するものであつて、その生産物等には新規性があり、また、総務省令で定めるところにより地方公共団体の長が「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」と認定した者を相手方とするものである。…(省略)… つまじ、認定を受けた事業者は、他の者による同類の生産物等よりも優れた機能性を有する新しい物品を生産又は加工するものと考えられ、それを調達する地方公共団体はそのことによりさらに利益を享受することができるのであり、経済性及び競争性の原則の支障にはならないと考えられるものである。さらに、その手続について公正性及び透明性を確保できるよう契約の際の手続について規則で定めることとしている。

⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

「緊急の必要」とは、たとえば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行

政上も経済上もはなはだしく不利益を蒙るに至るような場合である。緊急の必要があるかどうかは、長がこれらの客観的な事実に基づいて個々具体的に認定するものである。

⑥ 競争入札に付することが不利となるとき

例えば、次のような場合がこれに該当すると考えられる。

ア 現に契約履行中の工事又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき(現在履行中の業者以外の者に行わせるときは、資材、器具その他の点で契約金額が割高となるような場合が考えられる。)

イ 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由で価格を高騰させるおそれがあるとき

ウ 打ち切った工事の再起工

ただ、このような不利と認められるときの判断は、指名競争入札によれる場合の「不利と認められるとき」の判断と同様、長が個々具体的な事実に基づいてこれを行う必要がある、恣意的にならなければならないことはいままでもないことである。

⑦ 時価に比して著しく有利な契約を締結できる見込みがあるとき

時価に比して著しく有利な価格とは、たとえば、ある物品を購入するに当たり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保有している当該同一物品の価格に比して著しく有利な価格でこれを購入することができるような場合である。このような契約の締結の場合、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要があるとはいえないであろう。

⑧ 競争入札に付したが入札者がいないとき等

一般競争入札又は指名競争入札にふしても入札者がいないとき、又は再度入札にふしても落札者がいないときには、随意契約によることができる。ただ、一般競争入札又は指名競争入札に付した場合は、競争入札に付したとき、直ちに、再度入札をすることができる(令一六七の八 3)のであるが、最初の入札においても再度の入札においてもともに落札者がいない場合は、必ず随意契約によらなければならないとするものではなく、このような場合、日時を改めて再度広告入札をしても一向に差つかつかえはないのである。しかしながら、契約の内容によつては、再度広告入札に付することができる場合とそうでない場合があると考えられるので、再度広告入札に

付することができないような場合を予想して、ともに落札者がなければ随意契約によることができるとしているものである。

⑨ 落札者が契約を締結しないとき

通常落札者が契約を締結しないということは考えられないが、しかし、落札者とはなつたけれども何らかの理由により、普通地方公共団体と契約を締結しないような事態が発生する場合がある。たとえば、錯誤によるような場合は別として、入札時には入札者が入札価格の積算上十分契約の履行が可能であるとの考えの下に入札した場合、その後の急激な事情の変更によつて、とても落札価格では完全な履行はできず、出血受注となるようなとき等においては、落札者となった業者が契約を締結しないというような場合もありうる。

以上、地方自治法で規定されている随意契約適用の要件を踏まえて、沖縄県はさらに財務規則で随意契約について次のような規定を設けている。

(予定価格)

第 138 条 契約担当者は、令第 167 条の 2 第 1 項の規定により随意契約をしようとするときは、あらかじめ第 123 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

2 前項の規定により予定価格を定める場合において、次条第 3 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げるとき、並びに 1 件 100 万円未満については予定価格調書の作成を省略し、予算執行間でもつてこれに代えることができる。

(見積書)

第 139 条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示して 2 人以上から見積書を取らなければならない。ただし、1 件の金額が 10 万円未満の契約をしようとするとき、又は特別の事情により 2 人以上から見積書を取ることができない場合は 1 人から見積書を取るものとする。

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、見積書を取ることに代えて、契約担当者の使用に係る電子計算機と見積りをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を取ることができる。

3 契約担当者は、第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を省略することができる。

(1) 新聞、その他の定期刊行物及び例規等の追録を購入するとき。

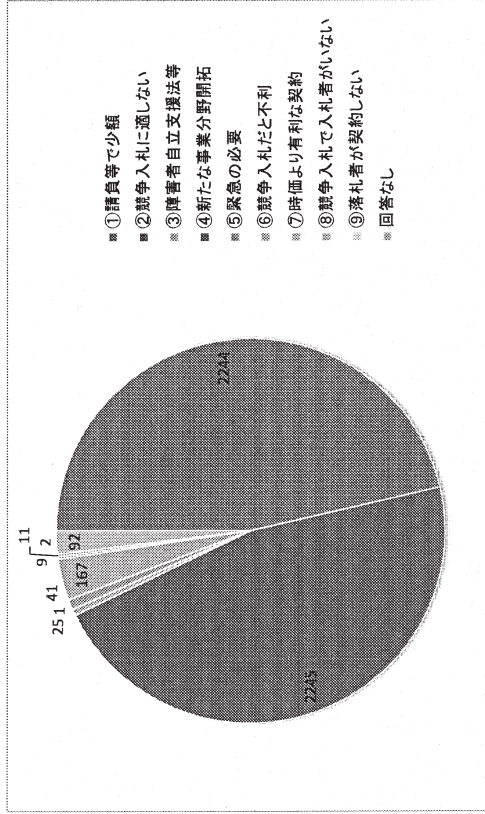
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と契約を締結するとき又は令第152条第1項に規定する法人と随意契約を締結するとき。
- (3) 令第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を委託するとき。
- (4) 季節がある産物又は腐敗のおそれがある物件の購入で、見積書を取る暇がないとき。
- (5) 官報、郵便切手その他公定価格の定めがあるものを購入するとき。
- (6) 1件の金額が、3万円未満の契約を締結しようとするとき。
- (7) 土地の買入れ又は借入れで、その性質又は借入れが競争入札に適しない契約を締結しようとするとき。

3. 随意契約の実態

(1) 随意契約理由

委託料の随意契約理由について回答を集計すると次のとおりとなった。

随意契約理由	①請負等で少額	②競争入札に適しない	③競争者自立支様法等	④新たな事業分野開拓	⑤緊急の必要	⑥競争入札と不利	⑦時価より有利な契約	⑧競争入札者がいない	⑨落札者が契約しない	回答なし	合計
知事公室	21	7	0	0	0	2	0	0	0	0	30
総務部	69	70	0	0	0	4	2	0	0	0	161
企画部	11	63	0	0	0	4	0	0	0	0	79
生涯学習部	175	68	0	0	0	0	1	0	0	0	242
建設部	224	30	10	0	0	0	0	0	0	0	264
農林水産部	274	217	0	0	4	19	0	0	0	7	410
衛生保健部	74	296	0	0	0	0	0	0	2	0	372
文化観光スポーツ部	100	98	0	0	0	0	0	0	2	0	198
土木建設部	215	333	13	0	38	124	5	3	0	0	728
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農畜本部	192	147	1	0	0	1	0	0	0	0	342
総務庁	1069	530	1	0	0	4	1	3	0	85	1653
出納業務局	4	3	0	0	0	0	1	0	0	0	8
県議会事務局	4	8	0	0	0	1	0	0	0	0	13
人権委員会事務局	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7
監査委員会事務局	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
選挙管理委員会事務局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	2244	2245	25	1	41	167	9	11	2	82	4837
割合	46.39%	46.41%	0.52%	0.02%	0.85%	3.45%	0.19%	0.23%	0.04%	1.90%	100.00%



① 請負等で少額

全体に占める割合が46.39%と2番目の理由となっている「①請負等で少額」について、各部署における1件あたり平均契約金額は次のとおりである(単位：千円)。

随意契約理由	①請負等で少額
知事公室	299
総務部	404
企画部	448
環境生活部	319
福祉保健部	307
農林水産部	827
商工労働部	298
文化観光スポーツ部	362
土木建築部	773
労働委員会	0
県警本部	237
教育庁	189
出給事務局	181
県議会事務局	599
人事委員会事務局	42
監査委員事務局	59
選挙管理委員会事務局	172
合計	324

100万円を超えるものあり、最大800万円

100万円を超えるものあり、最大400万円

委託契約なし

100万円を超えるものは、設計委託で財務規則第137条の2第1項第1号(250万円)に該当

100万円を超えるもの2件あり

- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の買付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

よって、250万円を超えるにもかかわらず少額であることを理由としている随意契約は財務規則に違反していることが推定される。

確かにこのような少額の契約についてまで、入札等を行うと逆に非効率となるであろうことは容易に理解できる。再掲すると、沖縄県は「少額」に関する明確な判断基準を定めている。

沖縄県財務規則

第137条の2 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円

② 競争入札に適しない、あるいは競争入札だと不利
最も多い「②競争入札に適しない」(46.41%)と3番目に多い「⑥競争入札だと不利」(3.45%)は、「請負等で少額」と異なり、金額という客観的な基準が存在しないため、「競争入札に適しない」「競争入札だと不利」との判断を客観的に検証することが難しい。判断は妥当であるかもしれないし、誤っているかもしれない。両者の各部署における1件あたり平均契約金額等は次のとおりである(単位：千円)。

②競争入札に適しない	⑥競争入札だと不利
知事公室	28,624
総務部	2,247
企画部	45,738
環境生活部	34,234
福祉保健部	1,722
農林水産部	6,524
商工労働部	17,066
文化観光スポーツ部	35,827
土木建設部	21,652
労働委員会	0
県警本部	2,370
教育庁	3,442
出納事務局	35,945
県議会事務局	4,268
人権委員会事務局	901
監査委員事務局	0
選挙管理委員会事務局	0
合計	9,791
	7,270

平均金額、最大の契約金額ともに大きく、しかも関係の深い公社等外郭団体との取引もある。随意契約の理由が客観的な基準ではなく、主観的な要素を多分に含む判断に基づいて行われる場合、その妥当性についてどのように検証すべきであろうか。

公共工事における入札談合事件の摘発等を背景として、平成18年2月24日に「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)、同月25日に「公共調達の適正化について」(財務大臣)が公表された。

これらは国における調達のあり方を検討したものであるが、公共工事については地方公共団体においても同様の取り組みを求められている等、公共調達の考え方として地方公共団体にとつても一つの規範となり得る。

「公共調達の適正化について」は調達方法を法の要請通り一般競争入札を原則とした上で、価格以外の要素も評価の対象とする総合評価方式を積極的に導入するものとしている。一方で、随意契約によらざるを得ない場合の考え方について次のように記している。

(2) 随意契約による場合

①に掲げる区分に照らし、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札(総合評価方式を含む。)による調達を行うものとする。

また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、②に掲げる区分に照らし、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。ただし、①又は②の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるものについては、同様に取扱うものとする。

なお、予定価格については、競争入札に付する場合と同様一層適正な設定に努めるものとする。

(注一)「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

(注二)企画競争を行う場合には、特定の者が有利とならないよう

- イ 参加者を公募すること、
- ロ 業者選定に当たっては、業務担当部局だけではなく契約担当部局も関与する必要があること、
- ハ 審査に当たっては、あらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により採点を行うこと、
- ニ 等により、競争性及び透明性を担保するものとする。

(注三)「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。

(注四)公募は、従来、研究開発等を委託する場合等に特殊な技術又は設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたようなものについて、当該技術又は設備等を有している者が、他にいる場合がないとは言い切れないことから、必要な技術又は設備等を明示したうえで参加者を募るものである。

したがって、当初から複数の者による競争が存在することが考えられるようなものについては、原則として、一般競争入札(総合評価方式を含む。)を行うこととし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、企画競争を行うものとする。

(注五)公募期間は、予決令第74条により、急を要する場合を除き、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに入札公告しなければならぬとされていることに準じて、適切に定めなければならない。

①競争性のない随意契約によらざるを得ない場合

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ)法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

(ロ)条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの

(ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

(ニ) 地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所で行なわれる行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される買貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

(イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からイセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

(ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)

(ハ) 郵便に関する料金(借書に係るものであって料金を後納するもの。)

(ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

(ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

(ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

② 従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

イ 行政補助的な業務に係る役務等の契約

原則として、価格競争による一般競争入札によるものとする。

ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。なお、直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難な場合は、準備が整うまでの間、企画競争を行うことができるものとする。

ロ 調査研究等に係る委託契約

原則として、総合評価による一般競争入札によるものとする。

ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、次に掲げる区分によるものとし、総合評価による一般競争入札に移行するための検討を引き続き行うものとする。

(イ) 審議会等により委託先が決定された者との委託契約

審議会等に事業を提示する前に公募を行うとともに、当該事業等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

(ロ) 調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかないとして

いるもの

公募を行うものとする。なお、公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかとなった場合は、その者と契約することがやむを得ないが、当該要件を満たす者の応募が複数あった場合には、総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行うものとする。

(注) いわゆる競争的資金については、当該事業等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

…以下省略

最少の経費で最大の効果を達成すべく、可能な限り競争の原理を取り入れるという極めて正当な考えであり、地方公共団体においても原則として同様の原理により調達が行われるべきと考えられる。

そこで、「②競争入札に適しない」または「⑥競争入札だと不利」を随意契約の理由とした委託料のうち、契約実績 1 年目かつ契約金額 100 万円以上について企画競争あるいは公募が行われたか否か件数について集計を行うと次のとおりである(1 年目に限定したのは複数年契約実績がある場合過去に企画競争等が行われた可能性があるため、100 万円以上としたのは金額的に軽微なものについてまで企画競争等を行うべきとすると事務処理の効率性を害する可能性がある)と判断したためである。

	A ②および⑥	B 企画競争	C 公募	D=B/A 企画競争割合	E=C/A 公募割合
知事公室	4	4	2	100%	50%
総務部	7	0	0	0%	0%
企画部	25	12	7	48%	28%
環境生活部	25	12	12	48%	48%
福祉保健部	26	2	2	8%	8%
農林水産部	98	14	11	14%	11%
商工労働部	124	99	101	80%	81%
文化観光スポーツ部	48	26	26	54%	54%
土木建設部	160	20	10	13%	6%
労働委員会	0	0	0	0%	0%
県警本部	11	0	0	0%	0%
教育庁	25	5	4	20%	16%
出納事務局	2	0	0	0%	0%
県議会事務局	0	0	0	0%	0%
人権委員会事務局	0	0	0	0%	0%
監査委員会事務局	0	0	0	0%	0%
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0%	0%
合計	555	194	175	35%	32%

実際に「競争入札に適しない」あるいは「競争入札だと不利」で、企画競争あるいは公募を行う意義がない契約も含まれているかもしれないが、集計上は知事公室、商工労働部を除いては低調で、全体としての割合は約三分の一であり、競争の原理が働いていない可能性はある。

(2) 見積りの徴取

随意契約を締結する際には、金額の妥当性を判断するため、「2人以上から見積書を取らなければならぬ。ただし、1件の金額が10万円未満の契約をしようとするとき、又は特別の事情により2人以上から見積書を取ることができない場合は1人から見積書を取るものとする(沖縄県財務規則 139条)。

そこで、10万円以上の随意契約に関して2人以上から見積りを徴取した否かについての回答を集計すると次のとおりとなった。

	A		B		C=B/A
	10万円以上の随意契約件数	2人以上から見積徴取	2人以上から見積徴取	9	
知事公室	17				53%
総務部	123	55			45%
企画部	74	12			16%
環境生活部	146	49			34%
福祉医療部	276	68			25%
農林水産部	363	149			39%
商工労働部	258	154			60%
文化観光スポーツ部	158	71			45%
土木建設部	619	154			25%
労働委員会					
県警本部	245	110			45%
教習庁	695	513			74%
出納事務局	6	1			17%
県議会議務局	12	1			8%
人事委員会事務局	1	0			0%
監査委員会事務局					
選挙管理委員会事務局	1	1			
合計	3,014	1,347			45%

これらの中には「特別の事情により2人以上から見積書を取ることができない場合」等が含まれているかもしれないが、そのような限定的な状況がこれほどの件数にまで至っているということはあまり想定できない。集計結果を見れば、財務規則に従った事務の執行が行われているか疑義を抱かざるを得ない。

(3) 契約年数

随意契約自体は妥当な理由があれば、否定されるものではないが、競争の原理は常に働かせる必要がある。同一の相手との随意契約自体が長期間継続している場合、競争の原理が無効化されているのではないかと疑念が湧く。

そこで、同一の相手先との平成23年までの随意契約の継続実績について回答を集計すると次のような結果となっている。

(随意契約集計結果)

	1年	2-5年	6-9年	10年以上	合計
知事公室	17	6	0	7	30
総務部	59	54	18	30	161
企画部	36	23	11	9	79
環境生活部	79	49	22	32	182
福祉医療部	96	134	37	67	334
農林水産部	341	98	19	5	463
商工労働部	271	70	19	12	372
文化観光スポーツ部	149	35	2	12	198
土木建設部	569	65	21	74	728
労働委員会	0	0	0	0	0
県警本部	133	126	71	12	342
教習庁	1,175	332	116	60	1,683
出納事務局	3	2	1	2	8
県議会議務局	2	9	1	1	13
人事委員会事務局	5	1	0	0	6
監査委員会事務局	1	1	0	0	2
選挙管理委員会事務局	0	1	0	0	1
合計	2,836	1,006	338	324	4,604
比率	63.77%	21.85%	7.34%	7.04%	100.00%

(注)一部年数不明との回答があり、集計から除外している。

6年-9年と10年以上継続している随意契約が全体のうち約15%も存在している。確かに競争の原理を働かせることの困難な契約もあるとは思われるが、社会経済の変化が激しい昨今において、かくも長期かつ多数の契約について競争の原理を働かせる状況の変化が行っていないということは考えにくい。

なお、参考までに指名競争入札、一般競争入札についても継続実績を集計すると次のような結果となっている。

(指名競争入札集計結果)

	1年	2-5年	6-9年	10年以上	合計
知事公室	124	1	0	1	126
総務部	17	14	5	9	45
企画部	2	2	0	0	4
環境生活部	5	7	1	4	17
福祉保健部	6	10	0	4	20
農林水産部	216	11	3	0	230
商工労働部	3	3	1	0	7
文化観光スポーツ部	5	3	0	0	8
土木建築部	553	28	0	23	604
労働委員会	0	0	0	0	0
農業本部	1	0	0	0	1
教育庁	30	54	22	10	116
出納事務局	0	0	0	0	0
県議会事務局	2	3	0	0	5
人事委員会事務局	0	0	0	0	0
監査委員会事務局	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0
合計	964	136	32	51	1,183
比率	81.49%	11.50%	2.70%	4.31%	100.00%

(注)一部年齢不明との回答または記載のない回答がない回答から除外している。

(一般競争入札集計結果)

	1年	2-5年	6-9年	10年以上	合計
知事公室	1	0	0	0	1
総務部	3	1	0	0	4
企画部	1	1	0	0	2
環境生活部	2	0	1	0	3
福祉保健部	0	1	0	0	1
農林水産部	0	0	0	0	0
商工労働部	3	8	0	0	11
文化観光スポーツ部	10	4	0	0	14
土木建築部	0	0	0	0	0
労働委員会	24	29	10	3	66
農業本部	0	2	0	0	2
教育庁	0	0	0	0	0
出納事務局	0	0	0	0	0
県議会事務局	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0
監査委員会事務局	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0
合計	44	46	13	3	106
比率	41.51%	43.40%	12.26%	2.83%	100.00%

(注)1件回答の記載がなく、集計から除外している。

指名競争入札及び一般競争入札においても、6-9年と10年以上という長期にわたり契約が継続している相手先が複数存在している。本主に多数のものによる競争が行われているのであれば、10年以上契約が継続している業者は、10年以上連続して落札するという驚異的な成果を達成していることになる。長期にわたり契約が継続している場合、入札という制度において競争の原理が本主に働いているのか検証を行う必要があると考える。

4. 委託料の契約実態についてのまとめ

以上の考察の結果、沖縄県における全体的な委託契約の実態についての論点は次のように整理できる。

- ① 随意契約が圧倒的に多い。入札を可能な限り取り入れる必要があるのではないか
- ② 随意契約理由として「請負等で少額」としている場合、財務規則に準拠しているか
- ③ 随意契約理由として「競争入札に適しない」あるいは「競争入札だと不利」としている場合、その理由は本当に妥当か(特に相手先が関係の深い公社等外郭団体である場合)
また、企画競争と公募を原則的に取り入れるべきではないか
- ④ 随意契約、一般競争入札、指名競争入札の相手先が長期間継続している場合、競争の原理が働いているか検証する必要があるのではないか

以上を踏まえて個別に抽出した契約について考察を行い、結論において全体的な委託のあり方について再度検証する。

IV 抽出した個別契約(事業)についての監査

委託契約の内容は非常に多岐にわたっており、個別委託契約を全知事所轄部局から幅広く監査することは不可能であるため、21世紀ビジョンが掲げる「企業との協働」というテーマに沿って、商工労働部、文化観光スポーツ部が発注した委託契約のうち、5,000万円以上の事業にかかっているものをサンプリングし、計39件の契約について個別に監査を行う。なお、監査人が包括外部監査以外の業務で関わりがあり、形式的独立性に疑義を抱かせかねない2件についてはサンプリングから除外した。また、個別事業が細事業に枝分かれする等多数の委託契約が含まれている場合、さらにサンプルを抽出して監査を行っている。

(商工労働部)	
1	産業政策課 ソーシャルビジネス支援事業
2	産業政策課 スマートエネルギーアライメント基礎構築事業
3	企業立地推進課 国内外企業誘致促進事業
4	商工振興課 かりゆしスタイルブランド力向上推進事業
5	新産業振興課 新産業創出人材育成事業
6	新産業振興課 おきなわ新産業創出投資事業
7	新産業振興課 ものづくり基盤高度化支援事業
8	新産業振興課 沖縄スパブランド構築促進事業
9	労政能力開発課 就職困難者総合就職支援事業
10	労政能力開発課 緊急委託訓練事業費
11	情報産業振興課 沖縄 BPO 事業拠点集積促進事業
12	情報産業振興課 沖縄 IT 知の集積促進事業
13	情報産業振興課 情報関連産業雇用創出人材育成事業
14	雇用政策課 緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業
15	雇用政策課 雇用戦略プログラム推進事業
16	雇用政策課 子育てママの就職技術力向上支援事業
17	雇用政策課 地域巡回マッチングプログラム事業
18	雇用政策課 沖縄新規卒業者等緊急就職支援事業
19	雇用政策課 沖縄型産学官・地域連携グレッジジョブ事業
20	雇用政策課 若年者ジョブトレニング事業
21	雇用政策課 若年者総合雇用支援事業

(文化観光スポーツ部)

22	観光振興課 沖縄観光サポーター事業
23	観光振興課 美ら海構築促進事業
24	観光振興課 観光誘致対策事業費
25	観光振興課 外国人観光客受入強化事業
26	観光振興課 外国人観光客誘致強化事業
27	観光振興課 沖縄観光振興強化事業(緊急対策)
28	観光振興課 沖縄コンベンションセンター管理運営事業費
29	観光振興課 万国津梁館管理運営費
30	文化振興課 沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業
31	文化振興課 沖縄文化産業活性化事業
32	文化振興課 博物館・美術館指定管理費
33	文化振興課 博物館・美術館費
34	文化振興課 県立芸大管理運営費
35	スポーツ振興課 スポーツ・ツーリズム推進基盤強化事業
36	スポーツ振興課 【繰越】スポーツ・ツーリズム戦略推進事業
37	スポーツ振興課 競技力維持・向上対策事業費
38	スポーツ振興課 社会体育施設管理運営費
39	交流推進課 アジアユース世代人材育成プログラム事業

※万国津梁産業人材育成事業(産業政策課所管)より分任

1. ソーシャルビジネス支援事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 産業政策課

② 概要

SB：ソーシャルビジネス（ビジネス型 NPO 法人・地域貢献型企業・CB：コミュニティビジネス等といわれる、地域貢献活動をビジネスの手法を持って取り組む事業形態）を行う団体が事業化するプロセスを分析しその成功に至る過程のノウハウを可視化するために、実際にSBを行う事業者をモデル事業として支援する。この事業は、雇用政策も兼ねた事業である。

③ 事業の現状・必然性

全国では、経済産業省の主導でソーシャルビジネス（SB）を支援する機運が高まり、雇用政策の一環としても注目が高まっている。沖縄県においては、従来の離島・過疎地域におけるいわゆる「共同売店」がこのような取組にあたるが、近年、都市化の影響により、このようなCBは崩れている。しかしながら、昨今の経済状況により改めて「地域の課題をビジネス手法で解決する活動」に関心を持つ者もでてきており、県内でもいくつかの取組みが生まれている。

一方で、このような動きはごく一部であり、行政をはじめ一般県民からも認知されていない。これら地域の自立を促進するための取組みは、今後地域の自立的な取組みを促進する上で有効であると考えられることから、行政が取組みを支援し成功ビジネスを輩出すること、SBの活性化を図る。

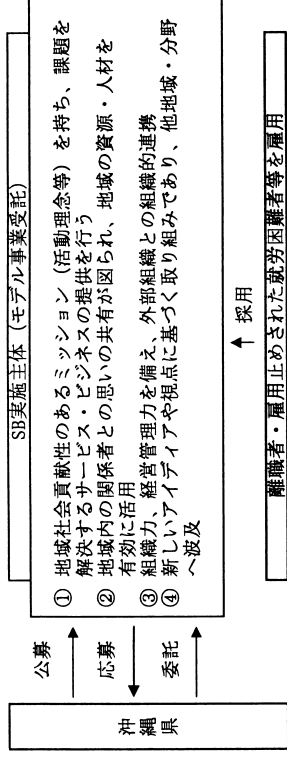
④ 事業効果

平成22年6月4日「新しい公共」円卓会議（第8回）において「新しい公共宣言」のなかでSBは「社会的課題を解決するためにビジネスの手法を適用して活動する事業主体は、社会に多様性をもたらしめている」として、新しい公共の担い手として位置づけが示されている。また国の新成長戦略の「雇用・人材戦略」の中において、上記の「新しい公共」の支援を位置づけている。

SBに取り組んでいる団体は全国で8,000事業者（雇用3.2万人）あると言われ、今後市場規模や雇用者数は拡大すると見込まれている。沖縄県内では平成14年度にCBについて調査がなされているが、その中で、「CBが雇用の受け皿になり就業機会を創出する」、「沖縄県では約5,300人の新たな雇用創出」が期待できるとされている。SB・CBはビジネスを行うものの、収益確保より地域貢献を優先するため、既存の中小企業支援（儲かる事を前提にした保証や融資制度、経営指導など）を活用できないことが多く、行政が積極的に

取り組みを支援し、全県的にその公益性等を認知させていく必要がある。

⑤ 事業フロー図



委託事業の実施に際しては失業者を新規雇用し、事業の終了後も受託者が継続的に雇用を継続できる体制を構築することが求められている（雇用政策課のふさと雇用再生特別基金を活用した事業。なお、この事業費で人件費の1/2以上を負担することができる）。

⑥ 予算額

113,837千円

⑦ 委託先の選定方法

公募による選定

⑧ 事業実績

委託先	事業名	確定額
1. NPO法人 島の風	離島におけるソーシャルビジネス構築事業	14,476,623 円
2. 沖縄ダルクリハビリテーションセンター	薬物依存問題への幅広い啓蒙活動事業	8,847,158 円
3. NPO法人 沖縄シニアの会	高齢者の生きがい作りと雇用促進事業	12,575,184 円
4. 沖縄ニューマーンキャピタル	実践！海外インターンシップ事業	15,828,089 円
5. 沖縄タイムズ社	買い物弱者支援「買い物いまーる」事業	24,928,380 円
6. アートリンク	沖縄文化資源学校教材化ビジネスモデル事業	16,761,689 円
7. 株式会社TWIN Group	子供たちの居場所づくり「野球アカデミー」事業	15,999,996 円
		109,417,119 円

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。その結果、合規性について特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 今後の支援体制のあり方の検討

この事業は、雇用政策にSBをからめて事業化されたものである。民による公益活動を行う政が支援することは、官民協働の観点から非常に重要と言える。恒常的に補助金や委託金を交付するのはいかがなものか、という考えのもと、県はある程度の年数を決めて事業者の支援を行っているようである。ただ、今年度の委託先を見ても運営資金の確保に苦労している事業者も少なくない。民間の公益活動が活発になるよう、県としても継続的なバックアップが必要かと思われ、今後の支援体制のあり方について検討が必要かと思われる。

2. スマートエネルギーアイランド基盤構築事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 産業政策課

② 目的及び内容

(事業の概要)

沖縄県は地理的・地形的な制約等により水力発電等の開発が困難であり、電気の供給を火力発電に頼らざるをえない。そのため、本県エネルギー供給源の99.8%は化石燃料によるものであり、再生可能エネルギー導入によるエネルギー自給率向上は喫緊の課題である。本事業では沖縄本島で再生可能エネルギーを大量導入した場合の電力系統への影響や系統安定化対策に資する実証試験を実施するとともに、米間島において、太陽光発電を導入し、島内の再生可能エネルギー比率を100%とし、島内の自立運転の実現を目指す。

また、需要側にもHEMS（家庭用管理システム）等を導入し、需要動向を把握することで、供給側と需要側が協調した再生可能エネルギーの最適化モデルを構築する。

さらに、新たな環境・エネルギー関連産業を育成するため、亜熱帯エコハウスやEVバス等の研究開発・実証事業を行う。

(事業の必要性)

平成22年6月17日に日本（経済産業省）、米国（エネルギー省）、ハワイ州及び沖縄県の四者間において「沖縄－ハワイクリーンエネルギー協力」が調印された。

また、同年7月には「沖縄県エネルギービジョン」を新たに制定し、その中で「4つの数値目標」を掲げ、目標達成に向け様々な施策を展開していく。

目標を達成するため、「沖縄－ハワイクリーンエネルギー協力」の研究課題事業として本事業を実施し、実現性の高い分野から実施していくことで、両国のクリーン・省エネルギー技術の活用促進を図る。

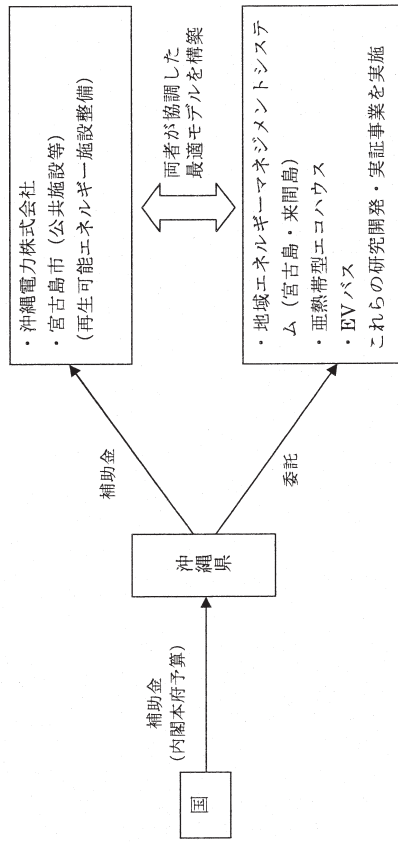
(事業の効果)

・供給側と需要側が協調した再生可能エネルギーの最適化モデルを構築することで、国内でも先進的な島しょ型スマートグリッドのモデル地域が形成される。

・本島への太陽光発電設備と風力発電設備導入により、約8,000t/年の二酸化炭素排出量削減につながる。また、米間島において100%再生可能エネルギー化を実現することで、他の小規模離島へのノウハウ移転が可能となる。

・新たな環境・エネルギー関連産業を育成することで、県内の新産業創出・競争力強化が図られ、産業振興・雇用創出につながる。

(事業フロー図)



③ 予算額

最終予算額 (千円)	委託料	細事業名	委託先	契約方法
343,995(注)	63,169	亜熱帯型省エネ住宅の実証事業	一般財団法人南西地域産業活性化センター	随意契約
	120,384	宮古島市島嶼型スマートコミュニケーション実証事業	宮古島市	随意契約

(注)最終予算額はEVバス開発・実証運用事業(環境政策課分任含む)

④ 委託先の選定方法

「亜熱帯型省エネ住宅の実証事業」については公募により選定した一般財団法人南西地域産業活性化センターと随意契約。「宮古島市島嶼型スマートコミュニケーション実証事業」については宮古島市と随意契約。宮古島市は公募を行い、業務を再委託。

・主な業務の委託先

委託先	業務内容	金額(単位:千円)
株式会社 東芝	宮古島市全島エネルギーマネジメントシステム(EEMS)実証事業に係るシステム構築業務	91,875
	宮古島市米間島再生可能エネルギー100%自活実証事業に係るシステム構築業務	18,690

宮古テレビ株式会社	「宮古島市全島エネルギーマネジメントシステム(EEMS)実証事業に係るサービスモデル検討業務」	1,640
三井物産株式会社	「宮古島市全島エネルギーマネジメントシステム(EEMS)実証事業に係るシステム構築事業」に係るプロジェクトマネジメント等業務	2,467
	「宮古島久米間島再生可能エネルギー100%自活実証事業」に係るプロジェクトマネジメント等業務」	2,467

⑤ 進捗管理

事業開始時に実施計画を確認し、電話、電子メールなどにより随時進捗状況を確認している。また、事業推進委員会を設置し研究開発の進捗管理等を踏まえ指導・助言をおこなっている。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 委託に関する統一的ルール策定の必要性

この事業は、沖縄21世紀ビジョンで示された将来像「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島」を実現する上での課題(世界に誇れる環境モデル地域の形成)と戦略(低炭素島しよ社会の実現)に基づいた事業である。今後へ向けての実証事業であるから、その効果を測定することは現時点では困難である。

選定方法は随意契約であり、随意契約理由は施行令137条2項の「競争入札に適用しない」に該当するものとされている。随意契約2件のうち、宮古島市に対するものは当該事業自体が宮古島市において実証実験が行われるという固有のものであるため、判断は妥当と言える。一方、南西地域産業活性化センターに対するものについては2社以上から見積りを徴取し、公募も行われ、競争の原理も働かせており、大きな問題はないものと思われる。しかし、調査系の業務であり、公募するだけでなく、企画競争を行わせる余地があったものと考えられる。また、金額的に約63百万円と非常に高く、随意契約ではなく、そもそも総合評価方式などの選定方法も検討する余地があったものと考えられる。

同様のことは再委託先である宮古高市における選定方法についても当てはまる。したがって、再委託先に対しても適正な選定が行われるよう選定方法についての指導を行う必要があったものと考えられる。今後は、総合評価方式等の多様な選定基準や再委託先への指導の必要性も盛り込んだ沖縄県としての統一的な調達方法を定める必要がある。

なお、実証システム構築を受託した事業者が県外事業者のみであることについては残念である。本事業の目的の一つであり、沖縄 21 世紀ビジョンにも示されている「地域に根ざした産業の振興」という一つの課題を解決するためにも、実証結果が地域産業の創出に直結するよう、本事業の根幹部分を県内事業者と共同でおこなわせるような余地はなかったのだろうか。

3. 国内外企業誘致促進事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 企業立地推進課

② 目的及び内容

(概要)

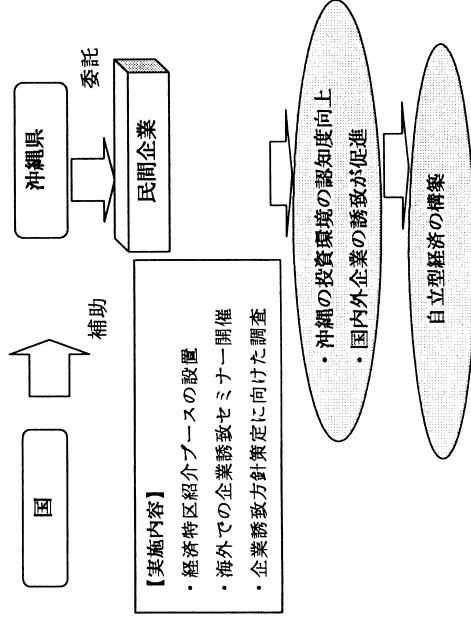
経済特区などの沖縄の投資環境について、認知度を高めることにより、東日本大震災の影響により分散投資を検討する国内企業や、チャイナリスクにより中国からの生産拠点移転を検討する日系企業・外資系企業に加え、物流拠点の形成を目指した臨空・臨港型企業などの誘致促進を図る。

- ・企業向けの各種展示会において沖縄経済特区紹介ブースを設置して、沖縄の投資環境に関する情報提供を行う。
- ・海外での企業誘致セミナーを開催し、現地の日系企業・外資系企業及び臨空・臨港型企業に対し、沖縄の投資環境を PR する。
- ・新制度を踏まえた新たな企業誘致方針策定のための調査を実施する。

(事業効果—有効性・妥当性・効率性)

- ・沖縄への県外資本の投資が促進され、県内産業が活性化される。
- ・雇用機会の創出・拡大が図られ、本県の自立型経済の構築が促進される。

(事業フロー図)



③ 予算額

最終予算額(千円)	委託料	事業概要	委託先	契約方法
92,689	47,271	企業誘致を促進するため、国内外に投資環境のPRを行う。【国内外企業誘致促進事業(広報関連)委託】	株式会社サン・エージェンシー	随意契約
	11,550	企業誘致を促進するため、国内外企業の立地行動の分析などの調査を行う。【国内外企業立地行動分析調査委託】	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	随意契約
		※一部企画部交通政策課に分任		

④ 委託先の選定方法

【国内外企業誘致促進事業(広報関連)委託】

随意契約、公募により決定。応募のあった5社から選定されている。

【国内外企業立地行動分析調査委託】

随意契約、公募により決定。応募のあった4社から選定されている。

⑤ 進捗管理

【国内外企業誘致促進事業(広報関連)委託】

必要に応じて進捗状況を報告させている。その他メールや電話連絡行い情報の共有化を図っている。

【国内外企業立地行動分析調査委託】

必要に応じて進捗状況を報告させている。その他メールや電話連絡行い情報の共有化を図っている。

⑥ 事後の評価及びフィードバックについて

【国内外企業誘致促進事業(広報関連)委託】

開催したセミナー等において、アンケートを行い、結果を分析。

【国内外企業立地行動分析調査委託】

調査報告書の結果を踏まえて今後の方向性を検討。

⑦ 事業実績

【国内外企業誘致促進事業(広報関連)委託】

企業向け展示会における沖縄経済特区紹介ブースの設置	海外での企業誘致セミナー開催	沖縄経済特区に関するガイドブック、リーフレット等の作成
ダイレクトメール等を活用した投資環境のPR	沖縄県経済特区現地視察ツアー	インターネット等を活用した投資環境のPR

【国内外企業立地行動分析調査委託】

調査報告書。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出主な書類についての説明を受け必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 全庁的な契約ルールの策定について

調査事業であり、単純な価格よりも質こそが重要であるため、「競争入札に適しない」とし、かつ、企画競争と公募を行い、随意契約を締結した部局における判断は妥当である。しかし、やはりこれについても総合評価方式などの抜本的な入札方法も考えられる。部局における判断の是非ではなく、全庁的な統一ルールを作成する必要がある。

② アンケートという外部情報のフィードバックの必要性

この事業は、沖縄県の経済特区等の投資環境の認知度を高めることを目的に、国内外の企業にPRする事業(国内外企業誘致促進事業(広報関連)委託)と、誘致対象企業調査などの市場調査を行う事業(国内外企業立地行動分析調査委託)の二つの細事業を実施している。

調査事業には、PR事業についてのアンケートを実施した結果を分析し次期以降の事業のあり方への検討を行っている。事業全体として、事業計画から実施後のフィードバックまでの過程が実行されていることは、事業実施のあり方として評価できると考える。

ただ、展示会における沖縄県ブースへの来場者に対するアンケートの結果の中に、求人状況の見通し、電力事情、物流ロジスティクスや新エネルギー関連についての話が聞きたいとの要望があった。国内外の企業の誘致については、沖縄21世紀ビジョンの将来像「希望と活力にあふれる豊かな島」を実現する上で非常に重要な位置づけにあり、全庁的に取り組むべき事業である。

既述のアンケート結果の要望項目は、企業が必要とする重要項目である。沖縄に拠点を構

えようとする企業側が必要とする情報は多岐に渡り、単独の部局や課ですべて準備、対応することは困難である。沖縄県は関係者等を交えた意見交換を行うなど、一定の対応を行っているが、アンケートに依然として既述のような要望があるという事実は、さらなる取り組みの強化が求められる証左とも言えよう。沖縄 21 世紀ビジョンの底流にある官と民との協働を効率的に実行し成果を達成するため、各部局や各課のより横断的な連携への意識向上と連携体制の構築の強化を図る必要があると考える。

4. かりゆしスタイルブランド力向上推進事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 商工振興課

② 概要

沖縄県の縫製業（主にかりゆしウェア）の大きな課題となっている縫製技術力・商品提案力の向上を図るため、以下の事業を行う。

- 1) 商品企画・縫製・販売までをトータルにマネジメントできる人材を育成するための、県内縫製業（主にかりゆしウェア製造業者）を対象とした専門家招聘並びに派遣研修
 - 2) 本県製造業の現状を踏まえた生産プロセス・労務管理のシステム化と高生産性縫製モデル工程の検討・構築及びそれらを活用した実践研修
 - 3) 県内外を対象とした公募デザインコンテストの開催、並びに県外展示会等への出展を通じた周知活動
- ③ 事業の現状・必然性
県内衣類縫製業界の持続的発展のためには県内未開拓市場・県外市場への展開拡大が必要不可欠であり、そのためには、民間主導による製品の「品質力・ブランド力」向上がカギとなる。その推進を図るために当事業が行われている。

④ 予算額（単位：円）

予算額	実績額	うち国費	うち県費
85,721,000	83,416,956	66,733,564	16,683,392

⑤ 委託先の選定方法

随意契約で、企画競争かつ公募により決定。選定は、観光商工部産業振興統括監を委員長とした「かりゆしスタイルブランド力向上推進事業」企画提案評価委員会が行う。応募総数は 2 社で、検討の結果、沖縄県衣類縫製品工業組合と株式会社海邦総研の共同企業体に決定している。

⑥ 事業実績

① 縫製技術研修事業	
ア) 縫製技術研修 (先進地への県外派遣研修)	
② 縫製工場マネジメントセミナー事業	
ア) 那須大田原でのJUKIセミナー	
イ) JUKIによる研修場でのマネジメント研修	
③ 商品提案力研修事業	
ア) 女性用商品提案力研修	
イ) 男性用若者向け企画商品販売研修	
④ モデル機材実践研修事業	
ア) アタッチメント講演会	カ) モデル工程構築
イ) アタッチメント集合研修	キ) モデル工程検証
ウ) アタッチメント縫製セミナー	ク) シャツ仕上げ研修
エ) ミシン技術研修	ケ) 生産管理システム構築
オ) CAD研修中級編	
⑤ デザイン公募コンテスト事業	
ア) デザイン公募コンテスト (全国)	
⑥ 試作品発表会事業	
ア) 試作品発表会 (県内・県外)	

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。その結果、合規性について特に問題となる事項は検出されなかった。

昭和45年に「沖縄シャツ」として発売され、その後平成2年に「かりゆしウェア」と命名されたかりゆしウェアは、今や普及が進み、県内のビジネスシーンにすっかり定着した印象がある。沖縄県衣類縫製品工業組合が調べたデータによると、かりゆしウェアの年間製造放数は約30万着を超えるようである。ただ、男性用のかりゆしウェアはある程度飽和状態で、今後は女性や子供向けの商品開発、そして県外市場への展開がポイントとなるだろう。近年の縫製業界は海外での低価格・大量生産が進み、県内縫製業界はかなり苦戦していることが予想される。仮にかりゆしウェアがこれほど普及していなかったら、県内の縫製業はもっと厳しい状況だったと推察される。その意味でもかりゆしウェアの存在意義は大きく、今後は官民一体でのより一層の取組が期待される

5. 新産業創出人材育成事業

(1) 事業の概要

① 担当部局
商工労働部 新産業振興課

② 目的及び内容

(事業概要)

産学官連携など、沖縄県内の資源(人・モノ・金・情報・知財など)の適切なコーディネートにより、新たな産業の創出や既存産業の高度化に向けた支援を行える人材(コーディネーター)を育成する。

育成方法としては、県外先進地への1年程度の派遣研修を行い、優れたコーディネーターの行動特性を身に付けるとともに、県内支援機関においてコーディネーター業務のOJTを1～2年間実施し、実績に基づいたコーディネーターネットワークを習得するとともに、県内企業や研究機関等とのネットワークを構築する。

(事業の現状・必要性)

本県における新産業の創出や既存産業の高度化を効率的・持続的に進めるためには、産学連携や産産連携、農商工連携といった、県内資源の適切なコーディネートにより実現することが求められている。

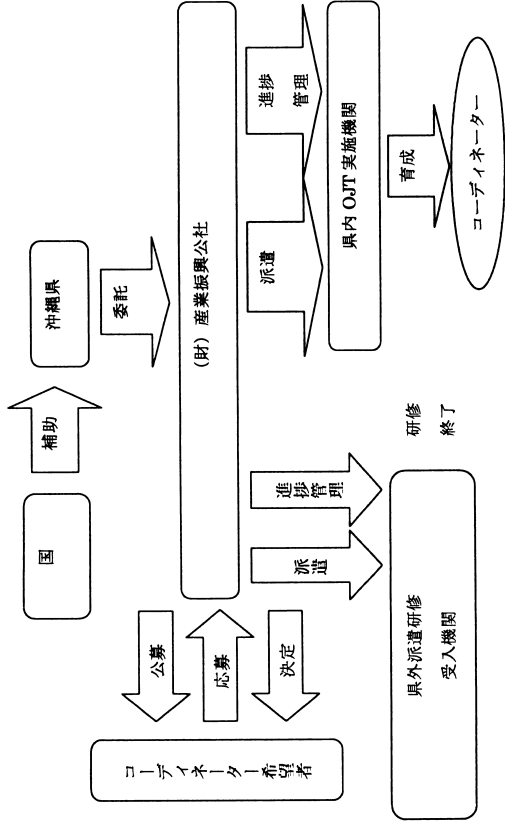
これら連携の要となるコーディネーターは、全国的にも不足している状況にあり、特にベンチャー企業等を育成する環境が充分には整っていない本県においては、これらの人材を育成する必要性、緊急性は高い。

また、自然科学系の世界最高水準の研究・教育機関として整備が進められている沖縄科学技術大学院大学からは、世界的にも優れた知的財産が多数かつ系統的に生み出されることなどが期待されており、これらの研究成果として生み出される知的財産を本県の産業振興につなげていく取り組みとして、コーディネーターを介して県内企業に技術移転を行い、事業化を行う仕組みを構築する必要がある。同大学院大学は平成24年度までの開学を予定しているものの、技術移転の要となるコーディネーターの育成は相当の期間が必要となることから、早急に着手する必要がある。

(事業の効果)

- ・産学官連携をコーディネートできる人材の量的・質的充実
- ・産学官等の連携促進による新産業の創出
- ・県内企業の技術力向上による競争力の強化
- ・沖縄県の資源や優位性等を活かした持続的で効率的な産業振興システムの構築

(事業フロー図)



③ 予算額

最終予算額(千円)	委託料	委託先	契約方法
66,603	37,769	(財)沖縄県産業振興公社	随意契約

④ 委託先の選定方法

平成 22 年度において企画競争かつ公募を行い、応募した 1 社と随意契約により決定。

⑤ 進捗管理

中間報告会と成果報告会を開催し、審査委員等により研修成果に対する評価や研修向上に向けた提言・助言並びに関係機関との意見交換を実施。

⑥ 事業実績

研修生	県外研修機関 (平成 22 年 9 月～平成 23 年 10 月)	県内 OJT 先 (平成 23 年 11 月～平成 25 年 3 月)	備考
1	㈱ヒューマン・キャピタル・マネジメント	沖縄物産公社→沖縄銀行	
2	奈良先端科学技術大学院産官学連携推進本部	沖縄科学技術大学院大学	
3	農工大ティール・エル・オー㈱	沖縄科学技術大学院大学	
4	三重大学社会連携研究センター	沖縄科学技術大学院大学	
5	関西ティール・エル・オー㈱		平成 24 年度 6 月から九州大 学助教に就任により研修中 止
6	(独) 科学技術振興機構		平成 23 年 3 月に豪族や震災 等の影響により研修中止

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出主な書類についての説明を受け必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。正規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかつた。

(3) 監査意見

① 事業の告知方法、期中進捗管理の改善

公社等外郭団体との随意契約である。随意契約を行う平成 22 年度に企画競争、公募を行い、競争原理を働かせていることも妥当と言える。しかし、企画競争の結果、1 社からしか応募がなかつた。今後は告知の仕方、仕様内容等に改良を行い、競争性の原理を発揮させることが望まれる。また、執行状況が約半分と低調に事業が終了している。当初予算の見込みが正しく、想定外の事象の発生という状況もなければ、期中の進捗管理に改善の余地があつたのではないだろうか。

沖縄県では、世界的にも優れた知的財産が多数かつ永続的に生み出されることが期待されている沖縄科学技術大学院大学が開学され、その後も整備が進められているが、研究成果として生み出される知的財産を本県の産業振興につなげていく取り組みもまた当然必要であらう。産学官連携のための人材育成を図ろうとすることは、沖縄 21 世紀ビジョンの基本姿勢である「県民との協働」「企業との協働」とも合致する。

今後は、当事業と同様な事業によって育成された人材を交流させるなど、研修を受けた人材を沖縄県の財産として蓄積、活用していく仕組みの検討も必要であらう。

6. おきなわ新産業創出投資事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 新産業振興課

② 目的及び事業内容

○ 事業概要

1. ベンチャーファンドによる投資及び組合の管理運営費補助

- ① 投資対象企業: 本県を拠点に成長性の高い事業を展開し、株式公開による事業規模拡大の可能性が高いIT、バイオ、環境分野の中小ベンチャー企業
- ② ベンチャー投資額: バイオ分野 2 億円、その他 1 億円以内
- ③ 投資事業有限責任組合の管理運営費補助: 最大 8000 万円

2. 産業振興公社によるベンチャー支援

① 研究開発補助金の交付: 補助額 5000 万円以内、補助率 3/4、支援期間 2 年間

② ハンズオンマネージャーによるベンチャーへのハンズオン支援

③ ベンチャー企業向けセミナーの開催

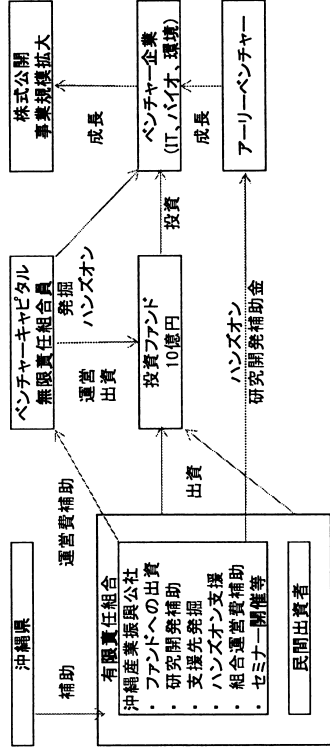
※ 公社からの投資組合への出資は平成 21 年度で完了

○ 事業の現状・必要性

- ・ 沖縄振興計画の後期にあたり、本県の産業振興をより一層加速し、自立型経済の構築や雇用の拡大を図っていくためには、新事業創出を目指す企業の研究開発の支援のみならず、本土市場やアジアを始めとする世界市場に積極的に展開し、株式公開等事業規模の拡大を目指す中小ベンチャー企業に対して投資をするなど、集中的に支援していくことが重要である。
 - ・ 特に研究開発補助金による支援を行うことは有望外ベンチャーを誘致する観点からも必要性が高い
 - ・ 我が国全体の中小企業の財務状況は、2003 年から 2005 年の売上高、付加価値額、従業員数はほぼ横ばいの状況で推移しているが、民間ベンチャーキャピタルが中心となり支援したベンチャー企業等の売上高、経常利益、従業員数は、投資前に比較して、それぞれ年平均で 25%前後の増加となっていることから、有望なベンチャー企業を支援する意義は大きい。
- 事業効果(有効性・妥当性・効率性)
- 1) 目標投資件数: 15 社(県内 10 社、県外 5 社程度を想定)
 - ・ うち IPO(株式公開)達成企業の目標 5 社(投資件数の 3 割)

- 2) 投資先企業の売上高増大(投資から 3 年後の目標値)
 - ・ 15 社 × 1.36 億円 × (1.9-1) = 約 18.4 億円の増大
- ※ 県内研究開発ベンチャー企業の平均売上額 = 1.36 億円
- ※ 投資を受けたベンチャー企業の 3 年後の平均売上高増加率 = 1.9 倍
- 3) 投資先企業の雇用増大(投資から 3 年後の目標値)
 - ・ 15 社 × 19 人 × (2.1-1) = 313 名の新規雇用
- ※ 県内研究開発型ベンチャー企業の平均従業員数 = 19 人
- ※ 投資を受けたベンチャー企業の 3 年後の平均従業員増加率 = 2.1 倍

○ 事業フロー図



③ 予算額

事業名 (経費区分)	平成 22 年度		平成 23 年度		(単位: 千円)	
	当初予算額	補正予算額	平成 23 年度	左の財源内訳	国庫支出金	一般財源
おきなわ新産業創出 投資事業(A 経費)	746,273	0	690,438	460,292	230,145	

④ 選定方法

平成 23 年度の委託料については競争入札に適しないことを理由として財団法人沖縄県産業振興公社と随意契約を締結している。当該事業は平成 21 年度より開始しており、大きく分けて①ファンドへの出資、②ファンドの運営費補助、③公社へのベンチャー支援業務の委託に分類される。①は平成 21 年度に補助金により、②については平成 21 年度より 23 年度まで補助金により、③については委託料により執行が行われている。

平成 23 年度の運営費に関する補助金予算額が 80,000,000 円に対し確定額が 46,694,956 円、委託料については契約金額が予算 609,348,000 円に対し、確定額 470,944,992 円となつている。

⑤ 進捗管理

期中は会議へ出席する等で進捗状況の確認を行っているとのことであった。紙ベースで進捗管理が確認できたのは、(財)産業振興公社からの平成 24 年 3 月 30 日付の委託業務実績報告書とそれを沖繩県が検査した同じく平成 24 年 3 月 30 日付の検査調査書の二つであった。

(2) 監査手続と監査結果

契約書、予算執行伺、支出負担行為書、支出調書、委託業務実績報告書、検査調書等の関連資料の閲覧を行った。疑義等について担当者への質問を行った。合規性について特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

民間から 2.5 億円の出資、行政から 7.5 億円の出資(公社を窓口とするが供給源は沖繩県からの補助金)を募りファンドにより新産業の振興を図るという事業であり、新たな官民協働のあり方と捉えることができる。

① 随意契約の理由について

平成 23 年度委託先選定の随意契約理由については次のように説明が行われている。

随意契約理由書

- 1 おきなわ新産業創出投資事業では、官民が出資して投資事業有限責任組合(ファンド)を設立し、当該組合が投資したベンチャー企業が将来、株式公開し、投資有価証券売却(収入によるキャピタルゲイン(利益分配))を受けた場合、国庫相当分の収益納付を求められる可能性があり、キャピタルゲインの適正な管理を行う必要性から、本ファンド事業では、財団法人沖繩県産業振興公社(以下「公社」)が有限責任組合員となり、最大 7.5 億円の出資を行うスキームとなっている。
また、公社は、投資事業有限責任組合を管理運営するベンチャーキャピタル(以下「GP」)に対し、上限 8000 万円の管理経費を補助する業務も担う予定であり、公社は本組合の投資活動全般についてベンチャーキャピタルを支援すると同時に、有限責任組合員として効果的な

投資が行われるよう連携協力することが求められている。

- 2 本委託業務は、GP が実施する投資事業の事業効果を高めるために実施するものであり、具体的には、キャピタリストと同等の能力を有する専門家を配置し、近い将来の投資案件として有望な県内外のベンチャー企業に対する研究開発補助金の交付やハンズオン支援の実施等となっている。

公社は、これまで「沖繩産学共同研究推進事業」、「バイオベンチャー企業研究開発支援事業」、「沖繩イノベーション創出事業」など類似の研究開発支援事業を県の委託(補助)を受けて安定的に実施しており、ベンチャー企業等への研究開発費の助成やプロジェクトオフィサーによるハンズオン支援等を実施した実績とノウハウを有していることから、本委託業務においても効果的・効率的な事業執行が期待できる。

- 3 公社は、本県産業界の健全な発展に寄与することを目的に設立された公益団体で、機械類・設備賞与制度や融資あっせん事業、専門家派遣事業など多様な支援事業を実施しており、総合的な経営支援が可能である。

本委託業務で支援を受けたベンチャー企業にとっては、研究開発後も販路開拓や生産設備、ベンチャーキャピタル等による投資の斡旋など総合的な支援を受ける必要があり、公社の設立目的や支援機能等は、本件における新産業創出の核となる有望ベンチャー企業の成長発展を図るといふ本事業の趣旨・目的とも合致している。

- 4 公社は、平成 21 年度において本業務を受託しており、本委託業務で支援を受けたベンチャー企業を継続的に支援することが適当であること。

上記の 1~4 のいずれにも該当する委託先は、財団法人沖繩県産業振興公社のみであるため、本業務の委託先は、財団法人沖繩県産業振興公社とする。

上記理由のうち、そもそも 4 に該当するのは公社以外存在しないため、1 から 3 の理由が当てはまる相手が存在していたとしても、最終的には必ず公社が随意契約の相手先として選定されるという理屈の随意契約理由書となっている。したがって、これが本場に正当な理由であるか否かは平成 21 年度より始まったこの随意契約の理由を遡って検証する必要がある。

平成 22 年度の随意契約理由書は平成 23 年度と全く同様であり、事業開始年度である平成 21 年度の随意契約理由書は、平成 22 年度および 23 年度における 4 の理由が存在しない以外は全く同様の内容となっている。よって、根本的な随意契約の理由は上記の 1 から 3 ままでということになる。まず、理由 1 は、今回の委託業務以前のファンドのスキームの特性

を、理由2は今回の委託業務以前の公社の沖繩県からの受託実績を、理由3は今回の委託業務以前の公社の産業振興における活動実績をそれぞれ根拠として言明している。このように、理由1から4まで全てで公社を随時契約の相手先とする理由を契約に先立つ公社の過去の活動実績等に求めている。確かに過去の随時契約の実績は重要であるが、地方自治法上契約に求めている「最少の経費」で「最大の効果」を達成するために競争原理の導入が要求されている。したがって、随時契約の理由として明らかにすべきは同様の能力を發揮するような競争相手との客観的な比較検証であり、過去の随時契約に連続し理由を求めようとする競争相手についても「競争入札に適さない」という判断を県庁内部だけで終わらせてしまっている状況ではない。「競争入札に適さない」という判断を県庁内部だけで終わらせてしまっている状況が非常に問題であると考えられる。仮に公社の競争相手となるような委託先が存在しないと誠実に結論を出したいのであれば、公募して企画競争あるいは総合評価方式で入札にかけるか等して外部に晒し検証を受けければ済むことではないだろうか。

先述の「公共調達適正化に向けた取り組みについて」における次の記述は今回の随時契約理由を正しく批判する内容となっている。

単に当該業務に精通していることのみをもって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものは、仕様書、作業マニュアルの作成等により競争が可能であると考えられるため、随時契約によることとする理由としては、不適切である。

競争を行わせる手続を踏む時間がなく随時契約を締結したとしても、少なくとも公社との随時契約の内容について公表し、本当に競争相手として手を挙げるものがないかアセスメントが必要である。

これは、今回の委託契約に限らず公社等外郭団体との随時契約全てについて実施すべきである。そのような検証作業を県民に公開しない限り、今回取り出された随時契約の実態について県民が納得できるような説明は不可能であると考えられる。

② 進捗管理について

委託料だけで年間の確定額が470,944,992円と巨額に上るにもかかわらず、進捗管理についての疎明資料として沖繩県サイドには平成24年3月30日付の公社からの委託業務実績報告書と同日付の検査調書しか残っていない。金額的には同様に多額となる指定管理業務書に関して、指定管理者から月次ベースでの報告を求めることが通例であるのに対して、著しく異なる対応を取っている（電話連絡や面談等文書として残らない形での報告は期中においても実施しているとのことではあった）。

公社であるからこそ、すなわち依頼者である沖繩県にとっては関係が深く情報を入手しやすいエージェントであるからこそその進捗管理の実態を表しているものと考えられる。仮にこれが一般的な指定管理者同様に関係のない民間業者であれば、このような対応は行わ

いのではないか。というよりも、県民に対して説明できないと考えられるため、このような対応は行えない。しかし、委託という意味において公社と民間では法的あるいは道義的にも異なる対応を取って良いはずがない。したがって、このような巨額の契約に關して少なくとも進捗管理については指定管理と同水準での報告を行わせて、県民に対する説明資料として保管しておくべきであった。これについては、担当部局の責任というよりも官民協働のあり方について具体的、統一的なルールを明確にしていない組織としての沖繩県の責任であると考えられる。委託という協働関係において毎月の進捗管理の資料を作成するかとかという論点も含めた統一的な判断基準を沖繩県として作成する必要があると考える。明確なルールがあれば、各部局は管理資料の作成の是非について検討する必要もなく、日々の業務に安定的に取り組むことが可能になると考える。

③ 委託という協働関係について検証の必要性

今回の委託料についての最終的な支出内訳は次のとおりとなっている。

平成23年度 おきなわ新産業創出支援事業 委託料 支出内訳書 (単位：円)

事業費	経費区分	当初計画	執行額
I. 研究開発補助金		500,000,000円	372,576,328円
1. 補助金			372,576,328円
II. ハンズオン・マッチングサポート事業		66,853,417円	64,211,850円
1. 謝金			45,289,023円
(1) 委員謝金			3,404,500円
(2) 講師等謝金			281,000円
(3) 嘱託員謝金			41,603,523円
2. 旅費			14,361,685円
(1) 委員旅費			1,642,239円
(2) 講師旅費			344,506円
(3) 職員旅費			12,374,940円
3. 事務費			4,561,142円
(1) 印刷製本費			1,026,000円
(2) 広報費			1,440,000円
(3) 会議費			112,812円
(4) 支払委託料			779,035円
(5) 使用料及び賃借料			1,203,295円
III. 事務運営費		3,000,000円	1,878,864円

(1) 印刷製本費	0円
(2) 事務消耗品費	220,702円
(3) 通信運搬費	320,029円
(4) 使用料及び賃借料	1,226,020円
(5) 燃料費	112,113円
8. 一般管理費	10,478,012円
9. 租税公課	29,016,571円
合計	609,348,000円
	470,944,992円

租税公課のほとんどは消費税支払額である(22,364,143円)。委託料については課税売上となる一方(雑計で22,425,952円)、最大の支出である補助金と二番目に大きい支出項目である人件費については課税仕入とならないため、委託料として受けた消費税額のほとんどが消費税として納付される結果となっている。事業実施の制約等もあり、最終的に委託という協働関係を採用したのと思われるが、今後消費税について8%、10%と増税されることと想定され予算額が増分増えなければ、委託を実施するための原資は確実に減少する。したがって、可能な限り効率的、効果的な事務の執行を実現できるような制度的な縛りは多々あるかもしれないが、協働関係のあり方として原理的に代替可能な補助金との比較検討も同様の事業があれば、積極的に進んでいく必要があると考える。

④ 新たな官民協働関係についての評価

官民共同出資ファンドという新たな試みであり、事業は継続しているため、委託料含め事業の評価を現時点で行うことは早急かもしれないが、当初の具体的な目標のひとつである株式公開を果たした企業は現時点では現れていない。

沖縄県が委託料等で関与する最終年度である平成25年をもって、一旦はこの新たな官民協働関係について評価を行う必要がある。これについて沖縄県および公社、ファンド関係者だけの自己評価で終わらせてしまうと、外部の視点から得られる著の貴重な情報や教訓が、この新たな官民協働関係にフィードバックされない可能性が非常に高い。したがって、評価に当たっては外部の有識者等も多数加え外部からの視点を積極的に取り入れ、今後の展開に活かす必要がある。

7. ものづくり基盤高度化支援事業

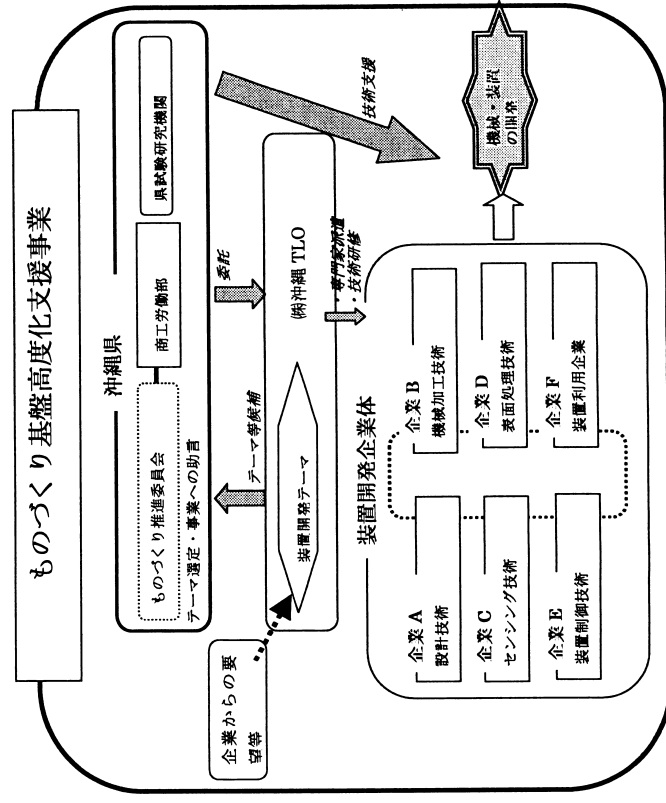
(1) 事業の概要

① 担当部局
商工労働部 新産業振興課

② 目的及び内容

沖縄県では、製造業の工場等で使用されている生産機械・装置のほとんどは県内で製造され、御等の技術を有する企業は存在するものの、システムとしての装置開発に対応できない状況になっている。本事業では県内で需要のある装置開発テーマを明確化するとともに、それら装置開発に必要な各種技術、設備等を有する県内中小企業間の連携を促進し、複数企業参加による共同装置開発を実施する装置開発企業体を編成して開発実施へ誘導できるように、装置開発にかかる設計仕様作成手法や関連新規技術の導入等を図り、沖縄県におけるものづくり基盤の強化を目的としている。

(イメージ図)



(事業概要)

1) 神縄県において需要が高く、技術波及効果の高い装置開発テーマの調査

2) 設定された開発テーマを実施する装置開発企業体の編成

3) 装置開発企業体の開発計画作成支援

4) 装置開発企業体の開発にかかる費用の支援

5) 開発成果の普及・PR

③ 予算額

最終予算額(千円)	委託料	委託先	契約方法
58,396	46,783	(株)神縄 TLO	随意契約

④ 委託先の選定方法

平成 21 年度に企画競争かつ公募を行い、応募のあった 1 社と随意契約により決定。

⑤ 進捗管理

県は、委託料の概算払いが行われる都度(半期又は四半期)帳簿類の検査をおこなっている。年 3 回ものづくり推進委員会を開催し、事業目的達成に必要な助言・提言をおこなっている。

⑥ 事後の評価及びフィードバックについて

受託事業者が本事業について総括を行い、今後の課題等について検討を行っている。また、県内製造業者や事業所等を対象に広く開発成果の PR と新規要望テーマの提案促進を図っている。

・産業まつりへの出展 ・成果展示会の開催 ・成果展開パンフレットの配布 等

⑦ 事業実績

県内のものづくり系企業及び需要側の企業で編成される開発企業体に対し、「開発テーマ及び開発企業体」の募集をおこなない、平成 23 年度は 10 件の装置開発テーマを採択し上記事業概要に沿って支援をおこなっている。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出主な書類についての説明を受け必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 事業の告知方法、仕様内容等改良についての検討

随意契約を行う平成 22 年度に企画競争、公募を行い、競争原理を働かせていることは妥当と言える。しかし、企画競争の結果、1 社からしか応募がなかった。今後は告知の仕方、仕様内容等に改良を行い、競争性の原理を発揮させることが望まれる。

県内産業のなかでも弱い分野とされている製造分野において、技術力の向上を目的としたこの事業の必要性はありと考える。需要ある開発テーマの実態調査、開発に向けた専門知識等取得や企業体と県内技術支援機関とのネットワーク構築など一定の効果も見受けられる。

神縄 21 世紀ビジョンは県民の参画と協働をその基本においているが、その基本にも沿った事業であり、不得意分野とされるものづくりについては、特に県と民間の協働は必然であるから同様な事業がよりいっそう必要であると考える。今後は、開発された技術が積極的に活用される仕組みも検討されるべきであろう。

8. 沖縄スパブランド構築促進事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 新産業振興課

② 目的及び内容

1) 概要

・沖縄スパ認証制度の創設・普及とブランド構築

沖縄スパブランド品質基準策定及び認証制度を創設し、業界標準として普及を目指す。沖縄スパセラピストスキルアッププログラムを開発し、研修サービスを実施し、認証制度を普及するための広報活動（セミナー）を実施する。

・モデルスパサロンの実践

沖縄スパ認証基準に合致するモデル的なスパサロンを展開し、沖縄地域資源活用粧材を中心とした沖縄スパ商品を開発・提供し、ニーズ把握・分析、商品改良を行う。

2) 事業の現状・必要性

(現状)

沖縄は独自の世界水準のスパサービスを提供できる地域であり、国内外と比較しても様々な好条件を備え成長産業として期待されている。しかし、沖縄スパとしてのサービス品質基準が不明確であるため、沖縄でしかうけることができないスパ（沖縄スパ）の開発・導入が期待されている。

(必要性)

沖縄スパブランドの構築には、沖縄独自の地域資源を活用した粧材などの沖縄スパ商品の開発が必須であるが、経営基盤の脆弱な企業が多く、個別に開発に取り組むのは困難な状況である。そのため、より確実に沖縄スパ商品の開発・提供・分析・改良を行うために、沖縄スパブランドの構築に特化したモデルサロンを実践していく必要がある。

3) 事業効果（有効性・妥当性・効率性）

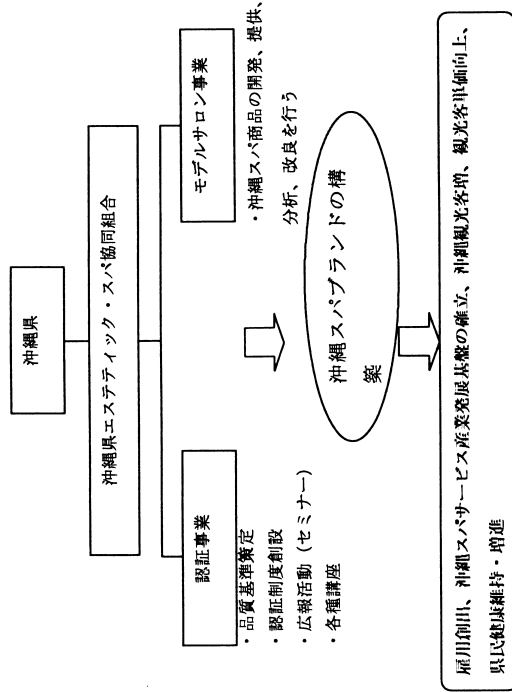
・雇用創出

21年度：2名、22年度：11名、23年度：11名

・沖縄スパサービス産業発展基盤の確立

・沖縄観光客増、観光客単価向上、県民健康維持・増進

4) 事業フロー図



③ 予算額

最終予算額(千円)	委託料	委託先	契約方法
58,937	58,937	沖縄県エステティック・スパ協同組合	随意契約

④ 委託先の選定方法

平成21年度に企画競争かつ公募を行い、応募のあった1社と随意契約により決定。

⑤ 進捗管理

年初に事業実施計画書を作成させ、委託料の概算払いが行われる都度（四半期）帳簿類の検査をおこなっている。事業終了後、実績報告書を提出させている。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出主な書類についての説明を受け必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 委託と補助との代替可能性の検討

沖縄のリーディング産業である観光分野において、サービスの質の向上を目的としたこの事業の必要性はあると考える。施設認証制度を創設し、認証基準を確立したこと、また雇用対策事業の一環として行われ、事業期間に雇用が確保された点では、一定の効果はあるといえる。

沖縄 21 世紀ビジョンでは、将来像のひとつに「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」が掲げられている。この将来像の実現のための一つの要素として、エステ・スバといった分野はさらなる活性化が必要となり、今後も同様な事業が求められると思われる。

今後事業実施にあたって、委託という形では今後の消費税率が上昇した場合に事業原資が減少する可能性があることから、エステ・スバ業界全体の品質向上のための事業など一定の社会的な公益性を有するような事業については、協同組合への補助という形で実施することを検討しても良いのではないかと考える。

9. 就職困難者総合就職支援事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 労政能力開発課

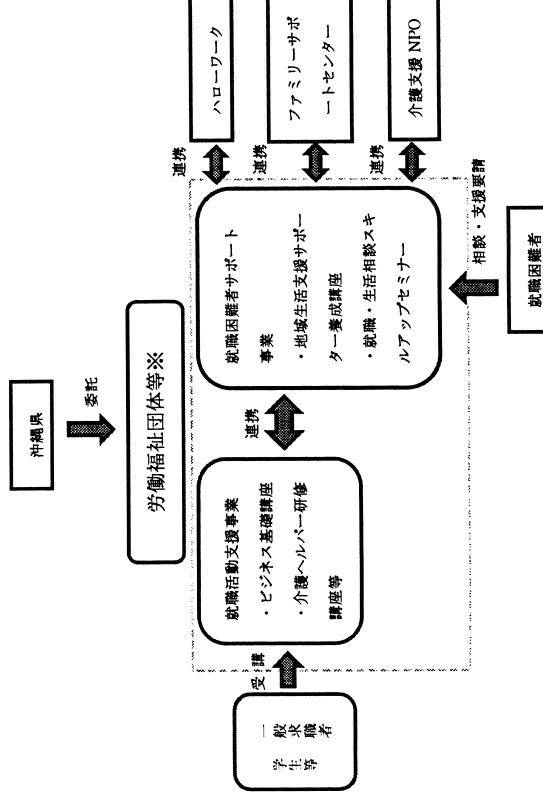
② 目的

一人親世帯（母子、父子）の親や、要介護（要支援）高齢者等のいる世帯等の就職困難者に対して、就職や生活上の問題に関する相談及び支援等を総合的に行う「就職困難者サポート事業」と「就職活動支援事業」を実施することにより、確実に就職及び就労の継続に結びつける。

③ 事業の内容

母子世帯等の就職困難者に対して、就職相談及び子育てや介護の支援に関する相談を実施し、関係機関や NPO 団体等と密接に連携した種々の支援を行うことで、就職や就労継続に当たって障害となっている要因を解消もしくは緩和する。また、講座・研修会等を開催し就職のためのスキルを身に付けさせることにより、安定的な職業に就けるよう支援する。

< 事業スキーム >



※ (財) 沖縄県労働者福祉基金協会（以下、「労福協」）と随意契約

④ 事業実績

相談者数（新規＋リピーター）

	来所	訪問・同行	電話	その他	合計
那覇・南部	1,189	486	2,372	126	4,173
中部	624	204	1,772	46	2,646
合計	1,813	690	4,144	172	6,819

就職決定者数

那覇・南部	中部	パソコン&就職力アップセミナー、ワンデイセミナー	ヘルパー講座	合計
187	115	40	19	361

(労協コメント)

2011年度は、361名の就職決定者ができました。来所者層は、就職が難しく、まず生活基盤を整える必要性のある方がほとんどだった。何よりも、物理的に、精神的に孤立している相談者が多い中で、「自分一人ではない、自分を気遣って励ましてくれる人がいる。」という精神的支えからの部分が大きかったのではないかと思います。

⑤ 予算措置状況

平成23年度 67,543千円（沖縄県雇用再生特別事業基金）

(2) 監査手続と監査結果

予算執行伺、委託契約書、完了報告書、検査調書、支出負担行為書の閲覧、担当者への質問を行った。合規性の観点から指摘すべき問題は発見されなかった。

(3) 監査意見

① 随意契約理由等の公表について

当該事業の対象となる就職困難者≒生活困難者という状況の中で、相談者一人一人に寄り添った対応が必要な事業であり、労協の他に候補者が存在しないということであれば「競争入札に適しない」との判断からの随意契約も妥当であった可能性が高い。しかし、やはり労協以外の未だ出会ったことのないパートナーが存在している可能性は依然としてある。したがって、企画競争あるいは公募を行わず県庁サイドの判断で締結した随意契約については、その内容について公表し、その他のパートナーが存在していないかテラステする

必要はあるものと考える。

② 委託先に対する統一した進捗管理ルールの必要性について

また、子育てママの就職技術力向上支援事業の監査意見でも記載したが、労協は公社等外郭団体には該当しないものの沖縄県も出資しており複数の事業について随意契約を締結している。このような状況から、労協側でコスト削減意欲が必ずしも十分に発揮されないリスクがあるため、委託者である沖縄県の適切な監督が必要である。

また、労協に限らず複数の事業を県から受託している相手先については、事務用品や車両のリース料、人件費、水道光熱費等の経費に対する補助（委託料）に重複部分がないよう注意するのは言うまでもない。

10. 緊急委託訓練事業費

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 労政能力開発課

② 目的

本県における厳しい雇用情勢の中、早期就職を図るため、民間職業訓練機関を活用した委託訓練を実施する。

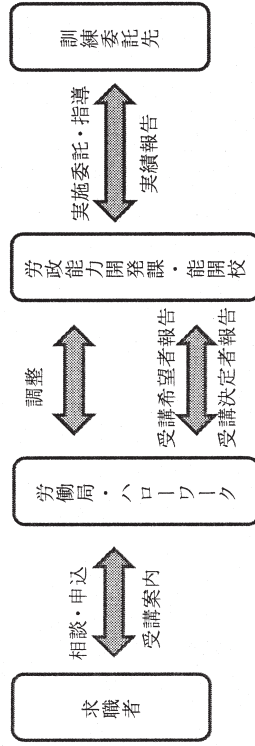
③ 内容

職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練（主に新卒者・雇用保険受給者を対象）として実施される事業である。公共職業訓練を実施する施設は県内に4か所あり、①沖縄職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）、②沖縄職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、③具志川職業能力開発校、④浦添職業能力開発校がある。

上記のうち、①②は国が運営するものであり、③④は沖縄県が運営するものである。

当該事業の内容は、上記③④における国庫を活用した委託訓練（専修学校等の民間教育訓練施設に委託して行う訓練）である。

(事業スキーム)



④ 事業実績

年度	コース数	定員	入所者	充足率	修了者	就職者	就職率
平成20年度	13	133	121	91.0	119	83	69.7
平成21年度	37	643	565	87.9	518	360	69.5
平成22年度	46	726	685	94.4	621	416	67.0
平成23年度	119	1,937	1,673	86.4	1,587	1,068	67.3
合計	215	3,439	3,044	88.5	2,845	1,927	67.7

⑤ 予算措置状況

平成23年度 464,110千円

(2) 監査手続と監査結果

予算執行伺、支出負担行為書、委託訓練契約書、委託訓練実施状況報告書、検査調査等の関連書類の閲覧、担当者への質問等を実施した。合規性の観点から指摘すべき問題点は発見されなかった。

(3) 監査結果

① 雇用のミスマッチに向けた取り組みの強化について

職業能力開発校（具志川・浦添）の職業訓練については、民間が実施可能な部分は既に民間に委託しており、官民協働という姿勢で運営されている。しかし、沖縄県の主要な産業である観光や雇用の吸収力の高いコールセンター業務の訓練に対して応募人員が定数に達しない場合が多いとのことであった。沖縄県で需要がある職業と失業者等が望む職業が合っていないため、雇用のミスマッチ解消に向けた取り組みを強化すべきである。

11. 沖縄BPO事業拠点集積促進事業

(1) 事業の概要

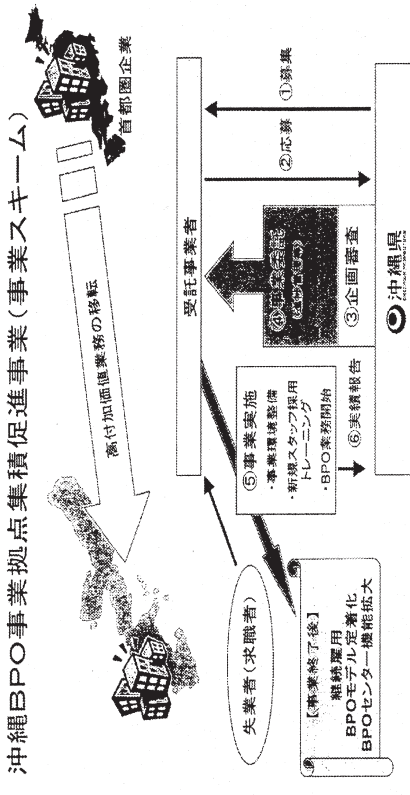
① 担当部局

担当部局：商工労働部情報産業振興課

② 概要

首都圏を中心とする県外企業から業務の一部を、1,600km離れた沖縄へ移管し、距離を超えた高品質なサービスを提供するビジネスモデルを構築する。例として、調査研究機関のサポート業務、経理、人事等のバックオフィス業務、不動産管理業務及び保険契約管理業務などの業務を想定し、グローバル企業の海外ヘッドクォーター及び事業所との連携モデル等、各種モデルを検証しこれに対応する人材を採用・育成し雇用の創出及び定着化を図る。この事業は雇用創出の側面もあり、厚生労働省所管の「ふるさと雇用再生特別事業基金」を活用した事業となっている。なお、BPOは「ビジネス・プロセス・アウトソーシング」の略称

③ 事業の現状・必然性
(事業フロー図)



昨今、多くの企業がコスト削減・業務効率化を目的とした人事・経理業務へのBPOサービスの導入が進んでいる。しかし、海外を活用したBPOサービスの場合、言葉やビジネス慣習の違いから、自社内での間接業務運営と比較すると大幅にサービスレベルが低下するといった課題もある。このような状況のもと、間接業務のコスト削減に課題を持つ企業では、日本企業の商慣習や価値観を理解し、かつ高品質・高コストで間接業務を運営するこ

とができるBPOサービスのニーズが高まっている。

以上のような企業のニーズに沖縄県の独自性ある産業振興施策を組み合わせた事業を実施することで、沖縄県への企業誘致につながり、ひいては雇用確保にもつながることがある。

④ 予算額

最終の委託料 339,504 千円。なお、委託料の1/2以上は人件費に使わなければならない、人件費を除いた委託料の3/5以上を研修料としなければならないという条件がある(雇用促進も目的としているため)

⑤ 委託先の選定方法

事業の趣旨を鑑み、継続雇用ができそうな事業を中心に公募による選定。1次で書類選考、2次でプロポーザルを実施。なお、23年度の委託先及び事業内容は以下の通り

【平成23年度実施モデル事業】

No	特徴	事業内容	H23新規雇用 失業者数	事業実施年度	検証内容
1	A社	【研修サポート運用業務】 ・アジア諸国とのビジネス展開を踏まえた研修サポート基盤の強化のため、当該業務の一元集約による効率化の観点から、沖縄県への業務移管の可能性について検証を行う。 【沖縄BPO事業モデル検証事業】 ・従来行ってきたデジタル・サポートのコンテンツ業務を、総合BPO業務の領域に拡大し、社内、同社クライアント及び関連グループ会社のバックオフィス業務の沖縄展開の可能性を本事業にて検証する。	5人	H22年度【継続】 H23年度【継続】	研修サポート業務BPOモデル(国内外のIT人材育成への波及)
2	B社	【モバイル型速報情報保護システムプロジェクト】 ・会議、講演やツアーガイド等の内容をリアルタイムで文字データ情報に変換し提供するサービス。その他、議事録作成等の筆耕業務等を行うビジネスモデルの検証を行う。 【コンテンツBPOラボ】 ・国内大手ウェブディング映像制作会社、レンタルDVD会社等の映像処理業務の移管を検証する(※映像編集関連業務、エンコーディング関連業務、アーカイブ関連業務、VOD配信業務、映像期間関連業務等) 【コーポレートビジネスサービスクラウド(CBSC)】 ・クラウドを活用し、企業にとっても不可欠な間接部門の業務について、「専門人材」と「システム」が融合された高付加価値サービスを提供するモデルの検証を行う。 【営業部門プラットフォーム in 沖縄】 ・ソニーの全国特約店舗からの受注業務及び債権管理業務を移管するモデルの検証を行う。 【Webマーケティングセンター】 ・企業の広告コスト削減と効率化を実現するWebマーケティングに関する専門スキルと業務を移管するモデルの検証を行う。	60人	H22年度【継続】 H23年度【継続】	ニアショア型BPOモデル
3	F社	【モバイル型速報情報保護システムプロジェクト】 ・会議、講演やツアーガイド等の内容をリアルタイムで文字データ情報に変換し提供するサービス。その他、議事録作成等の筆耕業務等を行うビジネスモデルの検証を行う。	9人	H23年度	障害者向け情報保護サービスBPOモデル
4	G社	【コンテンツBPOラボ】 ・国内大手ウェブディング映像制作会社、レンタルDVD会社等の映像処理業務の移管を検証する(※映像編集関連業務、エンコーディング関連業務、アーカイブ関連業務、VOD配信業務、映像期間関連業務等)	9人	H23年度	コンテンツ関連業務BPOモデル
5	D社	【コーポレートビジネスサービスクラウド(CBSC)】 ・クラウドを活用し、企業にとっても不可欠な間接部門の業務について、「専門人材」と「システム」が融合された高付加価値サービスを提供するモデルの検証を行う。	10人	H23年度	クラウド活用型高付加価値BPOモデル
6	C社	【営業部門プラットフォーム in 沖縄】 ・ソニーの全国特約店舗からの受注業務及び債権管理業務を移管するモデルの検証を行う。	57人	H23年度	営業部門サポートBPOモデル
7	E社	【Webマーケティングセンター】 ・企業の広告コスト削減と効率化を実現するWebマーケティングに関する専門スキルと業務を移管するモデルの検証を行う。	10人	H23年度	WebマーケティングBPOモデル
合計					※雇用数はH23年度委託先の契約ベース

12. 沖縄 IT 知の集積促進事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部情報産業振興課

② 概要

沖縄 IT 津梁パークの人材育成機能を強化するため、IT 環境を備えた研修施設（アジア IT 研修センター）を整備し、県内の高度な IT 技術者を育成する。また、OJT を通し、アジア諸国との懸け橋となる高度 IT 人材の育成を図ることも目的とする。

アジア IT 研修センターにおいて国内外の IT 技術者を対象にした研修を実施することで、人材育成だけでなくアジアとの人的交流が促進され、アジアとのビジネス連携を図ることにも目的とする。

③ 事業の現状・必然性

先進の IT 環境を備えた研修施設を整備し、沖縄 IT 津梁パークの人材育成機能の強化を図る。また、アジア諸国の IT 人材を受け入れることで、アジアとの IT ブリッジ（津梁）機能を確立することも目的としている

④ アジア IT 研修センターの施設概要

1) 敷地面積：14,300 m²

2) 延べ面積：1,936 m²

3) 機能：IT 研修室、OJT 研修室、交流ラウンジ・リフレッシュスペース、管理事務室等

4) 平成 25 年 4 月供用開始予定

⑤ 予算額

項目	金額	備考
需用費	152,338 円	
委託料	36,717,050 円	設計委託料
土地購入費	381,810,000 円	(注)
合計	418,679,388 円	

(注) 沖縄県公有財産規則 26 条に基づき、中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計から一般会計へ有償で所属換えを行ったため計上（26,700 円×14,300 m²）

⑥ 事後の評価及びフィードバックについて

事業終了後の継続雇用状況について聞き取り調査を行っている(監査意見参照)。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。その結果、合規性等について特に問題となる事項は検出されなかった。総合評価を取り入れた入札という方法もあつたかもしれないが、選定の方法自体は競争の原理を取り入れ、適切な方法を採用している。

沖縄県は IT 産業に力を入れており、企業誘致やインフラ整備に積極的に動いている。その努力もあり、沖縄県内に IT 系のベンチャー企業が徐々に増えつつある。所管課の説明によると、企業は、以下のような点に魅力を感じて県内に進出してきているようである。

- ① 低廉な人件費
- ② 震災リスクの低さ
- ③ 優秀な人材を比較的確保しやすい（県外のような大手の企業が少ないため）
- ④ 通信費の助成（11 年から沖縄県が初めて取り組んだ）

また、事業終了後の継続雇用状況は次のとおりであり、合計で、調査対象者 151 名のうち、継続雇用者数は 130 名となっており、一定程度の成果を達成している。

「ふるさと雇用再生特別事業基金」活用事業 平成 23 年度終了事業一覽及び事業終了後の継続雇用状況

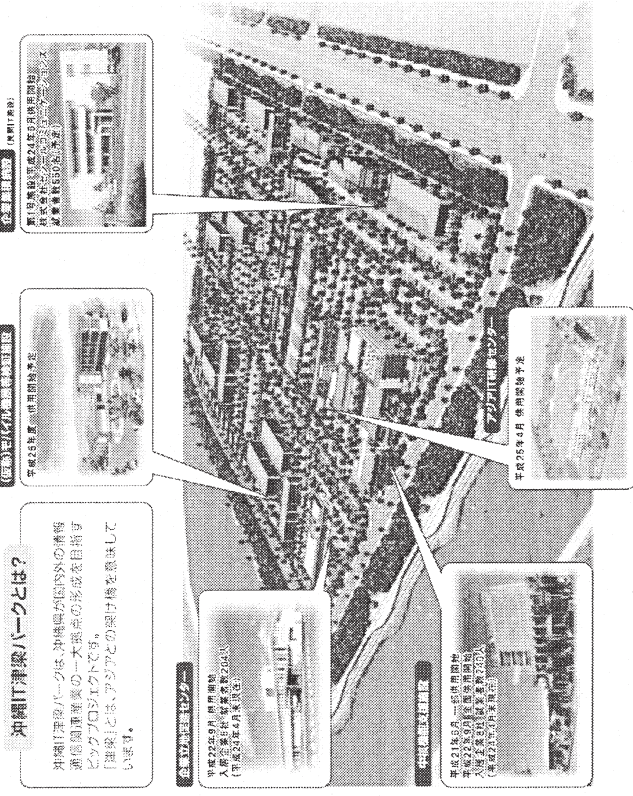
委託先	事業実績額 (円)	新規雇用計画数 (A)	新規雇用実績数 (B)	中途退職者数 (C)	調査対象者数 (D)	事業終了後の継続雇用者数 (E)	継続雇用者の状況(左の内訳)						備考
							委託先で正規 (F)	委託先で非正規 (G)	同一業界で正規 (H)	同一業界で非正規 (I)	同一業界外 (J)	他業界外 (K)	
合計	339,504,667	151	163	12	151	130	18	91	9	4	8	21	
A 社	14,300,627	5	5	0	5	5	4	0	0	0	1	0	
B 社	102,667,746	50	56	6	50	34	1	24	0	4	5	16	
C 社	99,683,605	57	53	2	51	51	0	51	0	0	0	0	
D 社	37,802,058	10	17	3	14	14	0	14	0	0	0	0	
E 社	31,251,063	10	11	0	11	9	0	9	0	0	0	2	
F 社	23,077,422	10	11	0	11	10	7	2	0	0	1	1	
G 社	24,722,146	9	10	1	9	7	6	0	0	0	1	2	

A=委託契約当初の新規雇用計画数、B=委託契約期間中に新規雇用した数、C=委託契約期間中に退職した数

D=委託契約終了時の新規雇用者数

一方、沖縄県には所得税額控除が適用できる経済特区（情報通信産業振興地域・金融業務特別地区）があり、産業振興の目玉として期待されているが、ほとんど活用されていないのが実情のようであるが、BPO 業務が情報通信産業振興税制の対象業務に加えられた。経済特区税制には様々な問題があることは理解しているが、今後こういっった業務を行う会社が増え、税額控除が活用されるようになることを期待したい。

日本とアジアを結ぶ架け橋 沖縄IT津梁パーク



(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。その結果、特に問題となる事項は検出されなかった。沖縄県の施策により、IT 業界におけるハード面の整備は進んでおり、県外からの進出企業も徐々に増えつつある。県の説明によると、アジア IT 研修センターを活用したアジア諸国とのビジネス連携も構想に入っているようである。沖縄の地理的優位性を活かし、ぜひ実現してもらいたい。そのためにはソフト面の充実等、課題は山積していると思われる。県全体の施策として引き続き取り組むことで、今後、様々な魅力あるベンチャー企業が誕生することを期待したい。

⑦ 委託先の選定方法

研修センターの建築について、発注・設計・工事の監理業務は土木建築部で行い、完成後、商工労働部に引き渡すようになっている。建物の総事業費は約 7 億円。設計業務の業者選定について土木建築部に確認したところ、指名競争入札を採用しているとのことであった。その理由について、回答は以下の通り

「指名競争入札は、一般競争入札と比較して短期間で請負者の選定を行うことができる。土木建築部施設建築課では、人員など執行体制が激しいため、これまで指名競争入札を中心にやっている」

13. 情報関連産業雇用創出人材育成事業

(1) 事業の概要

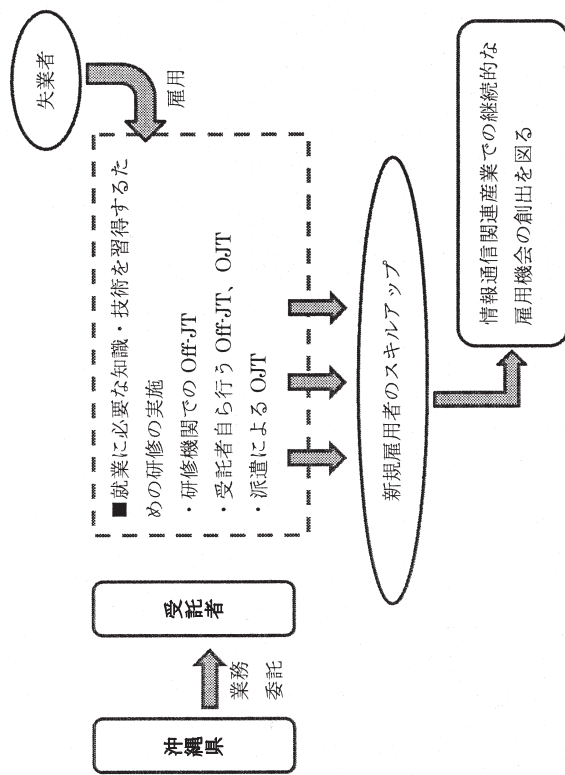
① 目的

沖縄県内の失業者を新たに雇い入れ、ソフトウェア・システム開発やBPOなどの情報通信関連産業において必要な知識・技術の習得を図り、継続的な雇用機会の創出を図ることを目的とする。

② 委託業務内容

委託業務の内容は主に、情報関連産業への就職を考えている沖縄県の求職者の募集・雇用に関する業務、情報関連産業に従事するために必要な知識・技術を習得させるためのOJTやOff-JTを組み合わせた人材育成計画の企画立案に関する業務、人材育成計画に基づくOJTやOff-JTの実施に関する業務（研修実施期間は6か月）、OJT先の企業が他の企業である場合等、新規雇用者の研修を他の者へ行わせる場合は、その進捗管理や業務に関する理解等の把握、相談対応などの就業支援に関する業務等である。

(事業スキーム)



③ 事業実績

	契約額	雇用者数	左記の内、 継続雇用者数 (H24.7時点)
委託先 A	17,624 千円	9 名	1 名
委託先 B	56,400 千円	33 名	22 名
委託先 C	31,711 千円	19 名	1 名
合計	105,736 千円	61 名	24 名

研修内容

委託先 A：デジタル機器接続検証関連技術者の育成

委託先 B：IT 技術全般 (GIS、Web マーケティング)

委託先 C：サーバー遠隔監視システム

④ 予算措置状況

平成 23 年度 105,776 千円 (沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例)

(2) 監査手続と監査結果

予算執行伺、委託先審査関係書類 (1 次審査、2 次審査)、支出負担行為書、委託契約書、完了報告書、検査調査等の関連書類の閲覧、担当者への質問を行った。合規性の観点から指摘すべき問題は発見されなかった。

(3) 監査意見

① 実質的に雇用者数を増加させる取り組みの必要性

沖縄県が掲げる沖縄 21 世紀ビジョンにおける推進戦略の一つとして情報通信産業が挙げられており、県として当該産業の育成に力を注がなければならないため、当該事業の必要性は理解できる。

一方で、事業終了後の継続雇用者数を増やす工夫が必要なのではないか。この点について県の担当者に確認したところ、当該事業の要綱上、継続雇用要件は無いため事業終了とともに当該事業の雇用者が再び失業者に戻る可能性があることと、継続雇用要件は無いこととであった。確かに、事業終了後の継続雇用を要件とすると応募する事業者が出てこない可能性があるというのには理解できる。

しかし、継続雇用要件が必要と指摘しているのではなく、県として事業終了後にできるだ

け継続雇用者が増えるような方策を検討し、実施しようという姿勢が足りないと考える。
 例えば、若年者ジョブトレニング事業の監査意見でも指摘したが、受託者側が継続雇用
 に力を入れることが受託者側の利益（あるいは損失回避）につながるような方法を検討し
 てみてはどうだろうか。このような観点から官民協働のあり方について検討を重ねていく
 努力は行われて然るべきである。

なお、「③事業実績」において、事業実績の欄に事業終了後の平成 24 年 7 月時点の継続雇
 用者数を記載しているが、これは厚生労働省からの指示で県が実施したものであり、県が
 自主的に実施したものでないというのが現状の沖縄県の姿勢である。

14. 緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業－DTP・Web デザイン業務人材育成事業（商工労
 働部 雇用政策課）

(1) 事業の概要

① 目的

DTP (Desktop publishing) 業務や Web デザイン業務を行っている企業で即戦力となる
 人材を育成する。

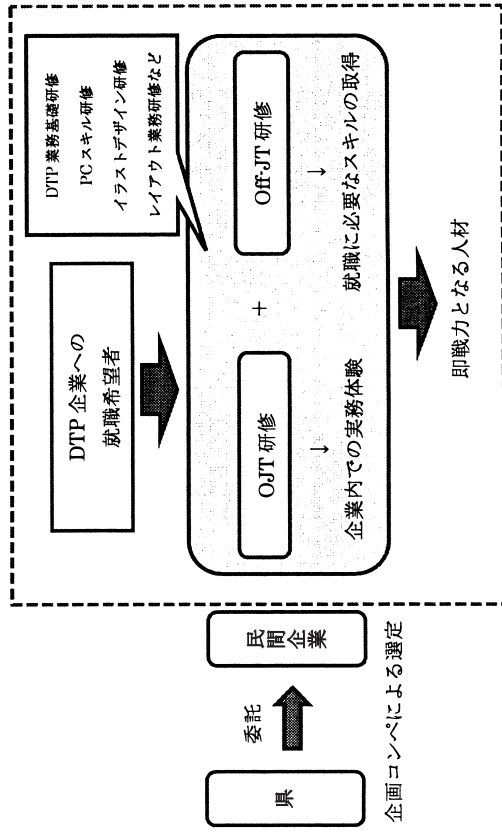
なお、DTP とは卓上出版を意味し、書籍、新聞などの編集に際して行う割り付けなどの
 作業をコンピュータ上でを行い、プリンター出力を行うことをいう。

また、Web デザインとは、インターネット上のウェブページやウェブサイトににおけるデザ
 イン・レイアウトを行うことをいう。

② 内容

緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、DTP や Web デザイン業務を行っている企業
 への就職を考えている求職者を対象に、デザイン業務で必須となる DTP ソフトの基礎から、
 Web デザイン研修、イラスト・デザイン研修等の OfT-JT (座学研修) を実施するとともに、
 DTP 業務等を行っている企業における OfT 研修を実施し、当該企業等で即戦力となる人材
 を育成する。

(事業スキーム)



③ 事業実績

企画コンペにより下記を幹事企業とする3つのコンソーシアムが選定されている。

幹事企業	実績額 (千円)	当事業の 新規雇用 者数	事業終了後 の就職者数	資格取得状況
A コンソーシアム	23,597	9	5	WEB検定 1777-4名
B コンソーシアム	23,064	8	2	WEB検定 WEBデザイナー 1名
C コンソーシアム	23,272	9	5	Photoshopクリエイター能力認定試験エキスパート 7名 Photoshopクリエイター能力認定試験エキスパート 3名 Illustratorクリエイター能力認定試験エキスパート 8名 Illustratorクリエイター能力認定試験エキスパート 2名 Webクリエイター能力認定試験初級 4名 Webクリエイター能力認定試験上級 6名 インフォコム・能力認定試験初級 1名 インフォコム・能力認定試験上級 1名 Flashクリエイター能力認定試験上級 3名 ホームページ制作能力認定試験 1名

④ 予算措置状況

平成23年度 74,055千円（緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業）

(2) 監査手続と監査結果

予算執行回、業務委託者選定採点表、契約書、支出負担行為書、実績報告書、検査調書等の関連書類の閲覧、担当者への質問を実施した。合規性の観点からの問題点は特に発見されなかった。

(3) 監査意見

① 施策実行に外部から入手できた情報のフィードバックについて

「③ 事業実績」に記載した通り、3つのコンソーシアムに当該事業を委託しているが、当該事業の結果に対する評価・今後の事業への有用な情報の繰越が不足していると考えます。すなわち、当該事業は平成24年度で終了しているが、雇用問題の改善のために外部の業者等に委託して事業を実施するものは他にも沢山あるし、今後も実施されるはずである。

若年者ジョブプロトレーニング事業の監査意見でも指摘したが、沖縄県では事業結果を評価し

「次に活かす」という活動が組織としては行われていない。県の担当者も基本的には3年で人事異動になるし、受託業者も変遷していく。その中で、過去の事業から蓄積したノウハウが組織に蓄積されていけば、沖縄県が実施する事業の有効性は向上していくのではな

いかと考える。
当事業の受託者の実績についても、各コンソーシアムで、研修内容や取得を目指した資格が異なるので、事業終了後の継続雇用者数や資格取得者数だけで優劣をつけることはできないが、今後に活かす有用な情報は存在するはずなので当該情報の抽出・繰越が必要である。

15. 雇用戦略プログラム推進事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 雇用政策課

② 目的及び事業内容

○ 事業概要

沖縄県の構造的な失業問題の改善を図るため、新たに県に設置した雇用戦略推進会議の下、経営者の意識改革、職場環境の改善、企業内人材のレベルアップ、若年者の就業意識の改善等の課題について、PDCAサイクルにより、総合的・戦略的に取り組むとともに、以下の3事業を実施する。

【沖縄企業人材活性化事業】

経営の高度化や事業の拡大等に伴い、職場環境や雇用環境の改善に取り組もうとする企業に対しコンサルタントを派遣し、企業の現状を分析・把握した上でガイドラインを基に雇用の安定・人材育成・従業員の職場定着等につながる助言・指導を行う事業を実施する。

【従業員研修促進支援事業】

沖縄県に新規に立地する企業、または、業務拡大に伴い従業員を増やす企業が、雇用の場の創出を伴い、従業員を県外の先進企業等に派遣し研修を行う場合に、その費用の一部を助成する。

【はばたくウチナーンチュ応援プログラム】

キャリアセンターが主体となって、県外企業とネットワークを構築し、大学と連携し効率的に学生の県外企業におけるインターンシップを実施するとともに、県外就職希望者の活動支援を行う。

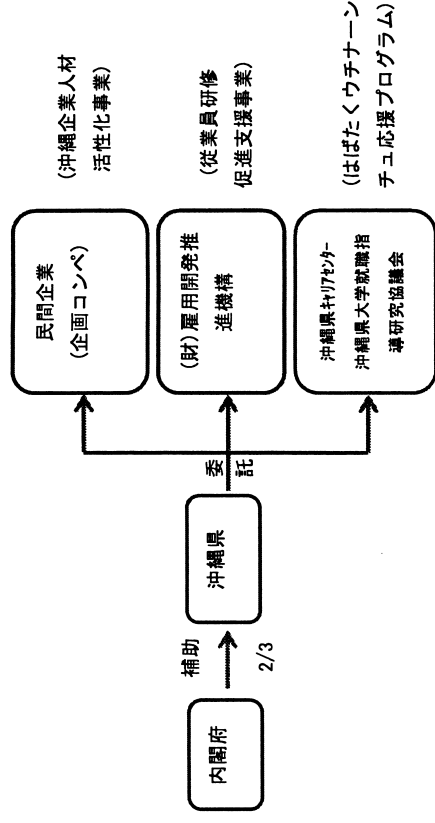
○ 事業の現状・必要性

本県の平成21年の完全失業率は7.5%(全国5.1%)で、経済危機の影響を受け、県外求人は大幅に落ち込んでおり、県内求人も前年より厳しい状況が続いている。そのため、既存事業のより効率的な実施も含め、本県の雇用対策事業を戦略的に行う必要がある。

○ 事業効果(有効性・妥当性・効率性)

- ・ 人材育成等に積極的に取り組む経営者の増加
- ・ 職場環境(ワークライフバランス)や雇用条件(キャリアパスの明確化等)の改善を通じた魅力ある職場の形成
- ・ 県内就職にこだわらない広い視野を持った若者の育成
- ・ インターンシップ等を通じた就業観の醸成
- ・ 優良事例の県内企業への波及
- ・ 観光・情報通信産業界等における求人・求職のミスマッチの解消
- ・ 若年者失業率の改善

○ 事業フロー図



○ 事業実績

項目	過去3年間			合計
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
コンサルタント派遣	5社	5社	5社	15社
県外研修旅費助成件数/新規雇用者数	23名/315名	6名/52名	64名/248名	93名/615名
県外インターンシップ [※] 旅費助成	143名	147名	117名	407名

③ 予算額

事業名 (経費区分)	平成22年度		平成23年度	左の財源内訳	
	当初予算額	補正予算額		国庫支出金	一般財源
雇用戦略プログラム推進事業(A経費)	122,633	0	104,426	69,617	34,809

(単位:千円)

④ 選定方法

雇用戦略プログラム推進事業は大きく分けて3つの事業に分類できる(事業フロー図参照)。そのうち、「沖縄企業人材活性化事業」は企画コンペにより選定した民間業者と随意契約を締結している。「従業員研修促進支援事業」は財団法人雇用開発推進機構と、「はばたくウチナーンチュウ応援プログラム」は沖縄県キャリアセンター(財団法人雇用開発推進機構)と沖縄県大学就職指導協議会の両者が最も適切との理由から企画コンペ等を行わずに随意契約を締結している。

⑤ 進捗管理

期中は文書を残す等の定型的な連絡は行っておらず必要に応じて連絡を取り合っている。期末には委託事業者が委託事業完了報告書を県に提出し、県の完了検査の後に検査調書が作成される。

(2) 監査手続と監査結果

契約書、予算執行向、支出負担行為書、支出調書、委託事業完了報告書、検査調書等の関連資料の閲覧を行った。疑義等について担当者への質問を行った。合規性について特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 公社等外郭団体との随意契約の問題点

「はばたくウチナーンチュウ応援プログラム」のうちの県外インターンシップ事業の予算執行向によると、財団法人雇用開発推進機構との随意契約の理由等については以下のように記されている。

【随意契約とする理由】

当該事業は、インターンシップに必要な事前研修からインターンシップに関する全般的な情報提供及び終了後においても継続的な支援体制を有している団体であることが求められることから、委託先については次の要件を具備している必要がある。

- ①インターンシップに関するノウハウがあり、専門的職員が配置され組織体制が十分整っていること。
- ②学生等若年者に対する総合的な就職支援サービスを提供でき、教育機関との連携が図られていること。
- ③県と密接に連携が図られていること。

【委託の相手方】

財団法人雇用開発推進機構は、これまでも県外インターンシップ事業の実施経験があり、インターンシップに関するノウハウを持つ専門職員の配置、インターンシップ受入企業のデータベースの構築等、事業を円滑に実施できる体制が整備されている。

また、財団法人雇用開発推進機構は、県から「沖縄県キャリアセンター」管理運営業務を委託され、若年者に対する就職相談、大学、高校等と連携した就職活動セミナーを実施するなど、県や教育機関と連携しながら若年者の就職支援を行える体制が整備されており、類似の団体は存在しない。

これによると、公社等外郭団体に該当する財団法人雇用開発推進機構(以下「エンパクト」)の過去の実績等の列挙からいきなり「類似の団体は存在しない」と飛躍した結論を下し、随意契約の相手方として適切であると説明されている。

当該事業によるエンパクトの状況は下記の通りである。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当初募集定員(人)	200	200	200	250
実際派遣者数(人)	143	147	117	259

エンパクトが受託している平成21年度から平成23年度は定員割れの状況となっている。平成23年度については震災の影響もあり減少したとのことである。

これに対して、平成24年度は、当初募集定員を超える人数を県外インターンシップへ派遣している。

平成24年度は、受託業者の選定を企画コンペ方式とし、民間のコンソーシアムに委託した結果、派遣者数が定員を超えている。民間業者が派遣先のチャネルを多く保有していたこと等が考えられ、4年目に至って漸く当該官民協働事業は民間サイドに眠っていた無形財産を活用できたわけである。

以上の状況から、平成23年度までのエンパクト一団体との企画競争等なしの随意契約は、展開されていた理屈同様、必ずしも適切ではなかったのではないかと(エンパクトは適格であったかもしれないが、最適ではなかったかもしれない。過去の出来事はやり直せない)、これ以上の事は明言できない。

他の事業の監査意見でも記載したが、企画コンペ等も実施せずに、他に適切な団体が存在しないと県庁内部だけで断定し、随意契約を進めることは誠実な対応とは言えない(その傾向は公社等外郭団体との契約で顕著である)。

地方自治法上は、契約の相手方として適格ではなく、最適であることが求められている。ただ出会えていない未知のパートナーが存在するかもしれない、企画競争や公募を行わない限

り客観的にその可能性を検証することはできない(繰り返さない)ことになるが、だからこそ地方自治法は一般競争入札を原則としているはずである)。

受託業者の選定にあたっては、広く募集を行い、また結果として特定の団体と随意契約を締結するに至ったとしても、一定の客観的な基準を設け、該当する場合は当該随意契約の内容(随意契約の理由等)について公表し、潜在的にしているかもしれない最適なパートナーの模索を行うべきである。

16. 子育てママの就職技術力向上支援事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 雇用政策課

② 現況

沖縄県は母子世帯の割合が全国一高く、母子世帯で仕事をしていない割合は15.3%、仕事をしている世帯の就業形態はパート・臨時職が46.8%となっており、そのうち半数は、低所得のため転職を希望している状況である(平成20年青少年児童家庭課題調査)。

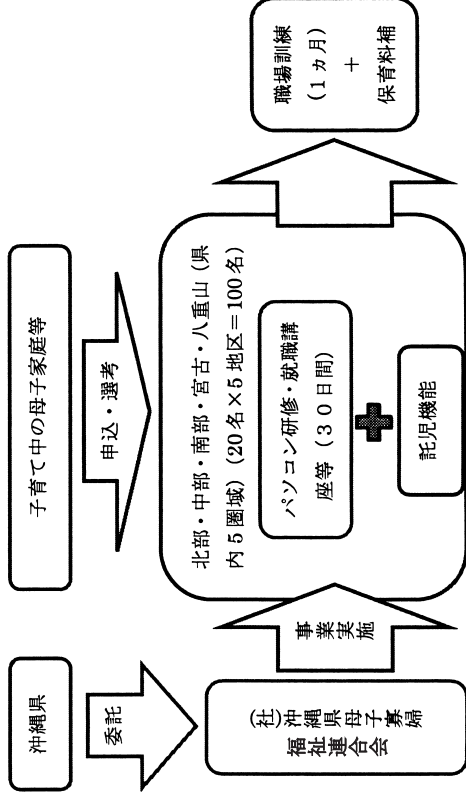
母子家庭の母等、子育て中の女性はパソコンの操作等、就職につながる技術習得の機会がなく、スキル不足等から希望する職種への転職も困難となっている。

③ 事業の内容

子育て中の母子家庭の母等を対象に、託児機能付きのパソコン研修等を実施し、研修終了後は、技能向上や職場環境への適応を容易にさせるため、1カ月の職場訓練を行う。

職場訓練中は訓練手当の支給と保育料の補助を実施している。

(事業スキーム)



①予算区分：委託料

②委託先：社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会

③委託内容：募集、選考、研修実施、職場訓練事業所開拓など

④ 期待される事業効果

パソコン操作等就職に関する技術を習得することにより、就職選択の幅が広がり、就職率の向上と就労・自立意識の強化につながる。

⑤ 事業実績

平成 23 年度受講者数 97 名

研修受講後の職場訓練実施者数 62 名

就職者 53 名

(補足説明)

- 1) 県の重点産業のひとつであるコールセンターでの就職を目指して、主にパソコン操作のスキルアップを重点に研修を行い、職場訓練もコールセンターが中心となっている。
- 2) 就職率を高めるため、子育て中の女性のニーズを把握し、研修内容や訓練実施先を開催地区ごとに変更する等の対応も検討している。

⑥ 予算措置状況

平成 23 年度 65,862 千円 (平成 22 年度 70,119 千円)

沖縄振興特別事業推進費補助金：内閣本府予算 2/3 補助

なお、平成 24 年度から 26 年度までは戦略的雇用対策事業（沖縄振興一括交付金 8/10 補助）で実施される。

(2) 監査手続と監査結果

補助金交付決定通知、予算執行同、支出負担行為書、契約書、完了報告書、検査調書の閲覧、担当者への質問を実施した。合規性の観点からの問題点は発見されなかった。

(3) 監査意見

① 随意契約の公表について

母子家庭の経済環境の向上、母親のスキルアップのみならず、子供の貧困・貧困の連鎖を防ぐために必要な事業である。

当該事業は下記を<理由>として、社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会と随意契約を締結している。

<理由>

「社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会は、母子家庭等及び寡婦を対象として、その福祉を

目的とする事業に関する総合的企画、運営や各市町村母子寡婦福祉会との事業調整、職業紹介事業等を行っている公益法人であり、営利を目的としない団体である。

また、当該団体は、これまでも県(福祉保健部)から就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報提供など一貫した就業支援サービスや養育費相談などの生活支援サービスを提供する「母子家庭等就業・自立支援センター事業」等の事業を受託しており、本事業のスームーズな運営が可能な団体である。」

当事業は社会福祉という公的性質の特に強い契約内容であり、委託先として、上記団体の他に候補が存在しないというのであれば同団体と随意契約を締結するのはやむを得ないが、やはり潜在的なパートナーを模索するために随意契約の内容等は公表する必要があると考える。

② 委託先に対する進捗管理

一般競争入札や企画コンペ等で複数の候補者の中から受託者を選定する場合と異なり、当該事業のように当初から特定の団体との随意契約を想定している場合は、受託者が行うサービス等の購入において、相見積を取る等コスト削減努力が行われているかに注意が必要と考える。この点については、委託者として沖縄県が適切に指導すべきである。

すなわち、一般競争入札等の場合は候補者側に契約獲得のためにコスト削減を行うという動機が生じるが、当事業のように他に競合する候補者がなく当初から特定の団体が受託することが実質的に決まっているような場合は、そのような動機は弱くなるはずであり、これが認められると特定の団体を必要以上に優遇していることになり公金の扱いとして不公平である。

当事業の実績額約 50,128 千円の中には、研修業務委託料 19,152 千円、広報費 1,506 千円等がある。例えば、「研修内容が沖縄県で 1 社しか行っていない特別な内容」等である場合でなければ、相見積を取って値引き交渉をしたりすべきである。この点について、県の担当者に確認したところ平成 22 年から平成 26 年まで同じ業者に PC 研修を委託する予定とのことであった。

「営利を目的としない団体」であるからといって、一般企業のように経費削減努力をしなければという理由にはならない。国、県ともに財政が逼迫するなか、財源にかかわらずこのようなコスト削減努力に関する指導・監督・確認が必要である。

17. 地域巡回マッチングプログラム事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 雇用政策課

② 現況

沖縄県の完全失業率は7.1%と全国ワーストの水準である。要因として雇用の場が不足していることがあるが、一方で、新規求人数の約3割しか充足していないという雇用のミスマッチが生じている。

背景には、中小零細企業においては人材を求めているにも関わらず、採用活動の負担感から都市部での合同面接会への参加やハローワークへの求人を行わず、縁故採用に頼る企業も多いと考えられる。

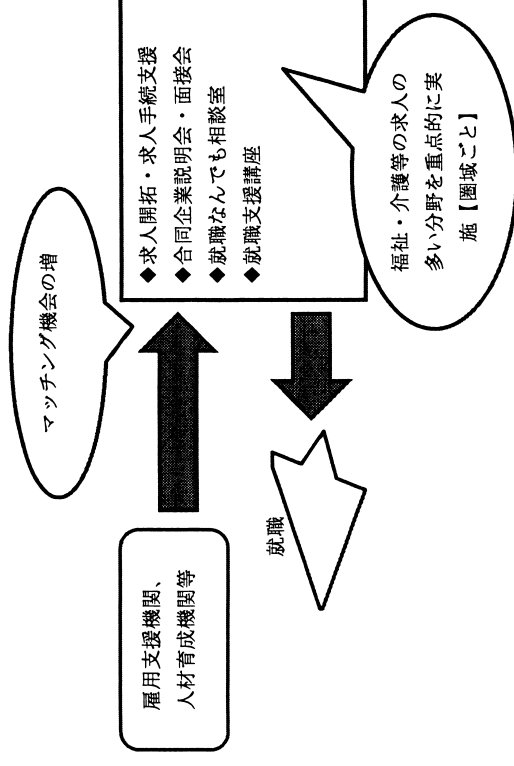
このため、通常の職業紹介事業がカバーできない地域や企業を中心に、圏域ごとにきめ細かいマッチングの機会を提供することで、ミスマッチの解消を図っていく必要がある。

- 完全失業率 (H23年)：全国 4.5% 沖縄 7.1% (総務省統計局・沖縄県統計課「労働力調査」)
- 有効求人倍率 H23年)：全国 0.65倍 沖縄 0.29倍 (厚生労働省「一般職業紹介」沖縄労働局「労働市場の動き」)
- 新規求人に対する充足率 (H23年)：沖縄 36.0% (沖縄労働局「労働市場の動き」)
- 就業者総数の過不足感 不足気味 19.8% 過剰気味 9.8%
- 不足気味の企業の対応 正社員を中途で主に採用 89.3%
- 中途採用の募集方法 縁故やコネ紹介 33.5% (内閣府沖縄総合事務局「構造的失業の改善に向けた基礎調査 (2008年)」)

③ 事業の内容

県内5圏域(北部・中部・南部・宮古・八重山)及び那覇市において、求人開拓を実施するとともに、合同企業説明会及び面接会を行う。また、企業説明会・合同面接会の開催に当たっては、就職率の向上につながるキャリアカウンセリングや関連講座等を実施する。

(事業スキーム)



- 1) 予算区分：委託料
- 2) 委託先：企画コンベンにより(株)求人おきなわと随意契約
- 3) 委託内容：企業開拓、合同企業説明会・面接会開催など(5圏域等で計14回)

④ 期待される事業効果

地域ごとに求人開拓や合同面接会等を実施することによって、求職者と求人企業のマッチング機会を増やすとともに、求人側・求職者側双方にきめ細かな支援を行っていくことで、本県の雇用情勢の改善が期待できる。

⑤ 予算措置状況

平成23年度 55,973千円 (平成22年度 63,437千円)

沖縄振興特別事業推進費補助金：内閣本府予算 2/3 補助

なお、平成24年度から26年度までは戦略的雇用対策事業(沖縄振興一括交付金 8/10 補助)で実施される。

⑥ 事業実績

平成23年度 参加求職者 1,917人 (うち就職者 761人) 参加企業数 338社

(2) 監査手続と監査結果

予算執行回、補助金交付決定通知、支出負担行為書、契約書、業務完了届出書、検査調書等の閲覧、担当者へのヒアリングを実施した。合規性の観点から指摘すべき問題点は特に発見されなかった。

(3) 監査意見

① 成果測定の方法

事業実績について、平成 23 年度は約 4 割の就職率となっているが（767/1,917 人）、事業評価の指標の一つとされた、この就職率の算定方法に問題がある。

企業説明会や面接会の開催による就職実績を算定するためには、当該企業で説明を受けた人数や面接を受けた人数のうち、当該企業に就職が決まった人数を把握すべきである。

しかし、平成 23 年度は説明会等の参加者総数中、その後就職が決まった人数（説明会等に参加していない企業も含む）の割合を就職率とした結果、約 4 割となっている。この点は県としても問題があると認識しているため、平成 24 年度は上記の適切な方法に変更したとのことである。

なお、平成 24 年度は説明会等終了から約 2 か月後に統計を取っているが、担当者への質問時点では 10%程度の就職率になるのではないかとのことであった。だとすれば、事業の成果についての指標が結果として 30%近く水増しされていた可能性がある。当該事業に参加していない企業に就職したにもかかわらず、当該事業の成果として測定することは不合理であることは明らかだと思ふのだが、なぜ算入したのか理解に苦しむ。今後は、事業終了後には適切な評価や今後には活かす有用な情報の抽出・繰越が行われるべきである。

18. 沖縄新規卒業者等緊急就職支援事業(未就職卒業者県外就職支援プログラム)

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 雇用政策課

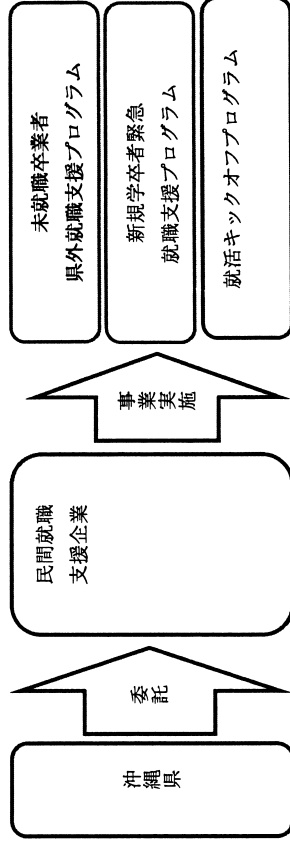
② 目的

本県の学卒無業者率、若年者の失業率は全国より悪く、また、県内の雇用の場は不足している状況である。そのため、卒業後 3 年以内の過卒生等の県外就職を支援するため、県外の求人企業を招聘した合同就職説明会を開催するとともに、県外就職内定者等の就職促進、早期離職の防止を図るためのインターンシップを実施し、本県の若年者の雇用情勢の改善を図ることを目的とする。

③ 内容

未就職卒業者県外就職支援プログラム事業は、沖縄新規卒業者等緊急就職支援事業の一環として実施される事業である。概ね卒業後 3 年以内の求人を募集している県外企業を招聘し、県外就職が促進されるよう工夫した合同就職説明会・面接会を開催するとともに、採用を前提とした試験、面接等を後日実施する企業の支援を行う。また、合同就職説明会・面接会に参加した企業への就職内定者、または内定が決まりそうな者の当該企業へのインターンシップの支援も実施する。

(事業スキーム－沖縄新規卒業者等緊急支援事業全体)



- 1) 予算区分：委託料
- 2) 委託先：(株) エスエフシーほかコンソーシアム（プロポーザル方式により決定）
- 3) 委託内容：合同企業説明会開催

④ 事業実績

1) 企業数

	北海道	東北	関東	甲信越・北陸	東海	関西・近畿	中国	四国	九州	合計
A	14	16	3,248	177	645	1,309	29	14	790	6,242
B	-	-	48	2	19	4	-	-	38	111
C	-	-	56	1	19	14	1	-	20	111

A：アプロローチした企業数

B：第1回県外就職応援フェアの応募企業数

C：第2回県外就職応援フェアの応募企業数

2) 人数等

	参加企業数	ブース来訪者数	面接者数	1次面接通過者数	内定者数	内定辞退者数
A	104	601 (5.7人/社)	275 (2.6人/社)	59	29	11 (辞退率 37.9%)
B	100	929 (9.3人/社)	331 (3.3人/社)	56	28	10 (辞退率 35.7%)

A：第1回県外就職応援フェア

B：第2回県外就職応援フェア

⑤ 予算措置状況

平成23年度 374,921千円 (沖縄新規卒者等緊急就職支援事業全体 国庫補助 2/3)

(2) 監査手続と監査結果

予算執行回、業務委託者選定集計表、委託契約書、支出負担行為書、実績報告書、検査調書等の閲覧、担当者への質問を行った。合規性の観点から指摘すべき問題は発見されなかった。

(3) 監査意見

① 新たな視点からの雇用政策の取組について

企業説明会への参加者が少なく、また、内定が決まっても4割近くは辞退するという状況は問題と言える。

第1回、第2回の説明会終了後に参加企業にアンケートを取っている。その中で多い意見としては、説明会への参加者・ブースへの来訪者・面接者が少ないことが挙げられる。

沖縄の学生等の県内志向が強いことは周知の事実だが、県内の雇用の場が少なく失業率が

全国より悪い状況の中ではこのままでは良いとは思えない。この点は沖縄県の担当者も同様に考えているところであり、平成23年度の当該事業の反省を踏まえ、平成24年度の類似事業では、学生を集めるために県内企業の説明会とセットで実施しているとのことである。

しかし、参加企業のアンケートでは下記のような意見が出されており、実際に内定辞退率も4割近いという状況から判断すると、県内企業の説明会とセットで実施しても県外への就職者の増加・早期離職の防止という観点からは根本的な解決策ではないのではないか。

現在の失業者等に対する補助・就職支援等は当然必要だが、新たな失業者を増加させないためにも、沖縄県民の県外就職に対する誤ったマイナスイメージ（単に県外を知らないから怖いという人も多いのではないか）を払拭するための事業に更に注力する必要があると考える。

例えば、テレビでの啓蒙的なコマercialの放送や新聞に記事を掲載する、東京や大阪等各地で活躍する県出身者等と連携して学生等に県外就職の実態について正しく理解させるといった取り組みを拡充し、継続的に実施すべきである。

この点について県の担当者に確認したところ、新聞の折り込み冊子のような形での連載を検討中とのことであった。視聴率の高いゴールデンタイムは予算的に厳しいし、冊子であればテレビと異なり手元に残るので費用対効果に優れているのではないか。大衆の目に触れる可能性、継続性のバランスを取りつつ今後の県の取り組みに期待する。

一部の学生の旅費等を出して県外に連れて行って終わりとといった限定された範囲かつスポット事業ではなく、時間は掛かるし効果の測定も難しいが、県民全体、学生全体の意識を変える取り組みの予算を更に増額する必要があるのではないかと考える。

包括外部監査でも実績評価について検討するので、県が長期かつ効果測定の難しい事業を実施していくには理解できるが、喫緊の課題に対応すべき単年度（または短期）で成果を出すべき事業だけでなく、長期的なビジョンに基づく将来への種まきのような事業も増やすべきではないかと考える。

＜企業説明会参加企業へのアンケート意見（一部抜粋）＞

- ・ 説明会の規模に対して学生の数が少ない。中にはブースに全く学生等が入らない企業様もありました。
- ・ 「学校の先生に行けと言われたので来ました」という人もいた。
- ・ 過去に内定を出した7名の沖縄学生全てに辞退された経験がある。地元志向の強い沖縄から全国展開企業への就職は難しいかもしれない。
- ・ 面接した方に関しては、県外に出ていきたいというよりは県内に職がないから仕方なく来てみたという印象を受けた。
- ・ 学生に対して労働の大切さを小さいころから教えることが大切。職を得るためには県外という広い視野を持つことが必要ではないか。

19. 沖縄型産学官・地域連携グッジョブ事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

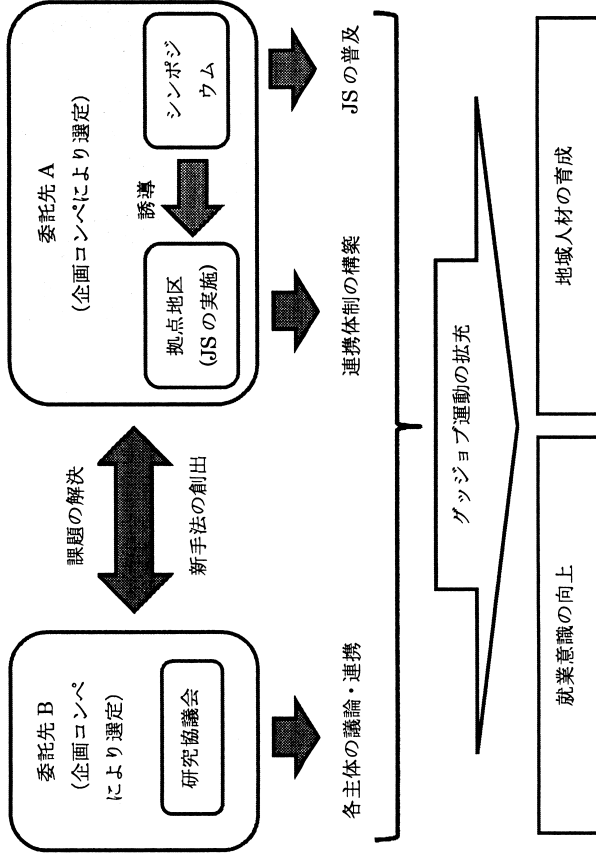
商工労働部 雇用政策課

② 目的

産学官に加え、地域や家庭を巻き込んだ仕組みづくりを推進することにより、若年者はもとより県民全体の就業意識の向上を図り、みんなでグッジョブ運動の拡充を目指すとともに、地域の人材育成を図る。

③ 内容

(事業スキーム)



※JS=ジョブシャドウイング

県内5箇所(産学官)の拠点地区に設置する産学官・地域や家庭により構成された連携協議会が取り組むジョブシャドウイング実施等にかかる支援等を行う。

ジョブシャドウイングは、キャリア教育の一種で、児童生徒(主に小中学生)が企業の職

場で従業員に影のように寄り添い、職務に取り組む大人の姿勢を観察することである。ジョブシャドウイングを体験することで、

- 「仕事」とは、「働く」とはどのようなことか
- 仕事には普段見えないところややる仕事もある
- いろいろな人、部署が連携して、企業や仕事がり立っている

など、仕事や職種に関する認識の幅を広げてもらう機会とし、「働くことについての気づき」を促すことに重点を置いている。

また、就業意識についての課題解決のために連携のあり方や施策の方向性等を議論する研究協議会を設置する。

- 1) 予算区分：委託料、直接実施
- 2) 委託先：A 企画コンペにより選定 (求人おきなわ(2社)コンソーシアム)
B 企画コンペにより選定 (簡システム・エッジ(3者)コンソーシアム)
- 3) 委託内容：A 拠点地区の支援、ジョブシャドウイングの普及等
B 就業意識向上研究協議会開催

④ 事業実績

ジョブシャドウイング実績

平成19年度	2校	59名
平成20年度	8校	239名
平成21年度	7校	272名
平成22年度	9校	532名
平成23年度	27校	1369名

⑤ 予算措置状況

平成23年度 54,134千円 (沖縄振興特別事業推進費補助金：内閣本府予算 2/3 補助)

(2) 監査手続と監査結果

補助金交付決定通知、予算執行伺、委託事業者選定採点集計表、契約書、完了報告書、検査調書、支出負担行為書等の証拠の閲覧、担当者への質問を実施した。合規性の観点から指摘すべき問題は発見されなかった。

ジョブシャドウイングは、米国では既に職場教育の一つとして定着しているとのことであ

り、幼少期から働くことの意義について実体験として理解できる可能性が高い。学生時代にこのような体験をすることは、ニート問題防止や沖縄県の学力向上等様々な効果が期待できる。

子供への投資は未来への投資なので今後もさらに拡充して、できる限り多くの子供が参加できるような体制を構築することを期待する。

20. 若年者ジョブトレーニング事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

商工労働部 雇用政策課

(2) 事業の概要

① 現況

沖縄県の若年者（30歳未満）の失業率は11.3%（H23）と全国の7.2%と比べて大幅に高い水準で推移している。若年者の高失業率の主な要因として、雇用の場の不足の他、技能・技術のミスマッチ、早期離職率の高さが指摘されている。

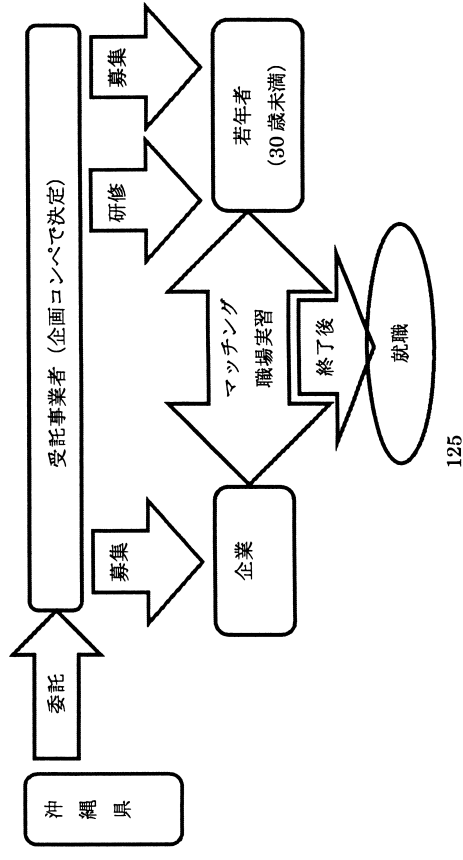
本事業を実施することにより、ミスマッチや早期離職を防止し、若年者の雇用情勢の改善を図る。

② 事業の内容

就職を考えている県内若年者を対象に、採用可能性のある企業で職場訓練を実施し、訓練終了後は訓練成果の発表会を兼ねた合同就職面接会を開催し、若年者の就職を支援する。訓練生には、訓練開始前にビジネスマナー講習会等を実施し、訓練中も適宜座学を実施するなど、現場での課題解決の支援も行う。

- 1) 対象者 30歳未満の若年者
- 2) 訓練生の人数 年間240人を想定
- 3) 訓練手当等 訓練生1人1時間当たり780円支給 約12万5千円/月
受入事業所(訓練生1人1日当たり1,000円支給 約2万円/月)

(事業スキーム)



③ 期待される事業効果

求職者は、ビジネスマナー講習会等のOJTや、実際に仕事を通じたOJT訓練ができるので、企業が求める技能・技術を事前に身に着けると同時に、職場の雰囲気を知ることができる。また、訓練成果の発表会を兼ねた合同就職面接会により、受入企業をはじめとする多数の求人企業に対し自己アピールすることができる。

企業にとっては、これまで採用後に行っていた研修を採用前に実施することが可能となり(採用後は即戦力となる)、また、事前に人材等を知ることができる。

④ 予算措置状況

平成23年度 199,564千円 (沖縄振興特別事業推進費補助金：内閣本府予算2/3補助)

平成24年度 308,999千円 (沖縄振興特別推進交付金8/10補助)

事業期間：H23～H26(予定)

⑤ 事業実績

当該事業は平成23年7月から訓練開始となる1期生から、平成24年11月訓練開始(平成25年2月修了)の14期生まで訓練を実施する。平成23年度に訓練を開始した訓練生の実績は下記の通りである(平成24年12月8日時点)。

期	訓練期間	訓練状況		就職状況				就職率	
		訓練開始時人数	訓練終了人数	OJT先継続雇用	合同面接会で就職	その他	就職者合計	OJT先就職率	全体就職率
		a	b	c	d	e=b+c+d	b/a	e/a	
1期生	H23.7～ H24.1	25	5	2	14	21	21%	88%	
2期生	H23.9～ H24.2	23	8	3	4	15	42%	79%	
3期生	H23.10～ H24.3	20	9	0	2	11	64%	79%	
4期生	H23.11～ H24.4	20	4	2	7	13	25%	81%	
5期生	H23.12～ H24.5	21	9	0	4	13	53%	77%	
6期生	H24.1～ H24.6	19	8	1	4	13	50%	81%	
7期生	H24.2～ H24.7	24	11	4	4	19	50%	86%	

※4～7期生については、H24.3分までが平成23年度予算の対象

(補足説明)

- ・ 本事業のジョブトレニングの対象者の条件
30歳未満で現在職に就いていない若年者が対象者となる。また、次の条件がある。

- 1) 学生でないこと
- 2) 雇用保険の失業給付等を受給中でないこと
- 3) 過去に本事業のジョブトレニングを受けたことがないこと

・ ジョブトレニング先の業種・職種

ジョブトレニング先は、主に次の業種・職種が中心になる。

- 1) IT産業…web制作、アプリケーション開発、データ入力、コールセンター、インターネット通販、DTP制作 など
- 2) 観光産業…ホテルスタッフ、飲食店、旅行代理店、観光施設、レンタカー、ウェディング など
- 3) 営業その他総合職…営業、経理、事務、販売 など
- 4) 福祉…ホームヘルパー、デイサービス、福祉施設スタッフ、介護支援 など

(2) 監査手続と監査結果

予算執行伺、当該事業に関する企画提案仕様書、委託業者選定要領、コンペ参加者の企画提案書、業務委託者選定採点表、委託契約書、業務完了届、検査調書、支出負担行為書等の閲覧、担当者への質問を行った。合規性の観点から指摘すべき問題は発見されなかつた。

(3) 監査意見

- ① 施策実行により入手できた外部からの情報のフィードバックについて
他の事業でも同様のことがいえるが、受託者の成果(就職率や事業終了後の継続雇用状況)を評価・繰越して他の部署とも情報共有することが有益ではないか。例えば、事業終了後に受託者も参加して「就職率や継続雇用の向上にプラスとなった点」、あるいは、「ここをこうした結果、就職率等が低くなった」等の定性的な情報でも繰り越されていれば、他の類似する事業の実施の際に過去の経験を生かすことができるのではないだろうか。

② 委託先に対する進捗管理について

受託者側に適切なプレッシャーを与えるために、業務の成果を沖縄県として繰越して他の事業における受託者選定時に利用する可能性がある旨(成果が不十分な業者・経費精算等で不誠実な行為があった業者等は今後沖縄県からの業務受注時に不利になる旨)を公表・伝達すべきである。沖縄県は委託者として、受託業者を監督する権限・義務があるということである。

21. 若年者総合雇用支援事業

- (1) 事業の概要
- ① 担当部局

商工労働部 雇用政策課

② 現況

沖縄県の若年者（15～29歳）の完全失業率は平成23年で11.3%と、全国の7.2%に比べて高い（総務省統計局及び沖縄県企画部「労働力調査」）。

若年者の失業率は、その後の不安定な就労状況に結びつきやすく、結果として本県の失業率を押し上げる要因となっている。

③ 内容

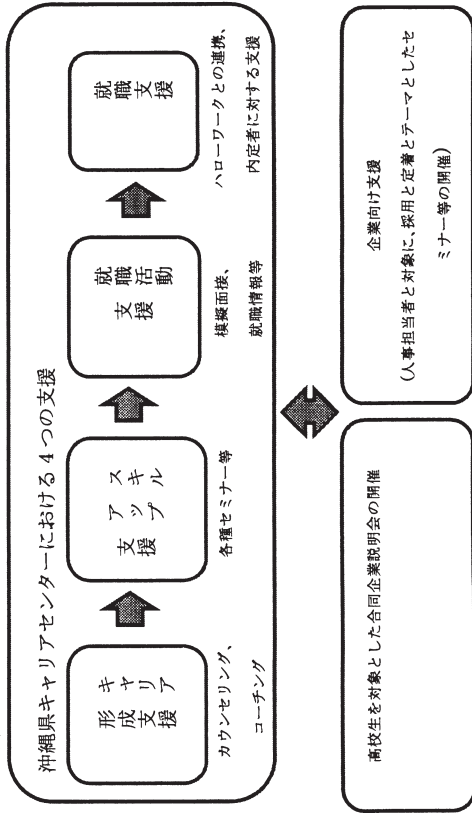
ア 沖縄県キャリアセンター管理運営業務

15歳から34歳までの者の就職を総合的に支援する施設として、「沖縄県キャリアセンター」を那覇市おもろまち（ハローワーク那覇3階）に設置し、カウンセリングやコーチング、セミナーや実践的な就職活動支援など、職業観の育成から就職までを一貫して支援する。同時に、企業に対して採用と定着をテーマとしたセミナー等を開催する。

イ 高校生合同求人説明会

県内外の企業およそ100社を集めて、高校卒業予定者向けの就職説明会を7月に開催し、高校生の早期の就職志望の決定を促す。

<事業スキーム>



- 1) 予算区分：委託料・直接実施
- 2) 委託先：ア 財団法人雇用開発推進機構（随意契約）
イ 沖縄広告株式会社（一般競争入札）
- 3) 委託内容：ア 沖縄県キャリアセンター運営
イ 企業向けセミナーの開催

④ 事業実績

項目	年度	過去3年間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
高校生県内・県外企業合同求人説明会参加企業数		115社	119社	102社
高校生県内・県外企業合同求人説明会参加生徒数		2,009人	1,900人	1,885人
キャリアセンター利用人数		30,248人	23,423人	18,166人

<減少要因>

- 1) 高等学校に対するキャリア教育支援・大学等に対する講義等を、高校や大学が直接実施できるようノウハウの移行を行い、キャリアセンターが生徒・学生に直接実施しなくなった。
- 2) 高校生インターシッピングの企業開拓、マッチング、事前学習等を学校、民間に移行した。

④ 予算措置状況

平成23年度 61,310千円
県単一般財源 平成15年からの継続事業

(2) 監査手続と監査結果

支出負担行為書、予算執行向、委託契約書、実績報告書、実績報告書の閲覧、担当者への質問を実施した。合規性の観点から指摘すべき問題は発見されなかった。

(3) 監査意見

- ① 実質的な情報をフィードバックするための工夫の必要性について当該事業の実績としてキャリアセンターの年度別サービス利用者数の推移を収集している。過去3年間の利用者数は減少しているが、減少要因として注意書きの1)と2)があると

のことである。

この点について、＜減少要因＞にあるような一部業務の移行があったのであれば当該影響を除いた継続サービスについて利用者数の増減が確認できる資料がなければ実績の評価ができないが、そのような資料は作成していないとのことであった。

業績評価を行うにあたり、特別事情がある場合は、当該特別事情の影響を除いた業績評価資料も作成するべきである。

なお、平成 22 年度の包括外部監査の指摘を受け、平成 25 年度からは（平成 22 年度の監査は平成 24 年 3 月に終了するため平成 23 年度の業務に反映できない）、より直接的な業績評価指標として、利用者ではなく採用実績を採用することであり、この点は望ましい変更である。

22. 沖縄観光サポーター事業

(1) 事業の概要

① 担当部署

文化観光スポーツ部 観光振興課

② 目的

平成 21 年度の入域観光客数は、昨年 11 月以降の世界的な金融危機、新型インフルエンザ等の影響により、8 年ぶりに前年度実績を下回った（入域観光客数：569 万人（対前年度比△4.1%減 24 万 4300 人）。このうち、外国人観光客は、過去最高の約 24 万 6200 人（対前年度比 3.9%増 9200 人）となった。H21 観光統計実態調査によると、入域客の約 8 割がリピーターであり、また、レンタカー観光が約 6 割を占めている。さらに、周遊型観光から滞在・体験型観光への移行、発地型から着地型商品造成への移行が進んでいる。

そこで、リピーターや観光客の多様なニーズに対応するため、自然、文化など沖縄の個性を生かした観光の魅力を創出する必要があるが、地域観光を担う観光関連事業者には、地域資源の掘り起こしや活用を行う人材が不足している状況となっている。また、中国人個人旅行者ビザ発給が開始され、旅客船専用パースの開港等外国人観光客の増加が見込まれる中、語学、接遇等外国人観光客の受け入れ、人材育成が問題となっており、外国人観光客を受け入れるための即戦力となる人材が求められている。さらに、沖縄観光の振興を図るため、観光業界における雇用の創出に努める必要がある。

事業の概要は、外国人観光客の受入体制の強化及び地域観光の充実による沖縄観光の振興を図るため、宿泊施設、観光協会等観光関連事業者において「地域観光サポーター」・「外客対応サポーター」の雇用機会を創出するとともに、観光人材の育成を行うことである。

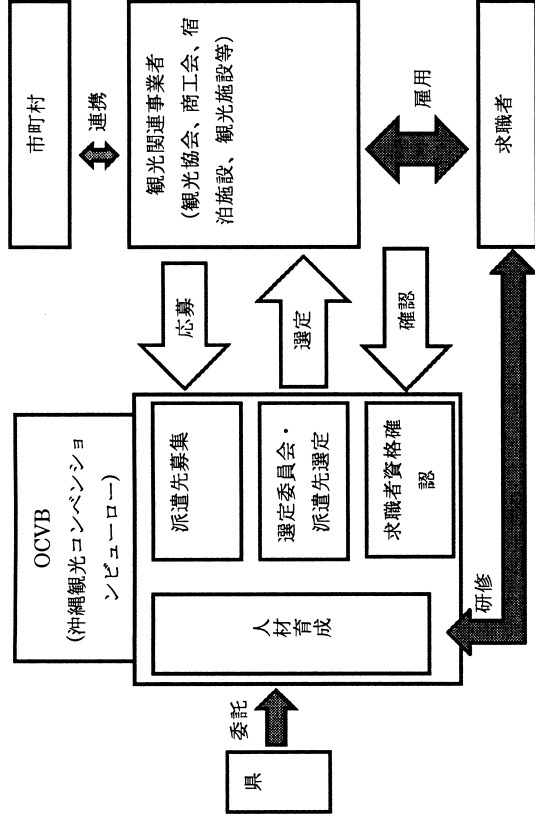
1) 雇用の創出

- ・地域観光サポーター
地域観光資源を活用した事業における人材の確保
- ・外客受入サポーター
外国人観光客の受入れ体制を強化する事業における人材の確保

2) 人材育成

- ・地域観光サポーター
観光マーケティング、情報発信、ブランディング等「地域観光コーディネーター」を
目指した人材育成
- ・外客受入サポーター
「地域限定通訳案内士」、「観光英語検定」等を目指した人材育成

(事業フロー)



- ⑥ 事業の実績
- 平成 21 年度雇用者数 21 名
 - 平成 22 年度雇用者数 25 名
 - 平成 23 年度雇用者数 24 名

(2) 監査手続と監査結果
 予算執行伺、沖縄観光サポーター事業委託契約書、事業予算書、実績報告書等の閲覧、担当者への質問を行った。合親性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① OCVB との随意契約理由について
 契約方法について他に選択肢（プロポーザル方式等）は無かったのか。

この契約について、沖縄県は地方自治法第 234 条第 2 項及び同施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号の規定に基づき、すなわち、契約の性質または目的が競争入札に適しないため随意契約が適切と結論している。

この点、OCVB との随意契約（及び相見積書省略）の理由として沖縄県は、

- 1) 同財団は、観光資源の開発、整備及び観光客の誘致促進を目的として設立され、県が出資する公益法人であり、県の観光施策及び全県の観光に関する情報を十分に把握している。
- 2) 当該事業においては、継続雇用に向けた「観光人材の育成」を行うこととしており、同財団の「観光人材育成センター」は、県の観光施策や総合的な沖縄観光に関する研修の実施が可能である。
- 3) 当該事業では、求職者を雇用する事業者（最大 20 事業者）との契約事務が必要となる。県が直接、個別に契約事務等を実施するよりも、同財団に一括して事業を委託することで効率的な執行ができる。
- 4) 同財団は、平成 21 年度からの継続事業である同事業を受託し、適切に遂行している。
- 5) 以上の理由により、当該財団との随意契約により事業を実施することが最善であり、相見積書を省略する。

としている（予算執行伺）。

しかし、上記①②は、OCVB の設立の経緯・目的・実施内容が記載されているだけでなく、OCVB 以外に当該事業目的を達成できる可能性のある候補者が他に存在しないことを何ら証明していない。また、③は単に県の業務を外部委託したいというだけである。④に至っ

③ 予算

当事業は、県単独継続事業である。

平成 21 年度 21,240 千円

平成 22 年度 60,124 千円

平成 23 年度 60,313 千円

④ 委託業者の選定方法

企画競争・公募を行うことなく随意契約を締結している。

⑤ 委託している場合の進捗管理

OCVB は、地域観光サポーターに 14 事業者、外客受入サポーターに 5 事業者と契約している。OCVB から委託業者に提出された人件費支出証票等について、完了報告書を年 1 回県に提出させている。

ては、前年度委託していたから今年度も委託するということであり、このようなトートルロジ能够通过であれば一般競争入札の意義は無くなってしまふ。

以上をもつて OCVB との随意契約が「最適」と明らかに論理または理屈として飛躍した結論を導き、相見積りも徴取しないとしている。OCVB にとつての競争相手、沖縄県にとつては OCVB 以外の最適な官民協働のパートナーの潜在的な可能性を排除するには企画競争や公募を行うなどして客観的に検証するしかない。そのような検証作業を行わない限り「最適」との結論は導き出せるはずがない(同様の事例で慎重に言葉を選んで「適格」と表現しているものがあつた)。

地方自治法等では一般競争入札が原則であり、法の趣旨を骨抜きにしないためにも、安易に随意契約とすべきではないと考える。

また、繰り返しになるが、随意契約を締結した相手先以上に適切な候補者が存在する可能性、今後育つ可能性を考慮し、随意契約の内容については公表すべきである。

② 検品の統制手続について

OCVB の当該事業に関する需用費(コピー用紙等)の中に、請求書日付が空欄のものが発見された。また、当該需用費の納品書では、「納期：御相談の上」「受渡場所：貴社御指定の場所」「支払条件：御相談の上」となつていた。

この点、内閣府の公共サービス改革プログラムでは、別紙 4. 調達の検証・評価(3) 検収制度の箇所、検収制度の形骸化について下記のように記載されている。

調達、入札、契約を経て、納入された財・サービス等を検査し、その履行を確認する必要があるが、一部では形骸化し、虚偽の関係書類を作成し、預け金、翌年度納入、差替といった不正な会計処理が行われた事例もある。例えば、調査・研究等の案件では、他の公共調達案件の報告書の内容が流用されていた事実が、確定検査事務を外部専門家に委託して初めて発覚した例もあつた。府省の検収事務では、府省指定様式で請求書や検収(依頼)書の作成を指示され、日付も白紙あるいは指定日付での提出を要求される場合もある。業者も入金されないため、同指示にしたがっている。

上記のような納品書が存在する状況では、OCVB と業者間でも同様の問題が生じているのではないかと疑念を抱かれてもやむを得ない。沖縄県は委託者として適切な監督を行う必要がある。

23. 美ら海構築促進事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 観光振興課

② 概要

ダイビングサービスの安心・安全品質保持・向上を目的とし、現状の把握、課題の解決に向け、沖縄独自の認定制度(美ら海コンシェルジュ)の検討のうえ、制度の評価者を採用し、上記制度の試験官、及びキャリアアップとして「WATSU セラピスト」の資格取得と普及を担う人材を育成する。また、上記のコンシェルジュを県内の事業所へ派遣し、事業展開と顧客ニーズの把握、分析を行い、事業収益性の多角化の検討を行い、さらに認定制度の普及や県内のダイビング産業の持続を図る。

③ 事業の現状・必要性

(現状)

- ・ 沖縄の美しい海は世界有数のダイビングスポットであり多く観光客がダイビング、マリネジャーを目的として訪れている
- ・ マリネジャーを提供する業者が乱立し価格競争が起きている
- ・ 毎年、マリネジャーに関する事故が発生している

(必要性)

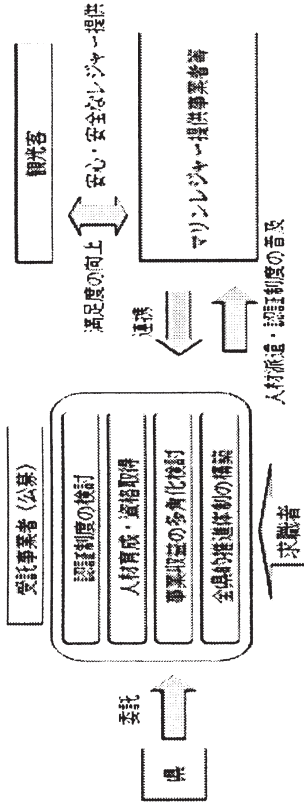
- ・ マリネジャーに対するニーズは多様化しているが、事業者提供者の育成が遅れている。単なるインストラクターではなく、ガイドスキル、レスキュースキル、歴史文化、環境保全等にも精通した、優良なガイドダイバー育成が必要。
- ・ 価格競争が激化し、安全・安心への意識が薄れるとともに、従業員の待遇の低下、高い離職率につながるため、サービスの品質向上及び従業員のキャリアアップが必要。
- ・ 事故の発生やサービスの低下は、沖縄観光のマイナスにつなげる。安心・安全・快適なレジャーの提供を目的とした認証制度や沖縄県全域を含めたネットワークの構築する必要がある。

④ 事業効果(有効性・妥当性・効率性)

- ・ 安全・安心・快適を確保しダイビング客の満足度向上。他地域と差別化を図り、競争優位性の確保と観光客の増加(沖縄の海のブランド化)
- ・ ガイドダイバーの社会的地位向上と雇用の確保。資格取得による新たな事業化の展開とダイビング産業の健全化
- ・ 沖縄の海の魅力向上とレジャー提供事業者の安定により、持続的な雇用の創出と観光

の振興につながる。

⑤ 事業フロー図



⑥ 予算額

最終予算額 (千円)	委託料	委託先	契約方法
60,951	55,309	NPO 法人沖縄県ダイビング安全対策協議会	随意契約

⑦ 委託先の選定方法

平成 21 年度において企画競争かつ公募を行い、選定された 2 社との随意契約。

⑧ 進捗管理

県は、委託料の概算払いが行われる都度（半期又は四半期）帳簿類の検査をおこなっている。年 3 回検討委員会を開催し、事業目的達成に必要な助言・提言をおこなっている。

⑨ 事後の評価及びフィードバックについて

事業において作成されたガイドブック、調査報告書や事業報告書の関係各所への配布。

⑩ 事業実績

平成 21 年度:「沖縄県ダイビング業界実態把握調査報告書」のとりまとめ。

平成 22 年度:「沖縄で思いっきりダイビングを楽しんでもらうための安全対策マニュアル 2011」の発行。一般人やダイビング事業者への情報提供などネットワーク基盤構築にむけて、沖縄県リゾートダイビング事業連合会の設置。

平成 23 年度:ガイドダイバー候補生 (10 人) を雇用しガイドスキル等の向上を図った。

「沖縄ルール」配布用チラシ作成

「沖縄ダイビング安全対策ガイド」の発行

沖縄県リゾートダイビング事業連合会の WEB サイト開設

沖縄県リゾートダイビング事業連合会の加盟店シール、ダイビングガイド

登録証、販促用ポイントカード、普及・啓発用ステッカー作成

沖縄独自のダイビングガイド育成のための教材開発

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出主な書類についての説明を受け必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 無形財産についての考え方

沖縄のリーディング産業である観光分野において、サービスの質の向上を目的としたこの事業の必要性はあると考える。実態調査、統一的な安全ガイドブックの作成やネットワーク基盤の構築など一定の効果も見受けられる。

ただ、この事業のなかではネットワーク基盤構築にあたって、総額 2,100,000 円をかけて WEB サイトが開設され、当該支出が委託料として費用処理されている。民間においては通常一定金額以上の支出について、その支出の効果を考慮して無形財産として資産に登録すべきか費用処理をすべきか検討を行う。沖縄県においてはソフトウェア等の無形固定資産について財産としての登録は行われないようである。しかし、巨額となるシステム投資も行われることが多いと考えられる。

ネットワーク基盤の一つとして機能する WEB サイトは、複数年に渡って効果を発揮するものであるから一つの財産として捉えるべきではないだろうか。沖縄 21 世紀ビジョンは県の参画と協働をその基本においているが、県民とより良い協働を行っていくためには民間でおこなわれる処理方法や考え方を取り入れていくべきではないか。

24. 観光誘致対策事業費(OCVBとの企画競争・公募なしの随意契約部分)

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 観光振興課

② 概要

国内及び海外に向けて、観光キャンペーンの実施やメディアを活用した広報宣伝、観光関係業界・団体との共同宣伝事業を推進することにより、本件への誘客促進を図り観光振興に資する。旅行・観光産業及び他産業への経済波及効果を一層高めるため、沖縄観光の問題解決に向けた取り組みを戦略的に行う。

- 1) 入域観光客の年平準化への取り組み
- 2) 体験・滞在型観光の推進
- 3) 離島観光の活性化
- 4) 海外誘客プロモーションの展開

③ 事業の現状・必然性

沖縄観光は、「沖縄県観光振興計画」の目標フレームである720万人・6,048億円(平成23年度)の達成に向けて、激化する国内外リゾート地との競争に打ち勝ち、継続的に新たな顧客を掘り起こしつつ、観光の質を高めながら、同時に滞在日数を増やしていくことが求められている。当事業は、このような旅行・観光客の継続的・安定的誘致を図るとともに、旅行・観光産業及び他産業への経済波及効果を一層高めていくため、新たなプログラムメニューや旅行者ニーズにあった現地情報等を県外及び国外に向けて情報発信し、観光客誘致を展開する。また、沖縄の観光振興を図る上で課題解決に向け、物産・農林水産・工業工芸・文化等と密接な連携を図りながら、観光関係業界・団体と一体となった観光キャンペーンの実施やメディアを活用した広報宣伝を始めとする各種観光宣伝事業の展開と航空会社や観光関係業者等とのタイアップ事業を実施する。さらに、入域観光客数の平準化を図り、通年型観光を一層推進していくため、リピーターへの対応強化策として地域イベントへの支援を行う。

④ 事業効果

②で掲げた施策の取組

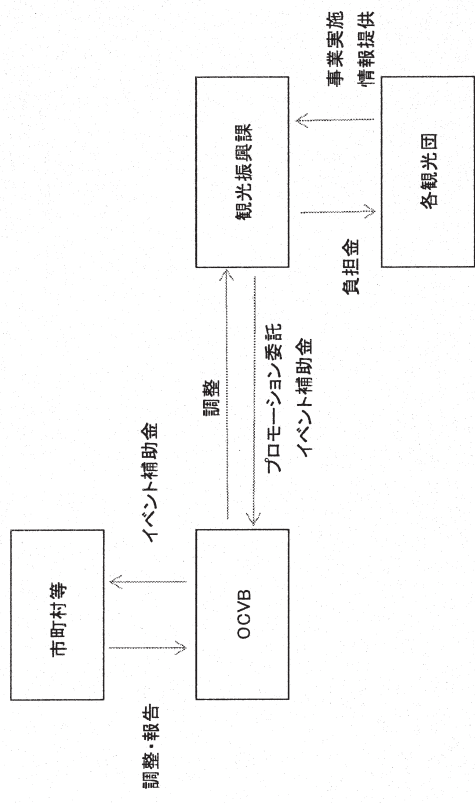


- ① 旅行会社及び航空会社等と連携した誘客プロモーションの展開
- ② メディアを活用した誘客プロモーションの展開



入域観光客目標の達成、観光収入増

⑤ 事業フロー図



⑥ 予算額

142,990千円(うち当該契約部分の契約金額96,552千円)

⑨ 委託先の選定方法

企画競争および公募なしのOCVB（財団法人沖縄観光コンベンションビューロー）との随
意契約。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応
じて担当者へ聞き取りを行った。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されな
かった。

(3) 監査意見

① 公社等外郭団体との随意契約の公表の必要性

OCVBとの随意契約理由は下記のとおり記載されている。

- 1) OCVB は、観光資源の開発、整備及び観光客の誘致促進を目的として設立され、県が出
資する公益法人である
- 2) 当該事業は、観光関係業界・団体と連携を図り官民一体となった誘客・受入れの取組みを
していくものであるため、公的性質を持ち一般的な民間企業への委託は困難であり、一
般競争入札に適さないものである。
- 3) 当該事業の実施には、県及び民間の様々な催事・イベントに関わる。そして、MICE プロモ
ーション等とも関わりを持つため、民間では対応が難しいことから、公的性情の強い法人
が最適である。また、県の観光施策及び全県的な観光に関する情報が必要となるが、当
該財団はこれらを十分に掌握している。
- 4) さらに当該財団は過去に類似の事業を実施しており、経験も豊富である。

市町村との連携が求められるため「公的性質」が強く「一般的な民間企業への委託は困難」
と結論づけている。一般的な民間企業よりも市町村との調整や情報交換など公的なチャネ
ルは確かに現状ではOCVBの方がより多く保有している可能性が高く、随意契約理由は妥
当と言えるかもしれない。

一方で今後OCVBに比肩し得るようなチャネルを持つ新しいNPO等が現れ、沖縄県とと
もに21世紀ビジョンを推進して行く可能性もある。したがって、公社等外郭団体との随意
契約はその理由を含めて公表する必要があるものと言え、これについても公表を行
うべきと考ええる。

25. 外国人観光客受入強化事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 観光振興課

② 目的及び内容

県では外国人観光客誘致に取り組んでおり、さらなる外国人観光客誘致を図るためには、
誘客プロモーションの強化をあわせて、外国人観光客の沖縄滞在時の言語の問題を解決し、
利便性を向上させるための受入体制の強化が必要である。そこで本事業では、スマートフ
ォンを活用した多言語による情報案内や24時間運営のコールセンターに応じた着地型の観光メ
ニューの充実を図るためのメニュー開発の支援を行うことで、外国人観光客の満足度が高
い国際観光地としての基盤づくりを促進し、観光客数の増加につなげていく。下記の二事
業を実施している。

・ 観光情報システムモデル機能強化事業

平成22年度に実施した「沖縄観光情報システムモデル構築事業」の成果を継続・発展さ
せ、外国人受入環境整備強化に向けた多言語案内・交流システム及びコンテンツ開発、ウ
ェブチャトルシミュレーションセンター事業を実施する。また、平成24年度からは民間企業の
資金を取り込むことにより、本システムの「自走式モデル」へ移行を目指す。

・ 着地型観光メニュー開発等支援事業

民間事業者等を実施主体として、例えば外国人向け体験型オプショナルツアーや空手をテ
ーマとした着地プログラム等、外国人観光客が求めるエンターテインメントの創出や旅行メ
ニューの開発等を支援し、海外誘客活動を促進する。

③ 事業の現状・必要性

沖縄県では、ビジットおきなわ計画を定め、平成28年度に外国人観光客100万人を目標
にしているところである。さらなる外国人観光客誘致を図るためには、言語の問題を解決
することが外国人観光客の利便性向上に効果的であることから、多言語による情報案内や
通訳サービス等により受入事業者支援を強化するとともに、外国人観光客のニーズに応じ
た着地型の観光メニューの充実を図り、外国人観光客の満足度を高めることで、国際観光
地としての基盤づくりを促進する必要がある。

⑥ 予算額

細事業名	最終予算額(千円)	委託料	委託先	契約方法
観光情報システムモデル機能強化事業		242,973	ICTを活用した観光事業受入推進コンソーシアム 代表者 株式会社JTB沖縄	随意契約
着地型観光メニュ ー開発等支援事業	298,178	55,058	株式会社アドスタッフ博報堂	随意契約

⑦ 委託先の選定方法

- ・ 観光情報システムモデル機能強化事業
随意契約。企画提案公募をおこない、応募のあった3団体から選定。
- ・ 着地型観光メニュ
ー開発等支援事業
随意契約。企画提案公募をおこない、応募のあった3団体から選定。

⑧ 進捗管理

- ・ 観光情報システムモデル機能強化事業
業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを必要に応じて随時実施している。
- ・ 着地型観光メニュ
ー開発等支援事業
事業選定委員会を年2回開催、実施計画書を作成させ事業終了後、実績報告書を提出させている。

⑨ 事後の評価及びフィードバックについて

- ・ 観光情報システムモデル機能強化事業
予め設定した効果測定項目にもとづき、効果検証、課題抽出等を行い、その結果を事業全体報告及び測定・検証結果等をまとめ報告書を作成(500部程度)させている。モニター調査は紙ではなく、スマートフォンなどを活用して行いその結果を分析し、本事業の成果と問題点を抽出し、次年度以降の本システムが「自走式モデル」へ移行できるように検証を行っている。

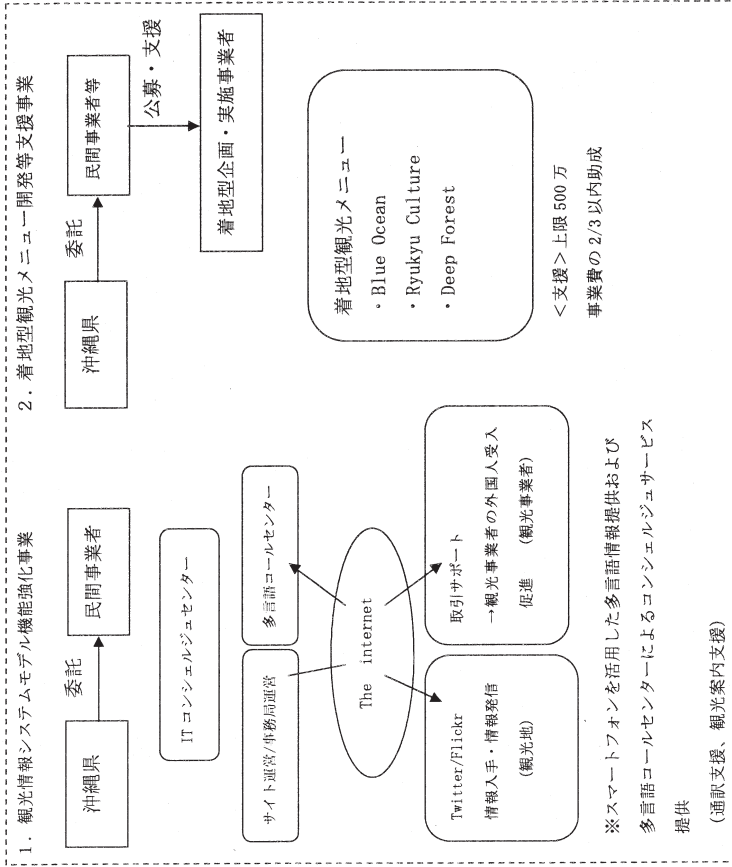
- ・ 着地型観光メニュ
ー開発等支援事業

採択された各事業について、事業者と観光メニュ
ー利用者の両者にアンケートを実施し改善点等を検討させている。また外部の識者に依頼し、事業全体の分析、効果検証をおこなっている

④ 事業効果(有効性・妥当性・効率性)

- ・ ビジットおきなわ計画の目標である海外誘客100万人の達成に必要な受入基盤の確立につながる。
- ・ 潜在的なマナーチケットの掘り起こし、単価の高い商品に特化したプロモーションを図ること、観光収入の増加に繋がる。
- ・ 質の高い観光商品の造成が図られることで、将来的にはリピーターの確保に繋がる。

⑤ 事業フロー図



1. 観光情報システムモデル機能強化事業

2. 着地型観光メニュ
ー開発等支援事業

⑩ 事業実績

観光情報システムモデル機能強化事業

項目	内容
多言語案内・交流システム及びコンテンツ開発	観光客が旅行前、旅行中、旅行後の各シーンで沖縄に関する様々な情報およびサービスをPC (okinawa2go!公式ページ)、スマートフォン (okinawa2go!アプリ) で入手できるようにした。
観光事業者及び観光客向けヘルプデスク事業	言葉の障壁無く安心して過ごせる観光を提供することを主な目的とし、通訳・コンシェルジュサービスを主とした、英語・中国語・韓国語の三カ国語の多言語コンタクトセンターを那覇市内に設置。
モニター調査による効果検証	県内事業者にもスマートフォンを貸出、多言語コンタクトセンターとテレビ電話ができる環境を整え外国人観光客受入強化と貸出終了時にアンケート調査。
事務局運営	各種事業周知活動

着地型観光メニュ－開発等支援事業

観光メニュ－開発事業などを公募し、応募のあった33事業の中から9事業を採択し事業を実施。

会社名	共同企業体	事業名	実施期間
JVA 商事株	—	琉球健康 (jiankang) ツアーコンシェルジュ	11-3月
社団法人レジャー・スपोर्टダイビング産業協会	—	美ら海フォトコンテスト～世界から見た沖縄の海	11-3月
㈱日本旅行沖縄	南勝商事 ㈱トムソーヤ	中国を対象とした八重山ダイビングプログラムの構築	11-3月
沖縄県エスタテック・スバ協同組合	—	沖縄県エスタテック・スバ 外国人向け商品開発事業	11-3月
㈱プロダクト・ブランニング	—	中国の雑誌メディアタイアップによるモデルツアーのテストマーケティング事業	11-3月
㈱アンカーリントジャパン	—	沖縄現地発着 交流型多国籍ツアー商品開発事業	11-3月
沖縄ワタバウエディンク㈱	—	北京での沖縄ウエディンク市場かと顧客創設事業	1-3月
㈱沖縄映像センター	—	外国人向け空手体験プログラム	11-3月
㈱サン・エージェンシー	—	琉球で学ぶ観光コンテンツ開発「学ぶ」をキーワードとした滞在型「観光」	11-3月

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け必要に応じて担当へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 観光情報システムモデル機能強化事業に関して

本事業は、県内の観光産業振興に必要なシステムを開発することを目的としながら、事業者に対して開発されたシステムなどが事業終了後の次年度以降に民間ビジネスとして自走化できるよう工夫することを要求している。またモニタリング調査により効果の検証、改善点の抽出をおこない今後への展望を示している。このように事業の成果が事業終了後も活用されることを前提に実施されるこの事業の形は、「沖縄 21 世紀ビジョン」の基本として活用される企業と県との協働の形に合致するものであるから今後このような形で事業が実施されることを期待する。

ただ、事業において作成された報告書は、積極的には活用されていないようである。監査時に担当者へヒアリングをおこなった際には、特に部局間において検証結果や改善点等を各々の実施する事業の参考とするようなことは積極的には行われていないような印象を受けた。今後は民間と官とが効率よく協働していくためにも、部局間において横断的に情報の共有、蓄積が図られるような仕組みも必要であろう。

② 着地型観光メニュ－開発等支援事業に関して

この事業において、応募された事業の採択要件には、①外国人観光客の満足度の向上に資すること、②助成終了後の持続性及び発展性の見込み、および③実施される事業において海外の対象市場の具体的な誘客が見込まれることが望ましいこと、の3つが挙げられている。この事業の目的は、観光メニュ－などの開発や拡充にあるが、採択要件の②にあるように、事業の持続性も重要視されていることから今回の事業実施の結果、抽出された問題を今後の事業にフィードバックすること、その後どのように事業が改善、継続されているかの確認もまた重要であると考ええる。実際に、事業終了後の開催された実績報告会においても事業継続に役立つ情報を各事業者からフィードバックすることとしている。

ところが、県において、監査時点では事業の改善や継続状況を確認していないことである。今後沖縄 21 世紀ビジョンの基本である官民協働を効率よく行っていくためには、情報をフィードバックさせる仕組みは充実させる必要がある。事業終了後の各事業の継続状況等を確認すべきである。

26. 外国人観光客誘致強化事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 観光振興課

② 目的及び概要

北京や香港での定期便就航とTV・映画の公開が予定されるなど、近年、外国人入域客の大幅な増加が期待されている。また、国際チャーター便への支援は、新規市場の開拓や定期便就航の契機となるものであるほか、県内ロケが行われるTVドラマや映画による認知度の飛躍的向上に有効と考えられる。このため、①定期便・チャーター便支援事業と②海外コンテナツサポート・活用事業を実施することで、2016年外国人観光客100万人を達成するための需要に弾みをつける。

- 1) 定期便・チャーター便支援事業
 - チャーター助成事業 35,000 千円
 - メディア招請事業 3,500 千円
 - 定期便広告支援事業 6,000 千円
- 2) 海外コンテナツサポート事業
 - 県内ロケ助成事業 30,000 千円
 - 航空会社・旅行招請事業 3,500 千円
 - ロケ地パンフレット制作 3,500 千円

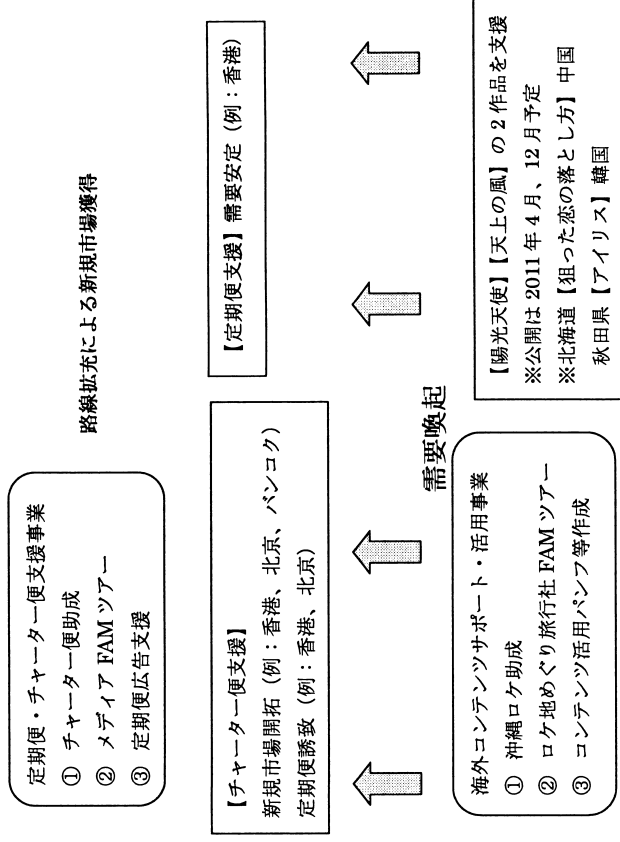
③ 事業の現状・必要性

東アジア各国の所得向上や海外旅行の一般化に伴って、国内市場に偏重していた沖縄観光にも外国人観光客を取り込む好機が到来している。また、感染症や円高などのリスクを分散するためにも特定の市場への依存を高めないことが肝要である。

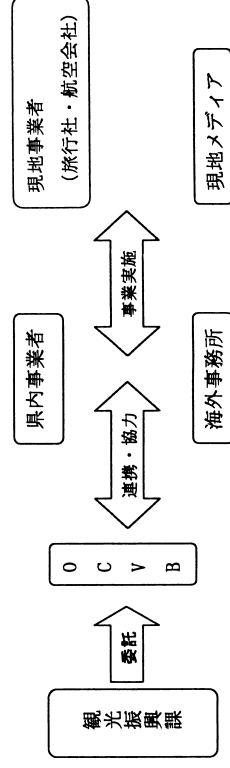
中国の個人観光ビザ緩和、外国航空会社の就航、チャーター便の増加などを契機に、チャーター便誘致による新規市場開拓と定期便誘致、TVドラマや映画を起爆剤とした沖縄人気の喚起によって、効果的に外国人観光客の入域増を図ることができる。

④ 事業効果（有効性・妥当性・効率性）

☆ 国際観光地「沖縄」の確立（外国人観光客数100万人の誘致）



⑤ 事業フロー図



⑥ 予算額

事業名	最終予算額 (千円)	委託料	委託先	契約方法
外国人観光客誘致強化事業	81,000	77,413	OCVB	随意契約

⑦ 委託先の選定方法

企画競争および公募は行わず、OCVBとの随意契約。

⑧ 進捗管理

実施計画書を作成させ、概算払いの都度内容を確認しており、それ以外にも都度連絡を取り状況をj確認している。また、委託事業の完了後に完了報告書を提出させ検査を実施している。

⑨ 事後の評価及びフィードバックについて

年度が終了すると、事業成果の評価をおこない、次年度における誘客活動に反映させることである。

⑩ 事業実績

1) 定期便・チャーター便支援事業

定期便が就航していない二地点間で運行されるチャーター便を利用する客数に応じて、旅行者等へ助成など。5,000円/人

2) 海外コンテナツツサポート事業

5作品に対して県内ロケ助成など。

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① OCVBとの随意契約について

OCVBとの随意契約理由は次のとおりである。

- ① 観光資源の開発、整備及び観光客の誘致促進を目的として県が出資をし、設立された公益法人。
- ② 当該事業は、公的性質を持ち一般的な民間企業への委託は困難で、一般競争入札に適さない。
- ③ 海外での商談会などを開催する必要があるため、競合する県内事業者を束ねるためには公的性質の強い法人が最適。
- ④ 県の観光施設及び全県的な観光に関する情報に十分に掌握している。
- ⑤ 過去の類似事業を実施し経験豊富。

①は事実に関する記述。②は「公的な性質」を持つのは行政が委託する事業であるから当然として、当該事業が「民間企業への委託は困難」という結論は飛躍しすぎ、というよりは21世紀ビジョンにおける官民協働の理念をないがしろにするものではないだろうか。③はそうであるとして、そのよな存在は当然 OCVB に限定されるものではない。つまり①から③までの理屈で OCVB が最適という結論は導かれることはない。④および⑤は公社等外郭団体との随意契約理由で頻出するトロージーである。

以上をもって、企画競争および公募を実施する必要はなく、OCVB との随意契約が最適であると表し、より最適な官民協働のパートナーシップの模索を実施していくべきである。

27. 沖縄観光振興強化事業(緊急対策)

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 観光振興課

② 事業の現状・必然性

前年度の沖縄への入域観光客数は、11月までは夏場の高校総体を始めとする各種イベントの開催や海外航空便の増便、チャーター便の運航、官民一体となった誘客活動が功を奏し、国内・海外とも順調に推移した。しかしながら12月以降は各航空会社による路線縮小に伴い国内客数が下落、さらには東日本大震災の影響によるキャンセルが相次ぎ、年度を通しては前年度をやや上回ったが、旅行マインドの低下による新規予約の低迷や提供座席数の減少等が発生している。また、インバウンドについても、諸外国における日本への渡航禁止措置等によりキャンセルが多発するなど、観光産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

近年、外国人観光客の誘致強化を戦略の1つに据え取り組んできたが、その前提であった安定的な国内観光客数が日本全体での旅行マインドの低下もあり、沖縄観光の根幹を揺るがす状況に至ることが懸念されている。

本県の観光産業は、付加価値効果が県内総生産の約11%、雇用効果は14%と全国(5.3%、6.7%)に比して格段に高くなっており、需要低迷の長期化は、本県経済や県民の雇用環境に深刻な影響を及ぼす。

そのため、国内外の観光市場の回復を先導するとともに、急速に需要を掘り起こすためのプロモーション等の措置を実施し、沖縄観光の振興を図る必要がある。

③ 予算額

委託事業名	契約金額
① 国内誘客緊急対策事業	583,416 千円
② 海外誘客緊急対策事業	301,667 千円
③ マルチビザ創設キャンペーン事業	123,632 千円
④ 国際ビジネスイベント開催支援事業	103,538 千円
⑤ クルーズ緊急プロモーション事業	71,835 千円
管理費	117,988 千円
消費税	61,568 千円
総計	1,363,644 千円

④ 委託先の選定方法

企画競争および公募なしのOCVB(財団法人沖縄観光コンベンションビューロー)との随意契約。監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。その結果、特に問題となる事項は検出されなかった。

(2) 監査意見

① OCVBとの随意契約について

随意契約の理由は下記のとおりである。

- ① OCVBは、観光資源の開発、整備及び観光客の誘致促進を目的として設立され、県が出資する公益法人である
- ② 当該事業は、観光関係業界・団体と連携を図り官民一体となって国内・海外観光客の誘客・受入の取組みをしていくものであるため、公的性質をもち、一般的な民間企業への委託は困難であり、一般競争入札に適さないものである。
- ③ 当該事業の実施には、県の観光施策及び全県的な観光に関する情報が必要となるが、OCVBはこれらを十分に掌握している
- ④ 当該事業の実施にあたっては、既に当財団に委託して実施している事業とも関連しているため、当財団に委託することによりそのメリットを生かした事業展開が可能である。
- ⑤ 当該財団は過去に類似の事業を実施しており、経験も豊富である。

そもそも、このような巨額かつソフト事業系の契約は、まずは総合評価方式による指名あるいは一般競争入札、もしくは企画競争かつ公募による随意契約を行い、競争の原理を働かせるという選択肢が最初に思い浮かぶのではないだろうか。この事業において、細部は民間の業者にとり委託されており、OCVBは事業の取り纏め役をしているようだが民間の業者にとり委託されており、OCVBは事業の取り纏め役をしているが故に信頼できる取りまとめ役として公社等外郭団体として関係の深いエージェントであるOCVBと契約しないリスクが高すぎるとの判断があったのかもしれない。そのような理由であれば十分理解できるが、随意契約の理由は公社等外郭団体との契約では馴染みの深い理屈が展開される格好となっている。

総論で最終的・総合的な監査意見を述べるが、公社等外郭団体との契約で現れる本音と建て前のジレンマを解消する手立ては次のように整理するしかないのである。

① 公社等外郭団体については契約内容や状況によっては無条件に随意契約の相手先とする明確なルールを県庁および外郭に対して公表する。そうであれば、担当者が苦心して随意契約理由を捻り出す作業も省略でき、事務の執行の効率化が図れる

↓
② そのためには地方自治法上、限定列挙されている随意契約理由のいずれかに①のルールが適合することが必要

↓
③ 仮に公社等外郭団体を特別な契約の相手先として位置付けることが、地方自治法に適合しないのであれば、法律が変わらない限り公社等外郭団体も数ある中の官民協働のパートナーの一人に過ぎない

↓
④ その場合、公平を期するため公社等外郭団体との契約も全て企画競争等行うしかない

↓
⑤ それこそトロトロージになるが、公社等外郭団体のこれまでの歴史的経緯もあるため、いきなり競争に晒すというハードランディングは避けたい

↓
⑥ そうであれば、現実的には、まずは公社等外郭団体との随意契約の内容および理由について公表を行い、将来的な企画競争等に向けての準備を少なくとも行う必要があるし、これはすぐにも実行出来る

公社等外郭団体という存在を、公共性や公益性の観点から社会的にも特別であると位置づけられるのであれば、現状の随意契約の実態も問題はない。現状における公社等外郭団体との契約の本質的な問題は、特別な契約相手としての位置づけが社会的に正当化されていない、つまり、特別な公共的または公益的な存在として法律上あるのかのように扱ってきいていないという重要な事実を黙殺したまま、そのような団体であるのかのように扱ってきいてるところにある(「公社等の指導監督要領」には随意契約に関して特別な相手とする記載はない)。

よって、その明示的な法律上の根拠等を求められなくても、沖縄県も公社等外郭団体も提示できない。結果、地方自治法を建前とした随意契約理由を捻り出すため、論理というよりは理屈の飛躍やトロトロージなどの知的とは言い難い難しい作業を担当者が強いられようという生産的とは言えない状況が長い間続いてしまっている。

特別なのか、それとも特別ではないのか、現状はつきりしない鶴のように存在させられている状況は公社等外郭団体にとっても良くない。沖縄県は、はつきりさせないといけない。まずは、⑥で示したステップを踏む以外選択肢はないとしか考えられない。

28. 沖縄コンベンションセンター管理運営事業費

(1) 事業の概要

① 担当部局
文化観光スポーツ部 観光振興課

② 目的及び事業内容

○ 事業概要

国際・国内コミュニケーションの場としての沖縄コンベンションを誘致・推進し、本県の産業経済及び教育文化の振興に寄与するために設置された沖縄コンベンションセンターの管理運営に関して、指定管理者に支払われる指定管理料である。指定管理の期間は、平成21年度から平成23年度の3年間である。

○ 収支計画・実績

「平成23年度 事業報告」から事業収支を抜粋(単位:千円)

科目	計画	実績	差額	対計画比
総収入				
利用料金収入	301,535	306,966	-5,431	102%
指定管理料	72,604	72,604	-	100%
自主事業収入	25,770	23,174	2,595	90%
収入計(A)	399,909	402,745	-2,836	101%
総費用				
人件費	65,382	59,435	5,946	91%
その他費用	316,531	305,851	10,680	97%
費用計(B)	381,913	365,286	16,626	96%
収支差(A-B)	17,996	37,459	-19,463	208%

③ 選定方法

契約金額だけでなく、総合的な評価を点数化し、合計点数が最大のものを契約先として選定している(当該報告書では「総合評価方式」として整理する)。

○ 採点基準

指定管理者の募集について募集を行い、下記の審査基準に従って4人の指定管理者選定委員が採点し、採点結果の合計が高い候補者を指定管理者とする。

大項目	中項目	配点
基本的事項 (10点)		10点
指定管理者が行う業務の範囲に	センターの設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務	10点

関する事項 (40点)	センターの利用の許可等に関する業務 センターの利用料金の收受等に関する業務 センターの施設及び付属設備の維持及び修繕に関する業務 センターの管理運営上必要と認める業務 県費負担額等 人員配置等 人材育成 経営システムの導入	5点 5点 5点 5点 10点 10点 5点 5点
組織に関する事項 (20点)	緊急時の対応	5点
実績に関する事項 (20点)	法人等の経営状況 同種施設の管理運営実績等	10点 10点
その他に関する事項 (5点)		5点
	合計	100点

○採点結果

指定管理者選定にあたり応募してきたのは、指定管理者となった(財)沖縄観光コンベンションビューローのみである。採点結果は下記のとおりである。

	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	合計
(財)沖縄観光コンベンションビューロー	86点	96点	92点	86点	360点

④ 進捗管理

基本協定に基づき、毎月書面で利用状況や施設稼働率等の業務報告を行っている。年度末も同様に、基本協定に基づいた万国センター事業報告書を提出している。

(2) 監査手続と監査結果

基本協定書、年度協定書、予算執行伺、支出負担行為書、支出調書、業務完了報告書等の関連資料の閲覧を行った。疑義等について担当者への質問を行った。合規性について特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 長年の課題となつている駐車場のキャパシティの拡大について

沖縄コンベンションセンターの駐車場不足は、明らかに住民サービスを低下させている。同館長から平成24年3月付で駐車場について下記のような報告がある。また、同センターでイベントが開催された場合は駐車場に入りきれない車両で周辺道路が混雑することは多くの県民が知るところである。筆者自身、興味のあるイベントであるにもかかわらず、開催場所が同センターであることから駐車場の混雑を考慮して参加を見合わせたことが何度もある。

例えば、立体駐車場を設置する等、県民サービスの向上、及び周辺地域での違法駐車解消に向けて沖縄県が対応すべきである。指定管理者も周辺地域と交渉して駐車場の確保に努めているようであるが、当該問題は、沖縄県がきちんと予算を確保して根本的な解決を図るべき問題であると考える。

【OCC 駐車場について (一部抜粋)】

館長からの現状報告

- ・ 駐車場不足に起因する施設内外での交通渋滞が発生し、利用者に迷惑をかけている。
- ・ 交通渋滞により、コンサート等の開演時間に間に合わないことも懸念される。
- ・ 宜野湾港マリナーナと駐車場の借用について交渉しているが、それにも限界がある。

利用者からの声について

- ・ 県内自動車会社(年2回展示場使用)、県内大学(入学式・卒業式で展示場使用)、税務署(年数回劇場使用)から、駐車場が確保できない状況があれば、同センターは使用しない旨、センター担当者に伝達された。いずれも同センターのリピーターであるが、今後の駐車場の状況次第ではどうなるかわからない。
- ・ その他、テレビ局、新聞社、企業関係者からも駐車場の拡大を求める声が寄せられている。

29. 万国津梁館管理運営費

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 観光振興課

② 目的及び事業内容

○ 事業概要

国内外の優れたコンベンションを誘致することにより、国際交流及び文化交流の推進並びにリゾート津縄の振興を図り、もって地域の振興開発に寄与するために設置された万国津梁館の管理運営に関して、指定管理者に支払われる指定管理料である。指定管理の期間は、平成21年度から平成23年度の3年間である。

○ 収支計画・実績

「平成23年度 事業報告」から事業収支を抜粋(単位:千円)

科目	計画	実績	差額	対計画比
総収入				
利用料金収入	70,190	35,887	34,302	51%
指定管理料	71,450	71,450	—	100%
自主事業収入	147,350	77,714	69,635	53%
収入計(A)	288,990	185,051	103,938	64%
人件費	51,999	47,077	4,921	91%
その他費用	229,853	152,451	77,402	66%
費用計(B)	281,852	199,518	82,333	71%
収支差(A-B)	7,138	-14,467	21,605	-203%

③ 選定方法

○ 採点基準

指定管理者の募集を行い、下記の審査基準に従って4人の指定管理者選定委員が採点し、採点結果の合計が高い候補者を指定管理者とする(総合評価方式)。

大項目	中項目	配点
基本的事項 (10点)		10点
指定管理者が行う業務の範囲に関する事項	津梁館の設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務	10点
	津梁館の利用の許可等に関する業務	5点

(40点)	津梁館の利用料金の収受等に関する業務	5点
	津梁館の施設及び付属設備の維持及び修繕に関する業務	5点
	津梁館の管理運営上必要と認める業務	5点
	県費負担額等	10点
	人員配置等	10点
	人材育成	5点
(20点)	経営システムの導入	5点
	緊急時の対応	5点
	実績に関する事項	10点
	法人等の経営状況	10点
	同種施設の管理運営実績等	10点
	その他に関する事項	5点
	(5点)	
	合計	100点

○ 採点結果

指定管理者選定にあたり応募してきたのは、指定管理者となった(財)沖縄観光コンベンションビューローと、県内ホテル業のT社である。各選定委員の採点結果は下記のとおりである。

	A委員	B委員	C委員	D委員	合計
(財)沖縄観光コンベンションビューロー	72点	84点	100点	82点	338点
T社	82点	86点	76点	72点	316点

○資料I

万国津梁館の指定管理者候補選定について	
1. 指定管理料の提示額が高い(財)沖繩観光コンベンションビューロー(以下OCVB)が選定された理由	
第2回運用委員会において、委員から下記の意見があった。	
①OCVBとT社の経営状態を比較すると、自己資本比率等経営状態がOCVBの方がよい。安定した施設運営が期待できる。	
法人の経営状況表(単位:千円)	
申請者名	OCVB
申請施設	コンベンションセンター/津梁館
①総資本	2,032,416
②自己資本	1,134,869
*自己資本比率(②/①)	55.8%
経常利益/営業利益(注1)	経常利益
前々期	-3,451
前期	40,768
直前期	70,702
当座比率/流動比率	当座比率
前々期	74.4%
前期	69.1%
直前期	46.1%
	流動比率
	117.2%
	136.7%
	132.4%
	当座比率
	41.4%
	45.1%
	71.0%
	流動比率
	88.3%
	158.7%
	103.4%
注1:コンベンションビューローの「経常利益/営業利益」は、収益事業にかかるとの	
ある。	
②T社は、自主事業(ウエディング)での収益向上を大きく提示していたが、確かな誘致ができていない場合の施設運営が懸念される。	
③T社のMICE誘致について、具体性がなく、施設の安定した運営に不安がある。	

○資料II

収支計画評価表(指定管理者選定時点 単位:千円)

【(財)沖繩観光コンベンションビューロー】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
料金収入	68,870	69,530	70,190
自主事業	146,610	146,980	147,350
指定管理料	71,450	71,450	71,450
収入合計	286,930	287,960	288,990
支出合計	284,458	284,757	285,056
差引	2,472	3,203	3,934

【T社】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
料金収入	77,833	81,831	85,829
自主事業	213,904	221,810	229,745
指定管理料	51,457	51,457	51,457
収入合計	343,194	355,098	367,031
支出合計	312,912	319,351	325,808
差引	30,282	35,747	41,223

④ 進捗管理

基本協定に基づき、毎月書面で利用状況や施設稼働率等の業務報告を行っている。年度末も同様に、基本協定に基づいた万国津梁館事業報告書を提出している。

(2) 監査手続と監査結果

基本協定書、年度協定書、予算執行伺、支出負担行為書、支出調書、業務完了報告書等の関連資料の閲覧を行った。疑義等について担当者への質問を行った。合規性について特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 指定管理者選定時の採点基準について

「指定管理者制度は、公の施設の管理への民間参入を促進するとともに、管理者選定に競争性を取り入れることによって、民間の能力活用による効率的・効果的な施設運営、住民サービスの向

上、施設の維持運営にかかる行政経費の削減などを目的とした制度である」(平成18年度包括外部監査結果報告書より抜粋)。

従って、指定管理者選定における採点基準も、民間の参入を促進して、行政コストの削減、及び、住民サービスの維持向上を達成できる候補者が選定されるようにすべきである。この点、採点基準の「果費負担額等」には10点しか配点されていない。

(財)沖縄観光コンベンションビューローの提示額は年71,450(県の上限額と同額)であり、T社の提示額である年51,457千円と比較すると年間で約2千万円(3年間で約6千万円)も高額にも関わらず、(財)沖縄観光コンベンションビューローが指定管理者となつていく要因の一つとして、採点基準上、指定管理料の削減に対するウエイトが軽すぎると考えられる。

果は行政コストの削減をより重要視すべきである。

② 指定管理者選定時の採点結果について

指定管理者選定時の採点結果を見ると、公正な採点が行われたのか疑念がある。

4人の選定委員のうち一人は、(財)沖縄観光コンベンションビューローが、全ての評価項目で完璧であるとして100点としている一方で、T社は76点としている。また、「果費負担等」の項目についても、同委員は、(財)沖縄観光コンベンションビューローについては「収支バランス等がより優れて適切である」として10点満点としている一方、指定管理料を年間約2千万円低く見積もっているT社に対しては、「収支バランス等が優れて適切である」として6点としている。「収支バランスが優れている」とは、文字通り、県の指定管理料の上限を思い切り、料金収入や自主事業等の収入項目合計と、支出項目合計がより近似した金額になることを意味するのであろうか。

また、資料I「万国津梁館の指定管理者候補選定について」には、「OCVBとT社の経営状態を比較すると、自己資本比率等経営状態がOCVBの方がよい。安定した施設運営が期待できる。」と記載されている。T社は県内ホテル業売上高ランキング1位の会社であるが、多額の設備投資が必要となるホテル業と、(財)沖縄観光コンベンションビューローの自己資本比率を単純に比較することに意味があるのか。また、利益額ではT社の方が10倍以上獲得しているにもかかわらず、そこには一切触れず、沖縄県からの様々な事業で資金が潤沢な(財)沖縄観光コンベンションビューローの方が優れていると判断するのは知的に誠実な態度と言えるだろうか。

その他指定管理者制度運用委員会での審議内容が記載された資料をドラフトも含め閲覧すると、公社等外郭団体である(財)沖縄観光コンベンションビューローを指定管理者に選定するという結論ありきの選定であったのではないかと疑念を抱いてしまう。

③ 契約内容の開示について

これらの問題点について、果が自ら改善できるのであればそれに越したことはない。

しかし、従来からの体質を改善するには多少の時間を要するのもしやむを得ないのかもしれない。この点は、他の事業でも指摘したが、契約内容について情報開示することにより外部の視線・プレッシャーに晒されることで、体質改善が加速するのではないか。

例えば、各選定委員の項目別の採点結果を公表してはどうか。スポーツ競技の採点では、審判が自らの関連者に有利な採点をしないように最高点と最低点を除外する場があるが、この場合と同様に、恣意的な採点を防止する効果があると考えられる。

また、応募者側にとっても、どのような部分で他の候補者より優れていた、あるいは劣っていたのかが選定委員の公正な採点結果により明らかになる結果、指定管理業務の品質向上に対する適切な競争性が促進されるのではないかと考えられる。

30. 沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 文化振興課

② 目的及び事業内容

(事業概要)

沖縄県の文化等を活用したコンテンツ制作プロジェクトに対して投資を行うファンドを設立し、制作資金の供給と制作段階に応じたサポートを実施する。

また、財団法人沖縄県産業振興公社に支援人材(ハンズオンマネージャー)を配置するとともに、有識者等で構成するアドバイザリーボードを設置し、県内コンテンツ事業者等を対象としたハンズオン支援を提供することで、プロデューサーの育成、県内コンテンツ関連事業者のビジネススキル向上を図る。

③ コンテンツファンドの概要

- 1) ファンド規模: 5 億円
- 2) 根拠法: 投資事業有限責任組合契約に関する法律
- 3) 運用期間: 7 年(2 年間の延長可能)
- 4) 投資対象分野

- (1) 映像系コンテンツ(映画、アニメーション等)
- (2) エンターテインメント系コンテンツ(演劇、音楽プロモーション等)
- (3) ゲーム系コンテンツ(コンシューマーゲーム、オンラインゲーム等)

5) 投資対象者

- (1) 県内コンテンツ関連事業者が中核となったコンテンツ制作プロジェクト
- (2) 県外コンテンツ関連事業者が中核となったコンテンツ制作プロジェクトの場合は、県内で活動するプロデューサーや監督などを活用し、県内コンテンツ産業人材育成に寄与すること

6) 投資規模: 1 件当たりの投資上限額は 5 千万円で、なおかつ総制作費の 8 割以内

7) 投資形態: 原則として匿名組合契約による投資

8) 運営者(GP): テクノロジードインキュベーション(公募により選定)

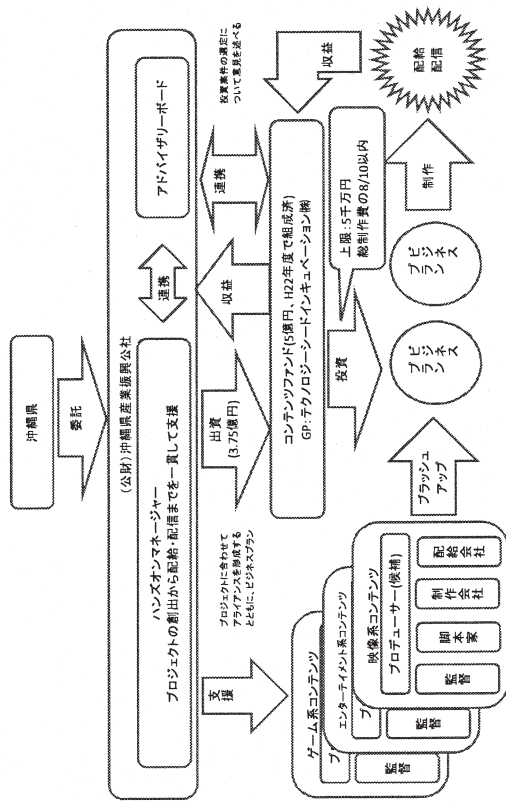
9) 民間出資者: 沖縄県産業振興公社、琉球銀行、デックジャパン、コザ信用金庫

③ 事業効果

- ・ 沖縄県の文化等を活用した有望のコンテンツの創出
- ・ 文化等コンテンツビジネスを創出するプロデューサーの育成
- ・ 県内コンテンツ関連事業者のビジネスノウハウの蓄積
- ・ 新たな成長産業としての文化コンテンツ産業の創出

・ 製造業や流通業、観光関連産業などへの経済的波及効果

④ 事業スキーム



⑤ 選定方法

平成 23 年度の委託料については競争入札に適しないことを理由として財団法人沖縄県産業振興公社と随意契約を締結している。

⑥ 進捗管理

期中は会議に出席する等で進捗状況の確認を行っている。紙ベースでの進捗管理記録は財団法人沖縄県産業振興公社からの平成 24 年 3 月 31 日付の委託業務実績報告書とそれを沖縄県が検査した同じく平成 24 年 3 月 31 日付の検査調書であった。

⑦ 予算

事業名	予算	財源内訳	
		国庫補助金	一般財源
沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業	55,753	37,169	18,584

(単位: 千円)

(2) 監査手続と監査結果

契約書、予算執行伺、支出負担行為書、支出調書、委託業務実績報告書、検査調書等の関連資料の閲覧を行った。疑義等について担当者への質問を行った。合規性について特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 随意契約の理由について

平成28年度委託先選定の随意契約理由については次のように説明が行われている。

随意契約理由書

沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業の実施主体は、下記の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、財団法人沖縄県産業振興公社に随意契約とする。

- 1 本事業で組成した沖縄文化等コンテンツファウンドは、運用期間を7年間(2年の延長可能)としていたことから、本事業の実施主体には財務基盤と組織体制が長期的に安定していることが求められる。
- 2 本事業では、投資対象をコンテンツ制作プロジェクトとしており、このような事業スキームは全国的にも事例が少なく県内では初めての取組であることから、実施主体には投資ファウンドに関する管理運営ノウハウが必要となる。
- 3 本事業の支援分野対象は、伝統舞踊や古典音楽に代表されるように、流派や流通事業者によって系列化しており、このような特殊な分野において産業化に向けた支援を行うためには、中立的・客観的な立場の団体が実施主体となる必要がある。
- 4 本事業で取り組む文化の産業化に当たっては、コンテンツ制作の企画や収支計画等の立案、著作権等の知財戦略構築、制作事業者や流通事業者とのマッチング支援、制作資金の調達支援、制作工程や制作資金の管理など、多様な支援が必要になることから、本事業の実施主体には総合的な支援ノウハウが必要となる。

上記の要件のいずれも満たしている団体としては、財団法人沖縄県産業振興公社が適格であり、同公社は、本県産業界の健全な発展に寄与することを目的に設立された公益団体として、財務基盤と組織体制の長期的な安定性、並びに中立性が確保されているとともに、これまでに県内で組成された2件の投資ファウンドの何れにも事業実施主体となっていることから、投資ファウンドの組成と運営管理に関するノウハウを有している。

また、起業支援や人材育成、技術支援、知財管理等の支援ノウハウを有するとともに、県内外の企業や支援機関、専門家等との幅広いネットワークを持ち、総合的な支援を提携できる体制を確立している。

さらには、コンテンツ分野においては、映画やゲーム制作会社への支援や県内ゲーム事業者のネットワーク形成に取り組むなど、コンテンツ分野における特殊性に精通するとともに、支援実績も有している。

理由1が財務健全性、2が投資ファウンド運営のノウハウ、3が客観的な立場、4が総合的な支援ノウハウ、となっており、「上記の要件のいずれも満たしている団体としては、財団法人沖縄県産業振興公社が適格」である可能性は否定しない。しかし、公社以外は理由1から4の要件を満たす団体が存在しないという結論は導けない。したがって、理由は慎重に言葉を選んで「適格」としており、「最適」という表現を採用していない。

しかし、地方自治法は自治体に対して「最少の費用」で「最大の効果」を達成すること、すなわち「最適」を求めている。よって、この理由書は確かに嘘を言っていないが、地方自治法が求めるところの理念を最大限追求しているとは言えない。

公社等外郭団体との契約に頻出する「競争入札に適さない」という判断を県庁内部だけで終わらせてしまっている状況が非常に問題であると考える。公社の競争相手となるような委託先が存在しないと誠実に結論を出したいのであれば、公募して企画競争あるいは総合評価方式で入札にかけるか等して外部に開し検証を受ければ済むことではないだろうか。そのような手続を踏む時間がなく随意契約を締結したとしても、少なくとも公社との随意契約の内容について公表し、本間に競争相手として手を挙げるものがないかテストする必要がある。

これは、今回の委託契約に限らず公社等外郭団体との随意契約全てについて実施すべきである。そのような検証作業を県民に公開しない限り、現状における随意契約の実態について県民が納得できるような説明は不可能であると考える。

② 進捗管理について

期中は会議に出席する等で進捗状況の確認を継続的に行っているが、紙ベースでの進捗管理記録は財団法人沖縄県産業振興公社からの平成24年3月31日付の委託業務実績報告書とそれを沖縄県が検査した同じく平成24年3月31日付の検査調書であった。これについては、「6. おきなわ新産業創出投資事業」と異なり金額的に大きくはないので、毎月状況確認について資料で残すという作業は費用対効果から考えれば、必要性は薄いものかもしれない。

しかし、委託という協働関係において毎月の進捗管理の資料を作成するか否かという論点も含めた統一した判断基準を沖縄県として作成する必要があると考える。明確なルールがあれば、各部署は管理資料の作成の是非について検討する必要もなく、日々の業務に安定的に取り組むことが可能になる。

③ 新たな官民協働関係についての評価

おきなわ新産業創出投資事業同様に官民共同出資ファンドという新たな試みであり、事業は継続しているため、委託料含め事業の評価を現時点で行うことは早急かもしれないが、沖縄県が委託料等に関与する最終年度をもって、一旦はこの新たな官民協働関係について評価を行う必要がある。これについて沖縄県および公社、ファンド関係者だけの自己評価で終わらせてしまうと、外部の視点から得られる等の貴重な情報や教訓が、この新たな官民協働関係にフィードバックされない可能性が非常に高い。したがって、評価に当たっては外部の有識者等も多数加え外部からの視点を積極的に取り入れ、今後の展開に活かす必要がある。

31. 沖縄文化産業活性化事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 観光振興課

② 目的と概要

沖縄県雇用再生特別事業を活用して、本県の個性ある豊かな文化活動を支援し、ネットワーク化を通じて新しいビジネスモデルを構築することなど文化産業の活性化を図るため、下記の細事業を実施する。

・ 文化イベント等情報収集発信事業

県内で行われている文化イベントの情報を収集し、県民へ鑑賞機会を提供することで、芸術文化活動の活性化を図る。

・ 沖縄音楽活用型ビジネスモデル創出事業

県内の音楽産業の基盤を整備し、情報収集・提供、マーケティング分析及び研修・勉強会等を通じて、他産業とのネットワークを構築し、新しいビジネスモデルを構築する。

③ 事業の現状・必要性

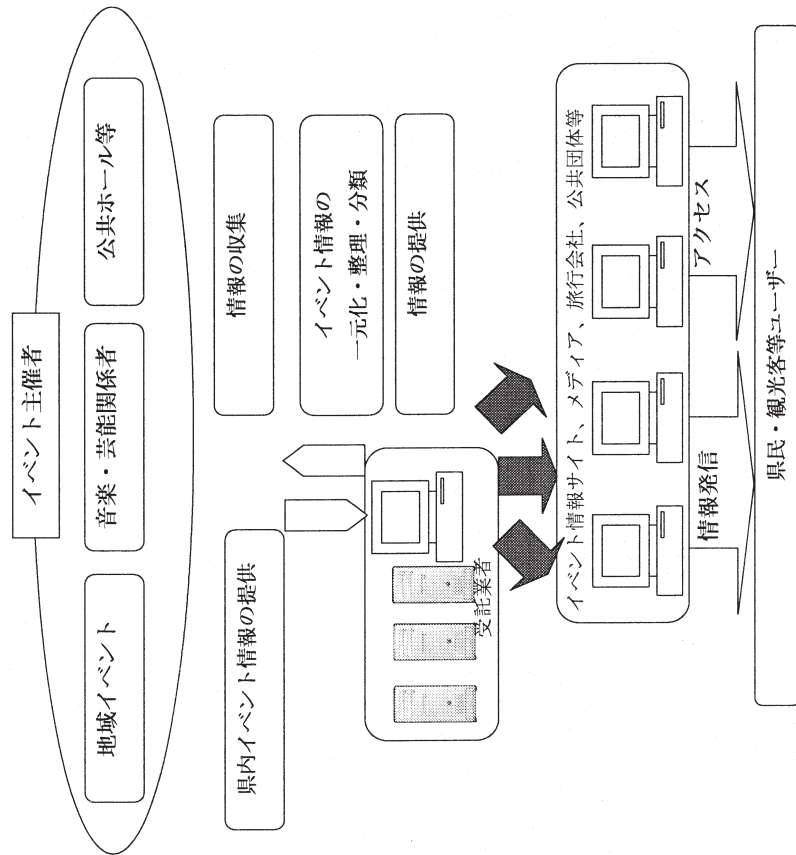
- ・ 沖縄は歴史的・地理的特性により、音楽をはじめとした個性豊かな文化資源を有しているが、狭隘な県内市場を対象としている事業が多く、いまだ商業ベースでの基盤が整備されていないのが現状である。また文化資源を広く発信していく各種イベント情報も県民や観光客に十分に伝達されていない現状がある。
- ・ 音楽産業を巡る環境の変化を鑑みると、新たなマーケットの創出・拡大など市場規模の拡大に向けたビジネスモデルの構築が求められている。
- ・ 当事業を通じて、県内音楽業界や関連産業とのネットワーク構築・コンテンツ制作・海外市場の開拓・文化イベント情報の収集、提供により集客増など、文化活動・文化産業の活性化を図る必要がある。

④ 事業効果（有効性・妥当性・効率性）

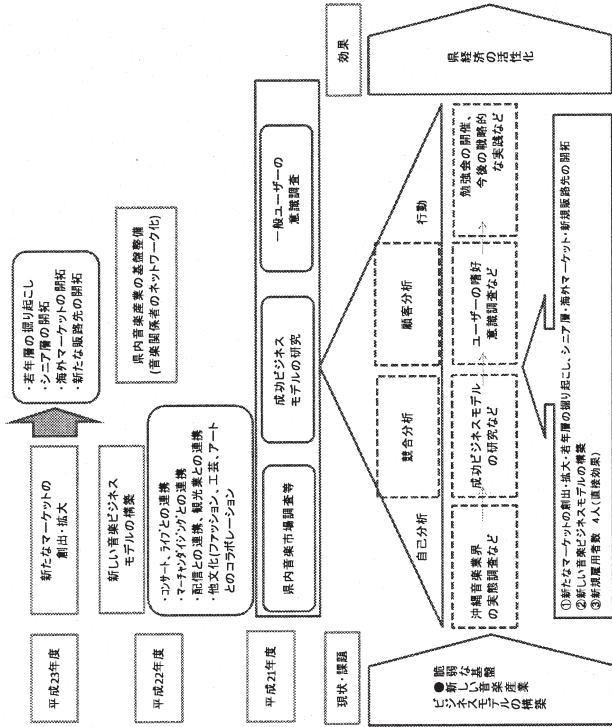
- ・ 新たなマーケットの創出・拡大による文化活動の活性化
若年層、シニア層をはじめとする新たな販路先の開拓、海外市場の開拓
- ・ 新しい音楽ビジネスモデルの構築
沖縄の「素材」を活かした興行（ライブや販促グッズの制作など）や観光等と絡めたコンテンツ制作（音楽を起点にしたキャラクターの制作などとおみやげ）
県内（国内）アーティストの海外市場での活動コンサルティング

アジアの音楽コンテンツを沖縄に集積し、日本や世界を紹介していくことで沖縄を拠点としたライセンスビジネス
 沖縄文化の魅力再発見
 地域文化活動の活性化＝地域のアイデンティティの継承
 観光誘客、延泊の促進
 新規雇用者数 10 人 (直接効果)
 → 県内文化産業の活性化
 → 文化産業の振興、入域観光客の増加
 → 県経済の活性化

- ⑤ 事業フロー図
- 文化イベント等情報収集発信事業



沖縄音楽活用型ビジネスモデル創出事業



⑥ 予算額

細事業名	最終予算額(千円)	委託料	委託先	契約方法
文化イベント等情報収集発信事業	27,107	9,820	I-NPO 法人沖縄イベント情報ネットワーク	随意契約
沖縄音楽活用型ビジネスモデル創出事業		17,287	プランニングオフィス Coda 幸田悟	随意契約

⑦ 委託先の選定方法

- ・ 文化イベント等情報収集発信事業
随意契約。平成 21 年度に企画提案公募をおこない、応募のあった 1 団体から選定。
- ・ 沖縄音楽活用型ビジネスモデル創出事業
随意契約。平成 21 年度に企画提案公募をおこない、応募のあった 2 団体から選定。

⑧ 進捗管理

- ・ 文化イベント等情報収集発信事業
業務日報を作成させ月例報告を行わせている。事業終了後、実績報告書を提出させている。
- ・ 沖縄音楽活用型ビジネスモデル創出事業
業務日報を作成させ月例報告を行わせている。事業終了後、実績報告書を提出させている。

⑨ 事業実績

- ・ 文化イベント等情報収集発信事業

項目	内容
沖縄イベント情報の収集整理配信能力の大幅な向上を達成	業務受託期間内に文化イベント情報収集数は、年間 10,474 件増加した (62%増加)。目標としていた年平均 20%の増加を達成。
イベント関係者とのネットワーク強化	イベント関係者とのコンタクト 178 件、県内外イベント会場での「びらつかよみ」配布活動 130 件など。
沖縄イベント DB を中心としたライセンス体系の完成	印刷物作成のための情報提供、WEB サイトへのシンブルなデータライセンスなど。

- ・ 沖縄音楽活用型ビジネスモデル創出事業

項目	内容
「沖縄 LOVEweb」の構築	沖縄音楽・クリエイティブ関連の情報集積、発信
「沖縄音楽旅行」の創刊	沖縄アーティストがアテンションする沖縄音楽旅行本
「琉球ミュージックペーパー」の創出	沖縄音楽が流れる待ち受け画面のアンドロイドアプリ
課題抽出会議及び講演	音楽業界の精通者を招聘 参加総計 140 人

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 無形財産の管理

沖縄 21 世紀ビジョンは、将来像のひとつに「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にすする島」が掲げている。本事業は、沖縄県の個性ある豊かな文化活動を支援し、ネットワーク化を通じて新しいビジネスマodelを構築することなど文化産業の活性化を図ることを目的としており、沖縄 21 世紀ビジョンとも合致するものである。また、雇用対策事業の一環として行われ、事業期間に雇用が確保された点では、一定の効果はあったといえる。

ただ、次のような点に疑問が残る。事業において構築されたシステムやコンテンツ等、事業実施過程で蓄積されたノウハウ等は事業終了後にはどうなるのだろうか。事業終了後に実施報告書を提出させ、委託側と受託側は互いに役目が完了ということの良いのだろうか。事業実施過程において生じたこれらのシステムやノウハウ等は沖縄県の無形財産である。また今後類似する事業が実施される場合には参考とすべきであるから、事業終了後も一定期間は管理する必要があると考える。

よって、県は委託先に対して、事業終了後も構築されたシステムやコンテンツ等の状況についての一定期間報告義務を課し情報についてのフィードバックを行い、これら無形の財産が積極的に活用されるような仕組みを検討すべきであると考える。

32. 博物館・美術館指定管理費

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 文化振興課

② 実績等

沖縄県立博物館・美術館の管理運営及び企画展示等について、県民サービスの観点から指定管理者が実施する。

1) 運営実績（沖縄県立博物館・美術館指定管理者モニタリングシートより抜粋）

① 展覧会入場者数実績

施設	展覧会名	料金	事業計画	実績	計画達成率(%)	業務改善に向けた分析
博物館 入場者数 (人)	常設展	有料	74,703	49,287	66.0	有料入場者数の計画達成率が低くなっている。安定的なサービス提供のためにも、有料入場者数を増やす必要がある。常設展においては観光客等新規来館者の獲得に向けた取組が必要である。
	企画展・特別展	無料	43,873	41,591	95.6	
		有料	17,437	14,269	81.8	
		無料	3,509	5,948	169.5	
美術館 入場者数 (人)	コレクション	有料	25,747	17,727	68.9	企画展・特別展は計画を達成しており、評価できる。しかし、コレクション展の達成率は低いため、展示替えによる変化をPRしたり、観光客等、新規来館者の獲得に向けた取組が必要である。
	コレクション展	無料	20,229	14,376	71.1	
	企画展・特別展	有料	21,925	63,813	291.1	
	別展	無料	3,704	6,129	165.5	

② 収入（単位：千円）

収入項目	実績		対計画比(%)
	事業計画	実績	
利用料金収入			
博物館観覧料	34,593	22,648	65.5
美術館観覧料	25,039	53,793	214.8
年間パスポート販売	2,400	1,792	74.7
施設使用料	29,181	30,923	106.0
雑収入	0	1,866	皆増
指定管理料	295,427	295,427	100.0
自主事業収入	0	1,772	皆増
企画事業(展覧会、イベント等)	0	178	皆増
教育普及事業(講座等)	0	0	皆増
合計	386,640	408,400	105.6

③ 支出（単位：千円）

支出項目	事業計画	実績	対計画比
人件費	38,382	40,962	106.7
事務費	13,875	12,235	88.2
施設管理費	156,879	165,967	105.8
施設運営費	36,987	37,684	101.9
光熱水費	90,000	96,973	107.7
修繕費	300	960	320.2
集客対策費	10,000	10,407	104.1
企画展示費	22,000	45,910	208.7
教育普及事業費	13,000	12,582	96.8
諸経費	5,217	7,579	145.3
自主事業支出	0	1,793	皆増
雑損失	0	2	皆増
合計	386,640	433,059	112.0

③ 予算措置状況

平成23年度 295,427千円

(2) 監査手続

指定管理者選定関係書類、基本協定書、年度協定書、予算執行向、支出負担行為書、指定管理者モニタリングシート等の関連書類の閲覧、担当者への質問を実施した。合規性の観点から指摘すべき問題は発見されなかった。

(3) 監査意見

① 予算の精度について

平成23年度収入408百万円(計画比105.6%)に対し、支出は433百万円(計画比112%)となっている。また、博物館観覧料は計画比65.5%であるのに対し、美術館観覧料は計画比214.8%となっている。収入に比べて一般的に予測しやすいと考えられる支出についても、計画値を超過しているものが多い。

現状では、予算の精度に疑問を抱かざるを得ない。また、自主事業の計画値がゼロとなっているが、このような計画で良いのか。指定管理者としてやれるだけのことはやったという状況ではないと考えられる。

② 指定管理者の発注業務の監視

指定管理者である文化の杜共同企業体のJV構成員(㈱国際ビル産業)の職員が指定管理者の業務を行った際の経費について、委託費ではなく施設管理費として計上されている。委託業務については、相見積を取る等のコスト削減努力をすべきである。

これらの問題については、指定管理者制度運用委員会において厳しく追及されており、当該委員会の意見等を踏まえて適切な対応がなされるべきである。

下記に、指定管理者制度運用委員会における意見等の一部を紹介する。

【指定管理者制度運用委員会(H24.8.1)における意見等】

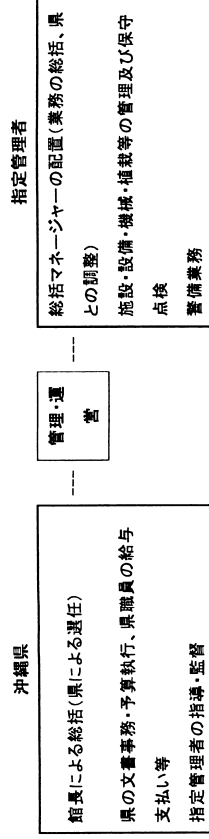
- ・ JVの構成員の職員を使用した場合は委託になるが、その区分けができていない。
- ・ 料金が安いのか、企画そのものが悪いのか、宣伝効果が悪いのか、ニーズ調査をしているのか。
- ・ 自主事業について目標がない。達成率がないと評価もできない。指定管理者は自主事業で稼がないといけないが、それがうまくいっていないのに指定管理料の値上げの話をしても困る。
- ・ 水道光熱費の省エネ対策は行っているのか。
- ・ 観光客を誘致するために、観光関係の団体と連携したり、いろんな形があると思うが、取組をしたのか。

③ 沖縄県と指定管理者の役割分担

沖縄県と指定管理者の役割分担も複雑で分かりにくい。下記表に記載されている通り、調査研究・資料収集・資料保管業務のように県のみが実施する業務もあれば、教育普及、広報・宣伝業務のように県と指定管理者がそれぞれ役割を担っている業務もある。なお、県が企画する展覧会等についても、収支責任は指定管理者のみが責任を負うことになっている(計画値・実績値ともに指定管理者の責任)。

指定管理者制度の運用に当たっては、施設・設備の管理のみを指定管理者に任せると、または、資料保管等も一括して全て指定管理者に任せるとして、権限と責任を明確に対応させ、指定管理者の責任の範囲内について厳格に業績評価をすべきではないか。

【沖縄県立博物館・美術館における県と指定管理者の役割分担】



<p>総合調整会議</p> <p>沖縄県立博物館・美術館協議会開催</p> <p>博物館・美術館年報の編集・刊行</p>	<p>職員体制</p>	<p>受付・総合案内</p> <p>施設諸室の利用許可及び利用料金の徴収</p> <p>展示室のもぎり・監視業務</p> <p>情報センター・ふれあい体験室の運営</p> <p>出向職員2名(企業体代表者、統括責任者)</p> <p>常勤15名:総務・会計3名、広報・営業1名、施設営業2名、企画担当4名、教育普及5名</p>
<p>館長</p> <p>博物館副館長、美術館副館長</p> <p>総務班4名、博物館班12名、美術館班5名</p>	<p>調査研究業務</p> <p>資料収集業務</p>	<p>博物館及び美術館資料に関する調査研究</p> <p>博物館及び美術館資料の収集(書籍・購入・寄託等)業務</p> <p>博物館及び美術館資料収集委員会の開催</p> <p>博物館及び美術館資料の登録・台帳整理・保管・修理業務</p>
<p>博物館常設展示の一部展示替え(3~4回)</p> <p>博物館特別展(1回)・企画展(3回)の実施</p> <p>美術館コレクションギャラリーの展示替え(3~4回)</p> <p>美術館企画展(2回)の実施</p>	<p>資料保管業務</p> <p>展示関係業務</p>	<p>美術館企画展の実施(4回~3回)</p> <p>自主事業企画展実施</p>
<p>博物館教育普及事業のプログラム企画</p> <p>(博物館文化講座、体験学習教室、学芸員講座、バックヤードツアー他)</p> <p>博物館ボランティア養成事業</p> <p>美術館教育普及事業のプログラム企画</p> <p>(キューレータートーク、アーティスト・ギャラリートーク、バックヤードツアー他)</p> <p>美術館ボランティア養成事業</p> <p>学校・各種団体等見学の説明・案内</p> <p>問い合わせ・レファレンス対応</p>	<p>教育普及業務</p>	<p>博物館教育普及事業の実施・運営</p> <p>(博物館文化講座、体験学習教室、学芸員講座、バックヤードツアー他)</p> <p>博物館ボランティア養成事業のサポート</p> <p>美術館教育普及事業の実施・運営</p> <p>(キューレータートーク、アーティスト・ギャラリートーク、バックヤードツアー他)</p> <p>美術館ボランティア養成事業のサポート</p> <p>学校・各種団体等見学の受付</p> <p>問い合わせ・レファレンス受付</p>

博物館特別展・企画展ポスター等作成
 美術館企画展ポスター等作成
 年間行事等のスケジュール作成
 博物館・美術館 HP の県事業関連原稿作成

広報・宣伝業務

館全体の広報・宣伝
 年間行事・施設案内パンフレット等の編集・印刷
 博物館・美術館のポスター等配布掲示
 特別展・企画展の広報・宣伝
 博物館・美術館 HP 管理・運営

33. 博物館・美術館費

(1) 事業の概要

① 担当部局
 文化観光スポーツ部 文化振興課

② 内容

沖縄県立博物館・美術館が平成 23 年度に実施する事業に関する委託契約であり、契約数 33 件の合計でサンプル基準である 5000 万円を超えている。内容としては博物館・美術館における企画展の展示費用等である。

③ 事業実績

サンプリングした委託契約について、各契約内容に応じた受託業務完了報告書が提出されている。

「博物館・美術館指定管理費」で記載したように、県が実施する企画展等についても収支責任は指定管理者にあるという扱いになっているため、現状の仕組みにおける県の「事業実績」とは、企画展等が「開催されたこと」が県の実績であるとのことである。

④ 予算措置状況

平成 23 年度 59,550 千円

(2) 監査手続

サンプリングした委託事業・委託契約について、予算執行向、支出負担行為書、請求書、業務委託契約書、検査調書、受託業務完了報告書等の関連書類を閲覧し、担当者への質問を実施した。合理性の観点から指摘すべき問題は発見されなかった。

(3) 監査意見

① 沖縄県との役割分担の検証

個々の契約上は、当該業務を遂行できるのは当該企業しかいない等の理由で随意契約を締結しており、博物館・美術館に該当する 33 契約、59,550 千円は全て随意契約となっている。博物館・美術館という業務の特性上、随意契約となることは無理からぬ結果と理解できるが、企画競争が行えるものがないか絶えず検証する作業は必要であろう。

一方で、県が企画する展示会等についても、収入についての予算・実績額は指定管理者に

帰属する仕組みであるから、仮に企画内容に原因があっても集客が伸びない場合でも県側に責任は無いことになっている。果たして、これは正当であろうか。

このような状況が生じるのは、「32. 博物館・美術館指定管理費」で考察したように県と博物館・美術館との役割分担の問題があることに根本的な原因があると考えられるため、役割分担を明確にすべきである。できるだけ早く改善することが望ましいが、遅くとも指定管理期間終了のタイミミングでは改善が必要ではないかと考える。

34. 県立芸大管理運営費

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 文化振興課

② 概要

沖繩の伝統文化の体系的研究を始め、美術・工芸・音楽など芸術文化の創造的發展に資するため、県立芸大の管理運営に要する経費である。

主要業務として、以下を実施している。

- 1) 学部及び大学院生に係る学生の募集・選抜・入学・卒業に係る業務
- 2) 大学施設の管理運営

③ 事業の現状・必然性

沖繩振興開発計画における県の重点施策として、沖繩の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的な芸術文化の形成、発展を担う人材を育成する県立の芸術系高等教育機関の設置を図るとされており、県立芸大がその役割を担うよう位置づけがなされている。

④ 予算額

事業予算 88,172 千円

⑤ 委託先の選定方法

委託事業 44 件のうち、指名競争入札 6 件 (68,041 千円)・随意契約 38 件 (19,235 千円)

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。その結果、特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① 会計単位設定の必要性

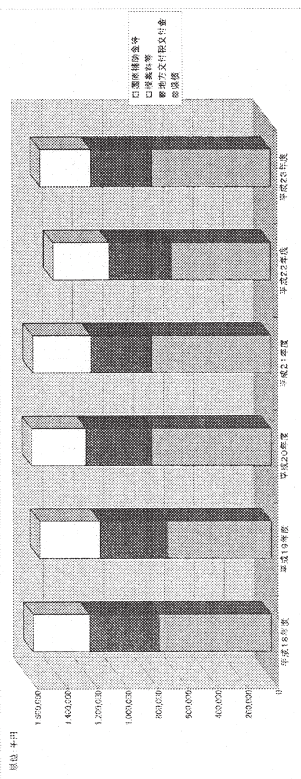
今回のテーマである委託料と論点は異なるが、1 点問題を指摘する。

県立芸大は、平成 16 年度の包括外部監査でも指摘された通り恒常的な赤字の状態が続いており（グラフ参照）、今後の組織形態を含めたあり方について議論がなされている状況にある。昨今の大学は独立行政法人化され、ある程度採算性の求められる組織形態が主流となっている。県立芸大でもその議論がなされたようであるが、沖繩県の行政改革プログラムでは、

当面法人化を行わないこととなり、県直営方式の下で大学改革体制を敷くということとなっている。沖繩の文化や伝統芸能に県立芸大が果たしてきた役割も大きいかと思うが、厳しい財政状況の昨今、県立芸大のみ聖域化し続けるわけにはいかないのではないかと、現状の最大の問題は、県立芸大予算が一般会計の中で管理されているため、収支の状況について非常に把握が難しく、運営上の問題点が情報としてフィードバックされないというところにある。独立した会計単位で財務諸表を作成し、県立芸大の現状を適切に把握する仕組みを構築し、運営に関する情報をフィードバックする必要がある。

県立芸術大学決算額の推移(歳入内訳)

年度	歳入 (※兼持ち出し)	地方交付税交付金	授業料等	国庫支出金	決算額
平成18年度	747,889	450,944	375,595	657	1,575,085
平成19年度	690,174	445,995	399,283	0	1,535,452
平成20年度	789,492	436,740	360,712	0	1,479,528
平成21年度	789,492	401,432	386,612	0	1,529,674
平成22年度	657,448	415,104	368,328	0	1,441,880
平成23年度	789,492	400,340	337,760	0	1,527,592



35. スポーツ・ツーリズム推進基盤強化事業

(1) 事業の概要

① 担当部局
文化観光スポーツ部スポーツ振興課

② 概要

- 1) コンテンツ強化：スポーツの観光資源としての活用を推進するため、平成22年度に実施したスポーツ・ツーリズム推進事業の実証事業の内、効果の期待値が高い事業のブラッシュアップと定着化を支援する（Jリーグ・韓国 K リーグ・中国スーパーリーグ等のサッカーキーキャンプの誘致）。
- 2) 情報発信強化：スポーツ・ツーリズムの認知度と旅行者の利便性の向上を目的に、戦略的な情報発信・メディア活用方法を調査・検討するとともに、実際に記者招聘・記事掲載の実証事業を行い、その効果等を検証する。

③ 事業の現状・必然性

沖縄県では、平成22年度にスポーツ・ツーリズム戦略について調査を実施するとともに、実証事業により具体的な芽だしを行っており、スポーツの観光資源としての活用を推進するためには、これら取り組みの安定的かつ継続的な実施を促進することが必要である。中でも、サッカーキーキャンプはピッチ等の設備環境等に課題はあったものの、沖繩の温暖な気候を生かして目標を上回る誘致を行うことができた。また、スポーツの観光資源化を促進するためには、スポーツ・ツーリズムの効果的な広報等を戦略的に進めていく必要がある。

④ 事業効果

スポーツ・ツーリズムを生み出す動きを安定的・継続的なものとするとともに、持続的な取組みを生み出す基盤を形成することにより、スポーツへの参加・観戦等を目的とする新たな観光需要が喚起され、観光客の増加・多様化につながることも、観光業をはじめとする県内産業の活性化が期待される。特に、サッカーキーキャンプはプロ野球キャンプに続き、沖繩のスポーツ・ツーリズムの新たなコンテンツとして定着化が望まれる。

⑤ 予算額

平成23年度予算額 77,994千円（国庫補助率8/10）

⑥ 委託先の選定方法

企画および公募なしの随意契約。コンテント強化事業についてはFC琉球の運営先である株式会社沖縄ドリームフアクトリー、情報発信強化事業についてはOCVBに委託をしている。

⑦ 事業実績

【コンテント強化事業】委託金額 44,199,855 円

①	チーム名	所属等	日数	人数	キャンプ場
①	U-15	日本代表	6	41	本部町民陸上競技場
②	ガンバ大阪	J1	7	54	サッカーパークあかんま
③	ジェフユナイテッド市原	J2	13	48	西原町民陸上競技場
④	サンフレッチェ広島	J1	13	50	本部町民陸上競技場
⑤	サガン鳥栖	J1	11	46	読谷村陸上競技場
⑥	FC東京	J1	7	68	国頭陸上競技場
⑦	水原三星	Kリーグ	13	50	西原町民陸上競技場
⑧	済州ユナイテッド	Kリーグ	12	53	ごさまる陸上競技場
⑨	慶應義塾大学	関東大学一部	7	41	読谷村陸上競技場
⑩	深セン紅鑽		5	38	南城市陸上競技場
⑪	INAC神戸	なでしこリーグ	7	32	読谷村陸上競技場
⑫	スカイブルー	米国女子	4	25	キャンプフオスター

キャンプチームが7から12に増えたことで、トレーニングマッチが昨年よりも増え、全19試合が行われた

【情報発信強化事業】委託金額 28,890,778 円

① 記者等招聘事業（一部抜粋）

種目	招聘者	総額費用
① 野球	11社12名	2,258,144 円
② サッカー	2社3名	476,403 円
③ 空手	1社2名	917,626 円
④ マラソン	2社4名	4,233,090 円
⑤ サイクリング	12社22名	3,009,732 円
⑥ ピーチスポーツ	4社6名	1,565,556 円
⑦ ゴルフ	12社23名	3,984,460 円
⑧ バスケケットボール	2社3名	464,142 円

② 情報発信戦略調査事業

株式会社宣伝に再委託（5,250,000 円）

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。その結果、特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

① コンテント強化事業の随意契約について

当該事業の企画競争および公募なしの随意契約の理由は次のように記されている。

- 1) 当該企業は、昨年度実施したスポーツ・ツーリズム推進事業において、サッカーキャンプの誘致について県からの委託を受け、7チームを誘致した実績を持つ
- 2) 新規のサッカーキャンプの誘致はもろろんのこと、昨年度キャンプを実施した7チームが継続して沖縄でキャンプを実施するためにも、昨年度の関係性を継続した形で誘致活動を行う必要がある
- 3) サッカーキャンプの誘致にあたっては、サッカークラブの運営をしていることが誘致交渉で必要な条件となっており、当該企業はFC琉球を運営しており、プロサッカーチームが沖縄でキャンプを行うにあたり、FC琉球がキャンプ受入れに必要な対戦相手になるなど、必要な条件を満たしている
- 4) FC琉球は、沖縄県サッカー協会にも加盟しており、県内のサッカー関係者との連携や、各市町村におけるサッカー場に関する知見も豊富なことから、円滑な誘致活動を行うことができる

プロスポーツのキャンプが観光産業に寄与することはプロ野球のキャンプで実証済みであり、それをサッカーにも広げていこうという取り組みは理解できる。ただ、随意契約で事業を実施している点については少し疑問が残った。例えば近年の沖縄県における特筆すべきプロスポーツ誘致の成功例として巨人軍の春の那覇キャンプが真っ先に思い浮かぶが、巨人を誘致したのは個別の自治体である那覇市であり、プロ野球球団が直接行ったわけではないことを考えると、沖縄ドリームフアクトリーに委託する必然性について、もう一度精査が必要ではないか。プロサッカーの試合が開催可能な競技場を建設する予定の金武町のような自治体も存在している。個別自治体に補助を行い誘致活動についても自治体間で競争させることにより、より効果的な施策の達成を試みるという選択肢も検討の余地があるのではないか(21世紀ビジョンも「市町村との連携」を謳っている)。

また、事業報告書には、今後の課題として以下の点が挙げられている。

- 1) トレーニングマッチに対応する審判の人材不足
- 2) ポールボーイのボランティア不足

3) 以下の理由による、Jリーグラブのキャンプ見送り

- ア) 芝の状態が悪い
- イ) ホテルとグラウンドの距離が遠い
- ウ) グラウンド使用可能期間と、キャンプ希望期間の不一致
- エ) 付帯トレーニング施設の不足
- オ) プロ野球キャンプとの調整の難しさ（県内ホテルはプロ野球を優先する傾向にある）

キャンプ誘致は、受託業者の努力だけでは対応が難しい問題も多く、インフラ整備等の総合的なバックアップが必要不可欠であることが分かる。スポーツ・ツーリズムを推進していくのであれば、21世紀ビジョンの一つの柱である民間、企業、市町村との協働による沖縄県としての総合的な取組が必要であろう。

② 情報発信強化事業の随意契約について

当該事業の企画競争および公募なしの随意契約の理由は次のように記されている。

- 1) OCVBは、観光資源の開発・整備及び観光客の誘致促進を目的として設立され、県が出資する公益法人である
- 2) 当該事業は、様々なスポーツイベントに記者等を招聘し、幅広く沖縄のスポーツ・ツーリズムに関する情報発信を行う事業であることから、公的性格の強い法人が最適であり、県の観光施策及び県内外の観光状況を十分に把握し、県内の観光関係企業、スポーツ・ツーリズム関係事業者等との連絡・連携する能力が不可欠であるが、OCVBは、これらを十分に掌握している

3) さらにOCVBは、これまで数多く県からの委託を受け、誠実に履行した実績がある

1)および2)で強調しているように公的性格の強い法人が最適かもしれないが、その最適な相手がOCVBであるという結論は、この程度の前提からは絶対に導き出せない。それを補強しているのか、3)で過去の実績を持ち出すという公社等外郭団体との契約で馴染みの深い理屈がこれでも繰り返されている。

そもそも情報発信強化、すなわち広報活動については、プロフェッションであるマスコミや広告代理店等がOCVBより格段に優れている点が多い(実際、業務の一部を広告代理店に再委託している)。少なくとも企画競争・公募を行うのが行政としては誠実な対応であったと考える。なお、再委託先はOCVBにとって企業会計で定義されるところの関連当事者に該当する可能性がある。そうであれば、沖縄県は、なおさら企画競争・公募を行うべきであったと考える。

36. スポーツ・ツーリズム戦略推進事業(繰越事業)

(1) 事業の概要

- ① 担当部局
文化観光スポーツ部 スポーツ振興課

② 概要

昨年度策定したスポーツ・ツーリズム戦略の具体的な推進を促すモデル事業として、民間事業者や市町村、NPOなどのノウハウや活力を活用し、民間等を事業主体として実施する、新たなスポーツイベントやスポーツを活用した旅行メニューの開発、プロモーションの実施等、各種プロジェクトについて公募し、その立ち上げを支援することで、沖縄におけるスポーツ・ツーリズムの定着化を支援する。

③ 事業の現状及び事業効果

沖縄観光の現状と課題についてまとめると以下の通り

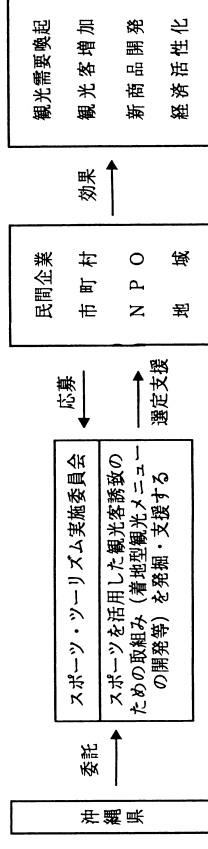
(観光客の特徴と課題)

- 1) 首都圏など大都市圏の誘客が主でありピークとオフでは15万人~20万人の差がある
- 2) 消費単価減少(対前年比で16.4%の減少)とリピーター率上昇に対する観光素材開発の必要性

(観光・宿泊の現状と課題)

- 1) 県内宿泊施設の「老朽化による競争力低下」を支えるリピーター対策の必要性
- 2) 閑散期に毎年繰り返し来沖する理由作りやコンテンツなどの取組みが求められる

これらの課題に対し、スポーツを活用した観光客誘致を目的に、沖縄県内の民間企業、市町村、NPO等が実施するスポーツ・ツーリズムの企画公募を行い、スポーツ・ツーリズム実施委員会において選定し、採択されたイベント実施に要する経費等を支援する。そうすることで観光消費額の増加、新たな沖縄ファンの獲得、若年層の旅行者増加につなげる。



37. 競技力維持・向上対策事業費
- (1) 事業の概要
- ① 担当部局
文化観光スポーツ部 スポーツ振興課

② 目的及び内容
公益財団法人沖縄県体育協会を中心とした各競技団体の充実・強化を図るとともに全国及び国際的に活躍できるトップアスリートを組織的・計画的に育成し、競技力向上を図る。また、国民体育大会及び九州ブロック大会への選手派遣事業を（公財）県体育協会へ委託する。

本県の体育スポーツを振興し、県民の体力づくりや活力の高揚を図るとともに青少年の健全育成に資するため、（公財）県体育協会の運営費及び県民体育大会開催事業、スポーツ少年団育成事業、スポーツ医・科学研究事業等に要する経費を補助する。

③ 事業の現状・必要性
スポーツ振興法に基づき開催される国民体育大会は、40 競技を正式競技とする都道府県対抗で行われる我が国最大のスポーツ大会であり、これまで同様選手の派遣について（公財）県体育協会へ委託する必要がある。（公財）県体育協会は、沖縄県における各種スポーツの競技団体を統轄し、沖縄県を代表して財団法人日本体育協会に加盟する資格を有する唯一の団体である。よって、本県の体育・スポーツを振興する上で（公財）県体育協会への助成は必要である。

④ 事業効果（有効性・妥当性・効率性）
国民体育大会をはじめとする全国大会等における本県トップレベルの競技者の活躍は、県民に夢や感動を与え、青少年に対する意欲を高めるとともに、県民に活力を与え、県勢の活性化に大きな役割を果たしている。
また、県民体育大会の開催等により、県民の健康・体力の保持増進を図り、心身ともに健康で明るく心豊かな人間を育成するとともに、体育・スポーツの振興及び県勢の発展に貢献している。

- ④ 予算額
平成 23 年度予算額 92,000 千円（国庫補助率 8/10）
- ⑤ 委託先の選定方法
企画競争かつ公募を行い、6 社から応募があり、選定の結果、「株式会社 JTB 沖縄・株式会社 JTB コミュニケーションズ共同企業体」がスポーツ・ツーリズム実施委員会を務めることとなった。

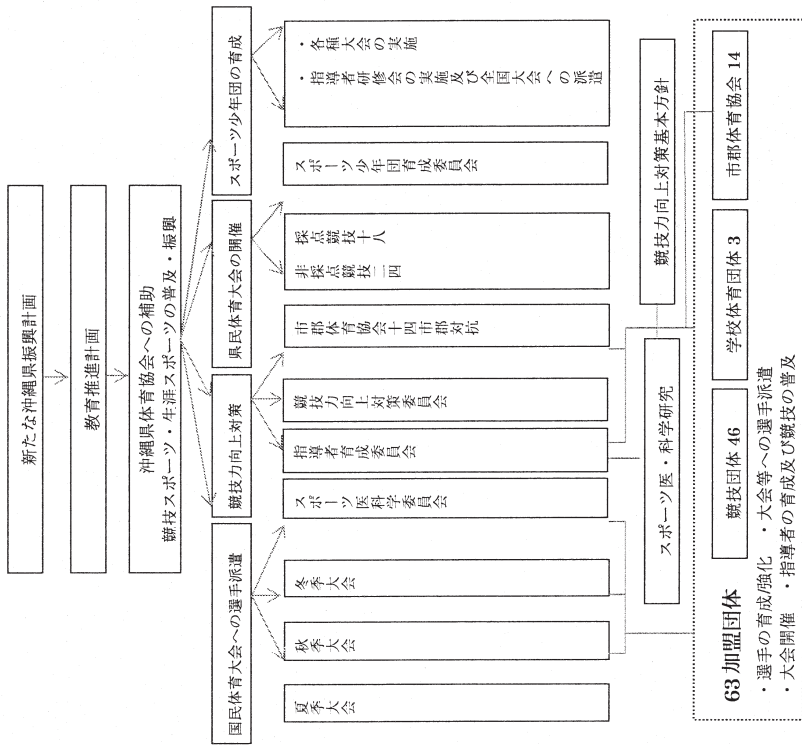
⑥ 事業実績
スポーツイベント 1 つあたり上限 3,000 万円の助成（助成率 2/3）。23 年度は 35 件の応募があり、6 件が採択されている。開催されたイベントは次の通り

- 1) 平成 23 年 10 月 28 日～30 日 第 1 回マリンカップ in 沖縄（海、ビーチを活用したスポーツイベント）
- 2) 平成 23 年 11 月～3 月 スポーツブランドツーリズム（バスケットボールイベント）
- 3) 平成 23 年 11 月 19 日～20 日 石垣島アースライド 2011（サイクリングイベント）
- 4) 平成 24 年 1 月 14 日～15 日 美ら島オキナワ CenturyRun2012（サイクリングイベント）
- 5) 平成 24 年 3 月 24 日～25 日 ECO スピリットライド&ウォーク in 南城市（サイクリング、ウォーキングイベント）
- 6) 平成 24 年 1 月～2 月 沖縄・韓国ジュニアゴルフ交流キャンプ（ゴルフキャンプ）

(2) 監査手続と監査結果
所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け、必要に応じて担当者へ聞き取りを行った。その結果、合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。
単なる県内のスポーツ振興ではなく、観光に資するという観点から事業採択を行っていることと、23 年度は 35 件の応募があり 6 件が採択された。特に県内ではゴルフやサイクリング・マラソンのイベントが盛んに行われているようである。様々なスポーツイベントに対して予算措置を行うことで、同時に観光客の誘致促進を図ることを目的としている。沖縄の温暖な気候はスポーツイベントの開催に適していると思われ、今後も継続して推進していくことが望ましいと考える。

④ 事業フロー図

健康な体をつくり県民が輝くスポーツの振興



⑤ 予算額

最終予算額 (千円)	委託料	委託先	契約方法
116,863	116,863	(公財) 沖繩県体育協会	随意契約

⑥ 委託先の選定方法
企画競争および公募なしの随意契約。昭和62年以前は補助金。

⑦ 進捗管理

県は、委託料の概算払いが行われる都度（半期又は四半期）帳簿類の検査をおこなっている。

⑧ 事後の評価及びフィードバックについて

事業終了後1か月以内に委託業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出させている。

⑨ 事業実績

事業委託事業名	大会名	大会種	大会期間	派遣期間	種別数	派遣人員
国民体育大会兼 青委託事業	第66回 国民体育大会	山口県	平成23年9月9日～15日 平成23年10月1日～11日	平成23年9月7日～16日 平成23年9月29日～10月12日	32種技 61種別	選手・監督 277人 本部 23人 計 300人
	第67回 国民体育大会 冬季大会	岐阜県 (スキー)	平成24年2月14日～17日	平成24年2月12日～18日	2種技 5種別	選手・監督 10人 本部 2人 計 12人
	小計					312人
	九州ブロック大 会兼選委託事業	第31回 九州ブロック大会 夏季大会	佐賀県	平成23年 7月9日・10日 7月15日・17日 7月22日～24日 7月30日・31日	平成23年 7月7日～11日 7月14日～18日 7月20日～25日 7月28日～8月1日	10種技 25種別
	第31回 九州ブロック大会 秋季大会	佐賀県	平成23年 8月10日～14日 8月19日～23日 8月26日～29日	平成23年 8月8日～15日 8月17日～24日 8月24日～30日	21種技 60種別	選手・監督 500人 本部 16人 計 516人
	第31回九州ブロック大会 アイスホ ッケー大会	福岡県	平成23年12月3日～4日	平成23年12月2日～4日	1種技 2種別	選手・監督 33人 本部 2人

	ツケ一覽表	平成23年12月17日 (第3代表決定期)	平成23年12月17日～18日	1種技 1種別	計 36人
	選手・監督				11人
	本部				1人
	計				12人
小計					700人
九州各県対抗戦	第60回西日本 各県対抗九州一関 戦伝達大会	平成23年10月30日～11月6日	平成23年10月20日～11月6日		選手・監督 30人
伝達大会					
合計					1,042人

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出、主な書類についての説明を受け必要に応じ担当へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

(3) 監査意見

- ① 随意契約の継続年数について
企画競争および公募なしの随意契約について、その正当性を持つ団体であるとは思われる。しかしながら、平成23年度までの契約の継続実績は24年にも及ぶ。第2次沖縄復興開発計画からスタートし、第3次沖縄復興開発計画を駆け抜け、直近の沖縄復興計画に至るまでのロングランである。しかし、昭和が終焉し平成を迎え、20世紀は過ぎ去り、今や21世紀ビジョンの時代である。すでに新たな官民協働のパートナーが現れているかもしれない。金額的に大きい契約であり、遂に企画競争等実施すべき時代を迎えたのではないだろうか。事業のススキム等で難しい、あるいは今の時代においても社会的な正当性を持つ最適な団体であったとしても、少なくとも随意契約の内容について公表はすべきである。

② 補助との代替可能性の検討

委託料の対価経費の大半が旅費となっているため、将来的に消費税率が上昇した場合には事業の原資が減少するのではないかと懸念がある。この事業の社会的な公益性を捉え、また昭和62年以前においては補助金という形で給付が行われていたことを鑑みれば、現在の委託という形ではなく、補助という形へ切り替えることを検討しても良いものと思われる。

38. 社会体育施設管理運営費

(1) 事業の概要

- ① 担当部局
文化観光スポーツ部 スポーツ振興課

② 内容

下記社会体育施設の管理運営を指定管理者に行わせている。なお、平成21年度から平成23年度までの指定管理者は、株式会社トラステックである。

【奥武山公園内】

- ・陸上競技場
- ・補助競技場
- ・庭球場
- ・水泳プール
- ・弓道場
- ・武道館

【奥武山公園外】

- ・糸満球技場
- ・ライフル射撃場

③ 運営実績（奥武山総合運動場及び奥武山公園指定管理者モニタリングシートより抜粋）

1) 利用人数

利用者数	H22		H23		計画達成率	業務改善に向けた分析
	個人利用者数	件数	個人利用者数	件数		
個人利用者数	118,722人	3,288件	121,317人	3,163件	102%	ほぼ平成22年度並みの実績となっている。今後もより一層の利用促進に努めること。なお専用利用については利用者数にかい離を生じているものの、件数は前年度並みとなり、平成22年度より利用者数が少ないイベントが多かったと推測される。
専用利用	852,265人	593,978人	593,978人	70%	104%	
観客数	278,365人	1,011人	290,488人	1,156人	114%	
教室・イベント参加者数						

2) 収入 (単位: 千円)

収入項目	事業計画	H23実績	対計画比
利用料金収入	32,160	35,890	112%
指定管理料	222,000	222,000	100%
自主事業収入	3,840	6,341	165%
その他	7,300	9,827	135%
合計	265,300	274,058	103%

<業務改善に向けた分析>

実績は若干であるが事業計画を上回る結果となっている。特に、自主事業収入項目の収入実績が事業計画を大幅に上回っている。だが、依然として、収入項目に占める指定管理料の割合が8割であることから、今後も自主事業収入及び利用料金収入の拡大に努める必要がある。

3) 支出 (単位: 千円)

支出項目	事業計画	H23実績	対計画比
人件費	74,151	71,334	96%
旅費交通費	1,650	776	47%
通信費	1,500	1,487	99%
接待交際費	60	5	8%
保険費	741	751	101%
修繕費	10,128	26,848	265%
光熱水費	60,804	58,302	96%
消耗品費	2,429	2,632	108%
租税公課	4,523	4,302	95%
支払手数料	10,648	10,845	102%
負担金	175	328	187%
使用料・賃借料	2,724	2,759	101%
委託料	91,564	90,573	99%
広告・宣伝費	1,000	0	0%
雑費 (諸経費)	103	111	108%
印刷製本費	300	246	82%
合計	262,500	271,299	103%

<業務改善に向けた分析>

施設の老朽化や台風9号の影響等もあり修繕費実績は事業計画の2.5倍の結果となっている。修繕費以外の項目をみると、旅費交通費、接待交際費、負担金、広告・宣伝費

等は実績と事業計画に乖離があることから、事業計画を見直し、より実績に近い計画を立てる必要がある。また、合計の実績が事業計画より若干上回る結果となっていることから、今後もより一層経費圧縮に努める必要がある。

④ 予算措置状況

平成23年度 187,000千円

(2) 監査手続

予算執行間、基本協定書、年度協定書、支出負担行為書兼支出調書、実績報告書、指定管理者運用委員会によるモニタリング結果等の関連書類の閲覧、奥武山総合運動場内の視察(監査人単独)、担当者への質問等を実施した。合規性の観点から指摘すべき問題は発見されなかった。また、平成18年度の包括外部監査で、老朽化による危険性が指摘されていた施設(プール等)は、すでに撤去・新設されている。

(3) 監査意見

① 利用料金収入拡大に向けて

指定管理者モニタリングシートで指摘されている通り、利用料金収入の拡大に努める必要がある。事業収入に関する資料を閲覧したところ、実績額については武道館、陸上競技場、庭球場、弓道場、プール等施設ごとに集計されているが、計画額については施設ごとに策定されおらず、単に利用料金収入合計に対する計画額が策定されているのみだった。施設ごとにブレークダウンした計画を策定し、実績評価と対比を行うことが必要である。

また、私見であるが、例えば、各施設で道具をレンタルできるようにしてはどうか。例えば、監査人が現場を視察した際、弓道場は一人の利用者もおらず、管理人に道具のレンタルについて確認したところ、道具を所有していないのであれば奥武山総合運動場以外の外部のある施設に行つてはどうかという回答を受けた。せつかく那覇の人口密集地にあるのだから、特定の人(道具を自己所有している人)だけではなく幅広い人に利用してもらえよう工夫があれば、利用者が増加するのではないか。

39. アジアユース人材育成プログラム事業

(1) 事業の概要

① 担当部局

文化観光スポーツ部 交流推進課

② 内容

「アジアユース人材育成プログラム」は、日本国内及びASEAN 諸国を中心としたアジア各国（ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）計14カ国の若者が、東アジアの中心に位置する沖縄に一堂に会し、地球規模の環境問題についてともに学ぶことにより、次世代のイノベーションを担う人材を育成するとともに、18日間にわたる共同生活のなかで、国境と文化を超えた相互理解を深めて友情を育み、強固な人的ネットワークを形成することにより、沖縄県が目指す「沖縄21世紀ビジョン」の「世界に開かれた交流と共生の島」実現に資することを目的として実施する。

1) 参加青年について

アジア各国と県外、県内から高校生を対象に募集。今年度は48名が参加、内訳は下記のとおり。

・ 海外からの参加青年の国籍

- ①ブルネイ・ダルサラーム国、②カンボジア大、③中華人民共和国、④インド、⑤インドネシア共和国、⑥大韓民国、⑦ラオス人民共和国、⑧マレーシア、⑨ミャンマー連邦、⑩フィリピン共和国、⑪シンガポール共和国、⑫タイ大、⑬ベトナム社会主義共和国から各2名、合計26名

・ 県内参加青年11名

(沖尚2、栗科2、那覇国際3、開邦2、首里1、普天間1)

・ 県外参加青年11名

(青森1、宮城1、東京1、神奈川2、愛知2、兵庫1、愛媛2、山口1)

2) 期間 平成23年8月6日（土）から8月23日（火）までの18日間

③ 事業目標

1) 将来のイノベーションを担うグローバルな人材の育成

アジア各国から異なる文化や背景を持つ青年が集まって一定期間の行動を共にし、集団で生活することは、それ自体参加者にとって大きな刺激となり、成長を促すきっかけとなる。それに加えて、このプログラムでは参加者がひとつになって課題解決に取

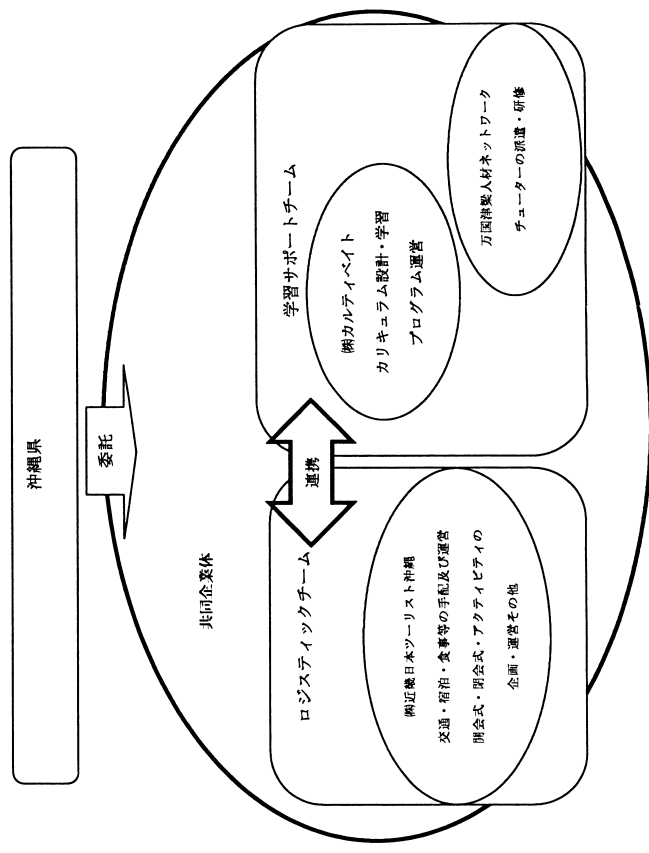
り取り組むプロセスを経験することで、単なる知識の増加にとどまらず、想像力や適応力、コミュニケーション能力など、今後彼らが世界を舞台に活躍する上で重要となる様々な能力を育成し、将来のイノベーションや国際間の問題解決を担う次世代の人材育成を図る。

2) 沖縄から広がる国際交流ネットワークの発展

沖縄県では「沖縄21世紀ビジョン」で提唱された「世界に開かれた交流と共生の島」の実現に向けて、世界との交流、とりわけアジアや太平洋地域における交流ネットワークの構築を重要な課題と位置づけている。

このプログラムでは、アジア各国からの参加青年が、講義やディスカッション、沖縄の自然や文化を知るアクティビティなどの体験を共有することによって、文化や国を越えた相互理解を促進して友情を育み、沖縄を中心とした交流ネットワークをさらに発展できるように取り組む。

④ 事業フロー図



⑤ 予算額

最終予算額(千円)	委託料	委託先	契約方法
52,682	52,682	㈱近畿日本ツーリスト	随意契約

⑥ 委託先の選定方法

公募および企画競争により決定。平成23年度において応募した5社から選定されている。

⑦ 進捗管理

事業開始時に実施計画を確認し、電話、電子メールなどにより随時進捗状況を確認している。

⑧ 事業実績

(実施した主なプログラム)

	内容
プレセッション	コミュニケーション論 水問題全般に関するプレ講義 開会式
第1セッション	アジアの水問題に関する講義 OIST 訪問 空手、エイサーなど沖縄体験学習 シュノーケリング 海浜清掃活動
	伊江島民泊
第2セッション	雨水利用に関する講義 肝高の阿麻和利バックスタジアム 水問題に関する企業の取組紹介 JICA 訪問 県内学術研究機関の環境取組紹介 閉会式 (基調講演、成果発表、レセプション)

(2) 監査手続と監査結果

所管課から、事業についての関係書類の提出主な書類についての説明を受け必要に応じて担当者へ聞き取りをおこなった。合規性の観点等から特に問題となる事項は検出されなかった。

事業終了後も、県内参加青年に各出身校の集会でスピーチや成果発表を実施させることやフェイスブックを活用してコミュニティを立ち上げるなど、参加青年同士の交流の継続、発展が図られるような取組みをおこなっているとのことであり、評価できる。

今後、この事業で構築されたネットワークが沖縄県にとって有効に機能し始めるのは、参加青年が各専門分野で活躍できる段階になってからであろう。沖縄県が目指す「沖縄21世紀ビジョン」の「世界に開かれた交流と共生の島」実現に資するためにも、構築されたネットワークが持続できるよう、県は長期的な視点でサポート体制を整備する必要がある。

I 21世紀ビジョン実現に向けた官民協働のあり方(序)

平成24年8月国会において社会保障・税一体改革法案が成立し、消費税が平成26年4月より8%、平成27年10月から10%に原則として引き上げることが決定された。行政が依頼する委託料についても影響が及ぶことは必至であり、増税分について原資が割られることはおそらく間違いない。原資は削られる一方、「最少の経費」をもって「最大の効果」を達成することは妥わず求められる。

繰り返すことになるが、行政と民間は社会的役割や権利能力が異なるため、両者がチームを組んで事に当たれば、それぞれが単独で動くよりも、問題解決の選択肢は多様になるものと考えられる。つまり、現実的には両者が連携すれば最適解を導き出せるという状況の方が遥かに多いはずであり、両者が手を携えなければ解決できない局面も少なくないはずである。

21世紀ビジョンが県民自らの手により策定されたビジョンであるならば、「ビジョンの実現に向けては、すべての県民が課題と目標を共有しながら取り組みを進めることが重要である」。すなわち、ビジョンの実現に向けて動くのは行政組織に限定されるものではない。「最少の経費」で「最大の効果」を達成できるのであれば、「にぬふあ星(北極星)」となり、ビジョン実現を推進して行くべき主体は行政と民間どちらでも構わない。

そもそも沖縄県は、ビジョン実現に向けての行政事務における主導的な役割について県民から委託を受けていると解釈できる。つまり、県民が依頼者であり、沖縄県がエージェントである。

行政事務の執行について情報の非対称性という問題が内在されてしまうのは避けようのない構造であるため、エージェントである沖縄県は依頼者である県民に対して誠実に情報の開示を行う等して、このジレンマの解消を図る必要がある。

今回、識名トンネルに関する補助金を巡る国との協働関係において、エージェントとして沖縄県は誠実とは言えない対応を行っていたと推察され、その結果、被疑者不詳で刑事告訴が行われるという事態に至っている。

その後、第三者委員会による調査、行政考察結果報告書、百条委員会の設置、監査委員による行政監査、など沖縄県及び議会は、ともに問題の解明に向けた取り組みを行っているところである。行政考察結果報告書は総括のところでも情報公開を推進していくものとしていく。

県政を推進していく上で、職員は当然説明責任を意識するとともに、県の情報が県民の情報公開の対象であるということを常に念頭に置く必要がある。

また、県行政の公明性、透明性を図る意味から、県側からの積極的な情報の提供を行うことが必要である。

例えば、本件工事の場合ならば、工法の変更や工事の進捗、随意契約の理由などを公開できる範囲において広く県民に提供することによって、常に県民等外部の目があるということを職員自身が意識することになり、適正な行政運営に資するものである。

そのような観点から、県側からの積極的な情報公開を行う等取組を行う必要がある。

情報開示という観点からすると、確かに行政考察結果報告書、監査委員の行政監査報告書は、沖縄県庁ホームページのそれぞれの部局のページに公開されている。百条委員会による調査は総統中で報告書はまだ公表される段階にはない。

しかし、外部の有識者による第三者委員会報告書は公表されておらず、かつ、沖縄県のホームページ冒頭において、識名トンネル問題に関するこれらの報告書等もしくはリンク先も公開されていない。行政組織に慣れない閲覧者は目的地にたどり着くまでに結構な労力を要求されるかもしれない。

行政調査や監査委員監査を実施した個々の部局が誠実な対応を行っているのは明らかであり、各部局単位では「県行政を推進していく上で、職員は当然説明責任を意識」していることが伺われる。しかしながら、ホームページの親切とは言えないレイアウトを見る限り沖縄県として「県の情報が県民の情報公開の対象であるということ」を常に念頭に置いているものとは思えず、「常に県民等外部の目があるということ」を職員自身が意識している様子が残念ながら推察できない。

沖縄県は行政事務における主導的な役割について県民から委託を受けているのであるが、今回の識名トンネル問題において依頼者である県民に対して、エージェントとして果たすべきは根本的な役割は、情報の非対称性を解消すること、つまり、問題の事実関係や原因、今後の課題等について積極的に情報開示をまづは行うことにある。確かに個別にミッションを受けた部局において情報開示が行われているが、そもそもそのミッションは依頼者である県民に対する説明責任の履行にある。今日的にはホームページが県民への情報開示の最初の接点であることは明らかであるため、そこに誠意を尽くして情報開示を行うというのが、ひとまずの論理的な結論になるはずである。

意識は存在のあり方を表す。存在は、置かれている環境の影響を受けつつ、自らのあり方を規定する。

行政と民間は社会的役割や権利能力が異なる。行政部門は公共的な目的を、民間部門は私的な目的を追求すると単純化した場合、現行制度下では、行政部門は公共的な目的を達成するために安定的な資金源が必要となるため、その原資を租税等の形で民間部門から徴収する。民間部門が私的な目的を継続して追求していくには、活動の原資を自ら利益という形で創り出す必要がある。それぞれが目的を追求した結果が期待通りとはいかなくなってしまう場合、例えば行政部門の施策が市民の賛同を得られない場合でも全般的な活動を行うための資金調達(租税の徴収等)に直接影響を及ぼすことはないが、民間部門で企画したビジネス

が消費者のニーズを得られない場合には売上の減少という形で継続的な活動への資金調達にダイレクトに支障を来すことになる。

企画したことの成否が、存在のあり方に直接影響を受ける環境下に置かれているのが民間部門であり、行政部門は直接的な影響を蒙らない環境下にあると言える。

民間部門において売上の減少のように自らの存在のあり方が外部からのフィードバックに直接晒されることの重要な意味は、外部から情報を取り入れて自らを変化させていく構造的な特性、「強み」を持っているという点である。一方で、行政部門が実施する施策については資金調達と直接リンクしていないため、資金の過不足という最も根源的な形で外部からの情報を直接取り入れる構造に欠ける部分があるため、自らを強制的に変えて行かざるを得ないような誘因が働きにくいという「弱み」がある。

環境からの影響を自覚せずに、存在が自らのあり方を規定してしまうと、意識は環境特性を如実に映し出すものとなる。ホームページでの開示がいかにかに不親切であろうとも、歳入が不足するという形でのフィードバックは働かない。したがって、意識は自らのあり方を観察し、変化させていくという誘因を持つことがない。

少なくとも今回の不祥事に関する情報開示の現状は、沖縄県が置かれている環境特性を自覚しないまま、自らの存在のあり方を規定してしまっていることの表れではないだろうか。環境に自らの意識を隷属させてしまっは、環境からの情報を客観的に収集・分析し、「最小の経費」で「最大の効果」を達成することは困難ではなからうか。

21世紀ビジョンは、県内全市町村におけるワークショップや高校生作文コンクール等を通して県民の願いを込め、県振興審議会や県議会における議論を経て策定した県民による初めての長期構想である。

ビジョンの実現に向けては、すべての県民が課題と目標を共有しながら取り組みを進めることが重要である。

21世紀ビジョンを達成するには「すべての県民」、すなわち、官と民が「課題と目標を共有しながら」協働していく他はない。確かに沖縄県は21世紀ビジョンについて県民の意識を喚起すべく、ホームページでの告知(21世紀ビジョンについてはリンクがある)、窓口での冊子配布、ゴールデンタイムでのコマーションなど様々な広報活動を行っている。

しかし、一方で、行政と民間ではおこなわれている環境が異なる。行政が自らの環境特性に意識を隷属させることなく、存在のあり方を律し、民間との協働関係にフィードバックを行っていくことで、ビジョン実現に向けての望ましい官民協働体制が構築されていくものと考えられる。

II 監査意見(全体)

1. 契約についての明確なルールを策定する必要がある。

沖縄県財務規則に契約についてのルールはあるが、委託契約の実態の分析から得られた全般的な論点は次のとおりであり、財務規則だけでは契約についての統制が十分には機能していない可能性があることが分かった。

- ① 随意契約が圧倒的に多い。入札を可能な限り取り入れられる必要があるのではないか
- ② 随意契約理由として「請負等で少額」としている場合、財務規則に準拠しているか
- ③ 随意契約理由として「競争入札に適さない」あるいは「競争入札だと不利」としている場合、その理由は本当に妥当か(特に相手先が関係の深い公社等外郭団体である場合)

また、企画競争と公募を原則的に取り入れられるべきではないか

- ④ 随意契約、一般競争入札、指名競争入札の相手先が長期間継続している場合、競争の原理が働いているか検証する必要があるのではないか

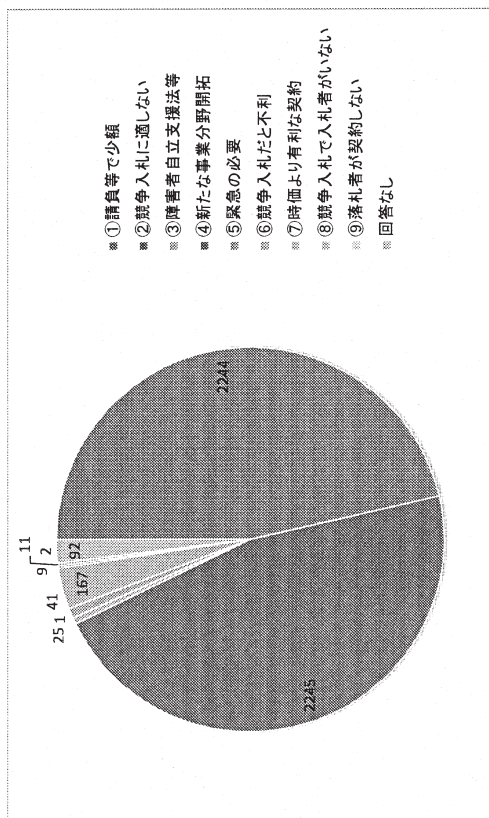
また、委託契約の実態について個別の監査対象から観察された問題は、大きく分類すると下記のとおりであった。

- ① 地方自治法の趣旨に則り、より競争の原理を働かせる必要がある。具体的には、総合評価方式の導入、随意契約における企画競争・公募の導入
- ② 官民協働の可能性を進展させるため、随意契約理由の公表(特に公社等外郭団体)
- ③ 委託先に対するコントロール(情報の非対称性という協働関係に内在する原理的な問題の緩和)
- ④ 委託契約の実態について監査の必要性(特に契約実績が長期に及んでいる場合の適切性の検証)

個別の契約行為から個別的な問題点が発生し、その累積から全般的な問題点が派生しているが、個別担当者の責に帰すのは本末転倒であると考ええる。契約について統一的なルールが存在していないことが、個々の契約行為を期せずして隠れた瑕疵のあるものとし、総体として例外的であるはずの随意契約が圧倒的なポリュームを占めるという結果を招きさせているからである。

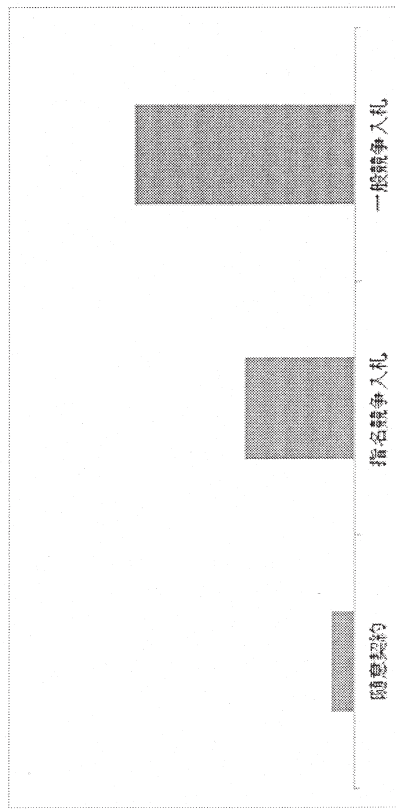
地方自治法の規定から現状を説明することはどうか可能であろうが、行政事務に精通していない者にとつてはやはり理解しがたい実態であろうし、随意契約理由として「少額」と整理される場合は客観的な基準が明示されているため、まだ理解できるにせよ、「競争入札に適さない」という主観的な理由を個々の契約行為というミクロのレベルで何とか説明をつけたとしても、沖縄県庁全体で2245件、全体に占める割合が46.41%にも及ぶという

マクロなレベルでの現象について、どのように解釈すれば良いのだろうか。



明確なルールを策定し、県民に明示しなければ、現状における随意契約の圧倒的なボリュームをエージェンメントである沖繩県は依頼者たる県民に対して明確に説明することは困難であろう。

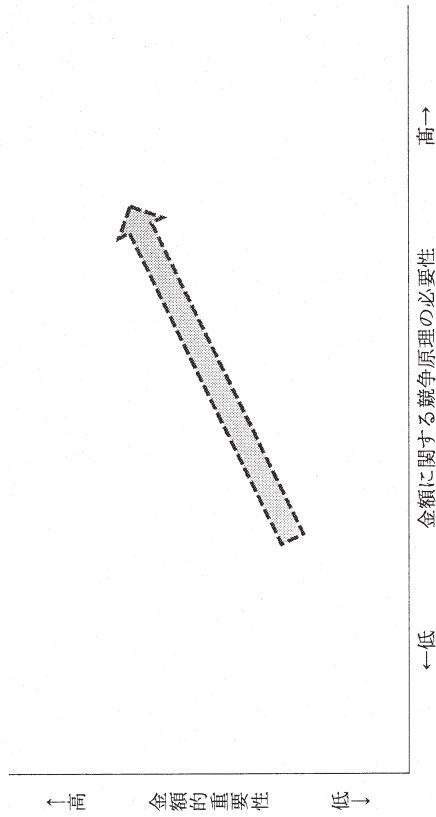
よって、財務規則では現在十分にカバーできない委託先の選定基準から期中の進捗管理を含めた具体的なルールを明確化し、実務現場での安定的な事務の執行を促す必要があると考える。再掲すると、理念としては次のような状態が望まれている。



一方で、自治体は最少の経費で最大の効果を達成することが求められており、いたずらにルールを厳格化すると、効率的な事務の執行を阻害する可能性がある。したがって、競争原理の発揮と効率的な事務の執行というトレードオフの関係にある両者をバランスよく考慮したルールを策定する必要がある。

一つの考え方として、契約の量的(金額的重要性)側面と質的側面という二つの軸と契約方法との関係を整理してみるのはどうか。

まず、量的側面については、金額的に重要性が高いほど競争の原理を働かせる必要性が高いことは容易に理解できる。したがって、契約に関するルールは効率的な事務の執行が可能となるよう、例えば金額的な基準を設ける等、この観点からの配慮を行う必要があると考える。



次に質的側面に関する配慮については、価格以外の要素も考慮する必要がある。近年、行政に対するニーズ、あるいはその課題が多様化するにつれ、単純な価格だけではなく、質的側面の深化が問われるようになってきているものと思われる。調達に際して価格あるいはクオリティのどちらに力点を置くべきかという論点について、先述した「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日 財務大臣)における次の記述が参考になる。

従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

イ 行政補助的な業務に係る役務等の契約原則として、価格競争による一般競争入札によるものとする。

ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。なお、直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難な場合は、準備が整うまでの間、企画競争を行うことができるものとする。

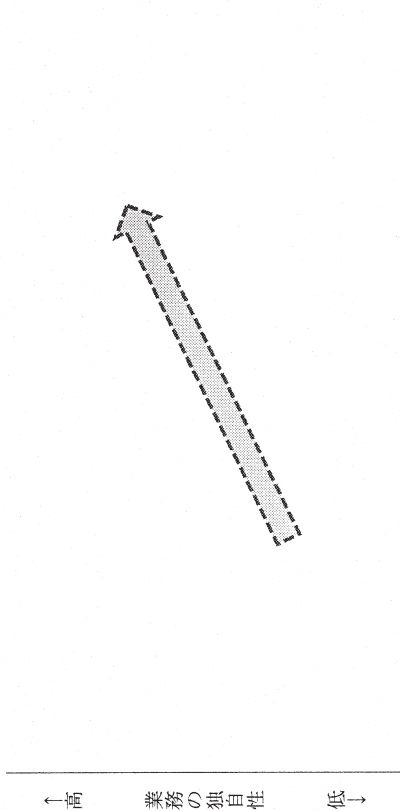
□ 調査研究等に係る委託契約

原則として、総合評価による一般競争入札によるものとする。

ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、次に掲げる区分によるものとし、総合評価による一般競争入札に移行するための検討を引き続き行うものとする。

…以下、省略

クオリティに関する考え方を単純化すると次のように整理できる。



したがって、契約に関するルールは効率的な事務の執行が可能となるよう、例えばは業務の内容をその独自性という観点から類型化して、ケースに応じた契約形態の選択肢を設定しておく必要があるものと思われる。

また、情報の非対称性という協働関係に内在する問題を緩和するための方策、すなわち、委託先に対する委託期間中の情報の入手等のコントロールについても、量的側面および質的側面に応じた対応を行うことが効率的な事務の執行から求められよう。

さらに詳細な検討を行うに当たっては、繰り返し取り上げている「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月24日 公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）、「公共調達の適正化について」（平成18年2月25日 財務大臣）が参考になるものと思われる。

2. 公社等外郭団体との契約のあり方

「公社等の指導監督要領」（平成24年3月30日一部改正）は、公社等外郭団体に対する財政支援や人的支援のあり方について規定し、公社等が「県行政と密接な関係」を有していることを明確にしており、ここでは割愛するが、公社等に対する多額の財政支援等の状況や退職者の再就職状況は毎年公開されている。一方で、同要領は公社等が委託等の契約の相手方として優先されるような存在であるとは明示していない。したがって、少なくとも委託契約に関しては、公社等以外の民間団体と立場を同じくする競争相手のはずである。しかしながら、本論で考察したように公社等は、企画競争等を経ることなく、随意契約の相手先として選ばれることが多々あり、その理由についても疑問を抱かざるを得ないものが多い。個別の監査対象としても登場した公社等外郭団体である公益財団法人沖縄県産業振興公社、財団法人沖縄観光コンベンションビューローとの平成23年度の契約状況は次のとおりである。

① 公益財団法人沖縄県産業振興公社との契約状況

部局	課名	事業名	事業概要	契約金額 (千円)	契約事由 とした理由	本社以 外競争 参加取 引状況	平成23 年度を占 む締結 実績	1年	2年～5年	6年～9年	10年以上
農工労働部	産業政策課	海外研修所 推進事業	北京、上海等への海外 研修所の施設費用	31,423	①競争入札に選 ばれない	○	平成23 年度(1) 7年割			○	
	産業政策課	グローバル 市場開拓課 推進事業	タイ、シンガポール等 への委託社員の配 置	13,217	②競争入札に選 ばれない	○	平成22 年度より 継続的		○		
	新産業振興課	新産業創出 推進事業	農業産物振興等理 する企業に対して特別 の内閣委員やアドバイザー を派遣する	14,520	②競争入札に選 ばれない	○	H23.4.1 ～ H24.3.31		○		
	新産業振興課	新産業創出 推進事業	新たな産物・加工 品を生産・加工する 取付事業の高度化に 向け支援を行う人 材育成事業 科(コア・パートナー)	37,788	②競争入札に選 ばれない	○	H23.4.1 ～ H24.3.31		○		
	新産業振興課	おきなわ新 産業創出課 推進事業	分野のベンチャー企業 に対して、ファンドによ る投資や研究開発費補 助を行う	470,846	②競争入札に選 ばれない		契約開 閉 H23.4.1 ～ H24.3.31		○		
	新産業振興課	おきなわ新 産業創出課 推進事業	農産物の生産性を 向上させるため、水 を供給する	14,530	②競争入札に選 ばれない		契約開 閉 H23.4.1 ～ H24.3.31		○		
	新産業振興課	おきなわ新 産業創出課 推進事業	農産物の生産性を 向上させるため、水 を供給する	14,530	②競争入札に選 ばれない		契約開 閉 H23.4.1 ～ H24.3.31		○		
	新産業振興課	おきなわ新 産業創出課 推進事業	農産物の生産性を 向上させるため、水 を供給する	14,530	②競争入札に選 ばれない		契約開 閉 H23.4.1 ～ H24.3.31		○		
	文化振興課	文化振興課	農産物の生産性を 向上させるため、水 を供給する	19,507	②競争入札に選 ばれない		契約開 閉 H23.4.1 ～ H24.3.31		○		
	文化振興課	文化振興課	農産物の生産性を 向上させるため、水 を供給する	58,783	②競争入札に選 ばれない		契約開 閉 H23.4.1 ～ H24.3.31		○		
土木建築部	土木建築課	建設事業	建設事業	10,082	②競争入札に選 ばれない		1年間	○			
	土木建築課	建設事業	建設事業	8,089	②競争入札に選 ばれない		平成19 年～	○			

② 財団法人沖縄観光コンベンションビューローとの契約状況

期別	課名	事業名	事業概要	契約金額 (千円)	契約期間 の終了 したか	平成23 年度定 単(プ 公費を 行った 期間	1年	2年-5年	6年-9年	10年以上
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	1,485	○	12年間				○
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	5,931	○	3年間	○	○		
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	5,029	○	3年間				○
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	22,923	○	2年間				○
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	19,086	○	2年間				○
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	96,532	○	12年間				○
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	3,942	○	1年間	○			
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	3,908	○	1年間	○			
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	28,468	○	5年間				○
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	6,505	○	3年間				○
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	13,707	○	4年間				○
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	14,199	○	3年間				○
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	71,415	○	1年間				○
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	10,908	○	1年間				○

期別	課名	事業名	事業概要	契約金額 (千円)	契約期間 の終了 したか	平成23 年度定 単(プ 公費を 行った 期間	1年	2年-5年	6年-9年	10年以上
	観光振興課	MIC主催事業 MICE誘致事業	MIC主催事業 MICE誘致事業	30218	○	3年間				○
	スポーツ振興課	スポーツ振興課	スポーツ振興課	28,880	○	1年間	○			
	スポーツ振興課	スポーツ振興課	スポーツ振興課	4,142	○	1年間				○
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	72,004	○	8年間				○

産業振興公社との随意契約 10 件のうち 4 件について企画競争等が行われ、沖縄コンベンションビューローとの随意契約 19 件のうち 3 件について企画競争等が行われている。それ以外は企画競争等を経ることなく、「競争入札に適用しない」との理由で随意契約が行われている。これについては、外部からの検証を行うことなく、県庁内部だけで「競争入札に適用しない」との判断を行っていることが非常に問題であると考えられる。

沖縄県の長期的な指針である沖縄 21 世紀ビジョンが、民間との協働を宣言しているにもかかわらず、企画競争や公募により新たな民間のパートナーを模索することなく、従来どおり公社等を随意契約の相手先とすることは、官民協働のビジョンを反故にするものとはならないか。

沖縄県は契約における公社等の位置づけを明確なものにする必要があると考えられる。

沖縄県が契約という側面においても公社等はやはり特別な存在と位置付けるのであれば、公社等が歴史的に果たしてきた役割から鑑みて、一つの判断として尊重されるべきではあると思う。地方自治法などの関係法令とも抵触することなく、そのような扱いが可能であれば、沖縄県は契約行為において現状の公社等が置かれている不安定な状況を解消すべく早急に手当てをすべきである。それにより、契約行為における個別の担当者は難儀して随意契約理由を考える手間を省くことができ、効率的な事務の執行が可能になるはずである。一方で、法令等に抵触し、公社等を契約における特別な相手と位置付けることができな

のであれば、21 世紀ビジョンにおける官民協働の理念および社会的な公平性の観点からして、公社等は当然に他の民間団体と同列に取り扱われるべきである。その場合は、公社等との契約も先述した契約ルールに基づいて行われることになる。すなわち、一定の要件を満たせば企画競争等競争の原理が働く環境下に置かれる。

一方で、歴史的な経緯もあり、いきなり公社等をそのような荒波に放り出すような措置は望ましくないというのであれば、少なくとも、まずは公社等との随意契約をすべて公表し、

(指名競争入札集計結果)

	1年	2-5年	6-9年	10年以上	合計
知事公室	1	1	0	1	126
総務部	124	1	0	0	17
企画部	17	14	5	9	45
環境生活部	2	7	0	0	4
福祉保健部	5	2	1	4	17
農林水産部	6	10	4	4	20
商工労働部	216	11	3	0	230
文化観光スポーツ部	3	3	1	0	7
土木建築部	5	3	0	0	8
労働委員会	563	28	0	0	604
農業本部	0	0	0	0	0
教育庁	1	0	0	0	1
出納事務局	30	54	22	10	116
県議会事務局	0	0	0	0	0
県議会事務局	2	3	0	0	5
人事委員会事務局	0	0	0	0	0
監査委員会事務局	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0
合計	964	136	32	51	1,183
比率	81.49%	11.50%	2.70%	4.31%	100.00%

(注)1年未満不明との回答または記載のない回答があり、集計から除外している。

(一般競争入札集計結果)

	1年	2-5年	6-9年	10年以上	合計
知事公室	1	0	0	0	1
総務部	3	1	0	0	4
企画部	1	1	0	0	2
環境生活部	2	0	1	0	3
福祉保健部	0	1	0	0	1
農林水産部	0	0	0	0	0
商工労働部	3	8	0	0	11
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0
土木建築部	10	4	0	0	14
労働委員会	0	0	0	0	0
農業本部	0	0	0	0	0
教育庁	24	29	10	3	66
出納事務局	0	2	2	0	4
県議会事務局	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0
監査委員会事務局	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0
合計	44	46	13	3	106
比率	41.51%	43.40%	12.26%	2.83%	100.00%

(注)1年未満の記載がなく、集計から除外している。

契約実績が長期に及んでいないことによる合理的な理由があれば問題はないが、一見すると疑義を抱かせるものであるため、監査の着眼点としては有用であろう。

以上は一例であるが、外部からの情報をフィードバックすることが難しいという組織機構上の「弱み」を補強するために、担当部局に契約行為や事業等を任せきりにするのではなく、事業等の結果に対して外部から検証を加えるという作業が重要であり、その意味においてやばい監査という方法は有用であると考える。その場合、効率的、効果的に監査を実施するため、活用できる情報がないか工夫することも必要である(後述の「4. 契約情報についての統一的なデータ管理」を参照)。

(2) 外部者による施策評価について

沖繩県は「事業や施策の進捗状況を確認し、改善委役立てる県 PDCA サイクル実施要領を決定した」(平成 25 年 2 月 20 日沖繩タイムズ記事)。

2011 年度まで 10 年間の沖繩振興計画にあたる沖繩 21 世紀ビジョン基本計画の着実な推進が目的で、事業の計画(Plan)、実行(Do)、検証(Check)、改善(Action)という一連の循環作業を通して、次の企画立案や予算編成などに活用。本年度事業の実績を踏まえて来年度から作業を始め、検証や評価結果は同委員会に示すほか、ホームページなどで県民に公表する。

基本計画を基に、より具体的な事業の年度別計画や成果指標を盛り込んだ実施計画には、245 の施策とそこから枝分かれした個別事業にあたる約千の「主な取り組み」が示されている。

PDCA の作業では、こうした施策や事業について担当課などが毎年度、成果指標の達成度などの検証や総括に取り組み、36 の基本施策などについては計画期間 5 年目に中間評価、後半には最終評価を実施。県民ニーズや社会情勢などの変化にも対応しながら、効果的な行政運営を目指す。

県はこれまでも「妥当」から「全面見直し」まで 4 段階で施策を評価してきたが、新たなサイクルではさらに、改善する余地や具体策を明確に打ち出すのが特徴。「検証票」には目標値や実績値に加え、外部環境の変化や、効果をさらに高める視点などを書き込む欄を設けている。

有識者ら第三者のチェックについて、企画調整課は「各部局とも個別に審議会を聞く機会を設けており、そうした声はこのサイクルにも反映される」としている。

平成 23 年度の外部監査でも指摘したが、施策の結果について自己評価ではなく、第三者的な視点からの検証、すなわち外部の視点に晒して情報をフィードバックさせることが非常に重要である。記事によると「個別に審議会を聞く機会を設けており、そうした声はこのサイクルにも反映される」としている。評価対象事業は膨大な量になるものと想定されるが、審議会において十分な時間が取られ、適正な検証が行われ、外部からの情報のフィードバックが事業実行の都度、すなわち毎年行われるのであれば、行政組織の弱みを補強する仕組みとなろう。

一方で、審議会の前に、施策を担当した部署とは異なる外部の部署による相互評価(ピア・レビュー)を実施しても良いのではないかと、現行の定期的な人事異動は行政事務全般に知識と経験を持つ人材を育成しているはずであるし、相互評価により部署同士の情報交換、連携等の施策へのフィードバックも期待できる。審議会へも他部署の評価という参考情報を提供でき、より多角的な視点からの評価が可能になると考えられる。

4. 契約情報についての統一的なデータ管理

企画した結果について直接的なフィードバックが働かない組織においては、外部の視点に晒すことなく環境特性に影響されるがままとなっており、法本来の趣旨の正しくネガティブとなるような現実を招来してしまうという驚くべき結果が今回の随意契約についての分析であった。行政組織はこのような構造上の弱みを抱えているため、それを補強するよりな仕組みを組織機構に内在させる必要がある。

今回のような調査の依頼はあまりないことであったかもしれない。各部局には貴重な時間を割いていただき情報の提供を受けた。監査人の県における情報の整理の状況や用語の定義に関する認識不足等で、各部局に繰り返し質問を行ったりしてご迷惑をおかけした。また、こちら側の不手際で十分に調査が行えないこともあった（特に総合評価方式の導入の状況について）。

随意契約については、契約相手・契約金額・契約期間は確定した情報であり、随意契約理由は法令上限定列举されており、随意契約に伴う選定方法も類型化でき、契約実績はデータが蓄積されれば簡単に集計できる。しかし、単純なこれらの情報を集約し分析を行うことで、行政事務の執行における重要な動態を観察することが可能となり、先述した契約に対する監査にも役立てることが可能であろう。

これらの情報の集計は本来人手をかける必要はなく、日常的に定型的な情報管理を行っておけば、集計等はシステムで行える。いわば機械にさせるべき仕事である。しかも、統計的情報としての有用性は非常に高い。したがって、少なくとも契約については、技術的な課題や導入についての予算の制約等があるかもしれないが、統一した定型的な情報管理を推進する必要がある。

また、その他にも有用であることが期待され、一定程度の定型的な情報管理が可能な項目については統一した取扱いを積極的に進めていくことが情報のフィードバックの観点からも望ましい。例えば、原理的には代替可能な補助金等についても同様の情報管理が必要であると考えられる。

5. 委託と補助のあり方の検証

平成 26 年度からの消費税増税により委託料について受託者側の原資が削られることは間違いない。したがって、官民ともに 21 世紀ビジョンの実現に向けて、より経済的、効率的、効果的な委託についての事務の執行を模索していく必要がある。一方で、近年、官民協働のあり方は委託に限らず、各論でも考察した指定管理者制度や官民ファンドなど多様化してきたている。そもそも「最少の経費」で「最大の効果」を達成できるのであれば、「にぬふぁ星（北極星）」となり、ビジョン実現を推進して行くべき主体は行政と民間どちらでも構わない。さらには委託及び補助ともに公益的な目的を実現するための官民協働のあり方他にたらず、原理的には両者は代替可能である。

したがって、平成 26 年度からの消費税増税という環境の激変に備え、沖縄県は委託と補助についての官民協働のあり方を改めて検証する必要がある。すなわち、消費税 8%あるいは 10%という環境下では、そもそもある事務の執行や事業について委託と補助どちらが行政目的を達成するのに最適なのが改めて検討する必要がある(例えば、個別監査の 6、8、37)。具体的には行政内部だけでなく、委託先や補助金交付先などからの意見や要望などの情報もフィードバックし、官民協働でこの環境の激変に対処していく必要がある。

沖縄振興交付金が創設されるなど現在、沖縄県において政策や実行についての自由度はかつてないほどに高まっている。100%補助は激しい等実務においての制度的なハードル等も存在するかもしれないが、より経済的、効率的かつ効果的な官民協働の実現に向けてチャレンジする価値はあるものと考ええる。

Ⅲ 21世紀ビジョン実現に向けた官民協働のあり方(終)

沖縄県は、21世紀ビジョン実現に向けての行政事務における主導的な役割について県民から委託を受けている。つまり、県民が依頼者であり、沖縄県がエージェントである。このような協働関係においては、情報の非対称性という構造から派生して、エージェントが自らの利得を優先させるといったエージェント問題が発生する。

依頼者とエージェントという観点から捉えると、両者の関係は、いわば双務契約である。依頼者は報酬に対して依頼事項の遂行という対価を、エージェントは業務遂行に対して報酬という対価を、それぞれ求めている。しかし、沖縄県と県民との関係は双務契約に限定されるものであるか。沖縄県は県民に対して、あるいは、あるいは、県民は沖縄県に対して、さらには、我々は互いに常に何がしかの対価を相手に求めているものであるか。21世紀ビジョンは、沖縄県の将来像を、瞬く「にぬふぁ星(北極星)」のように次のとおり予見している。

人間の幸せの源泉の多くは、人と人とのつながりの中にある。

‘イチャリパチョーデー’(出会えば人は皆兄弟)や‘ユイマール’(共同作業など相互に助け合う伝統的な習慣)など、沖縄の伝統に根ざす人と人とのつながりを大切に社会を創造する。

ここに至って、双務的な関係性は消え去り、互いのつながりは片務的なものとなる。対価の有無はもはや必要なものではなくなる。21世紀ビジョンは沖縄県の将来をこのように予見しているが、二つの言葉が受け継がれ、違和感なく使われているという日常的经验を思い起こせば、このビジョンは予見だけでなく、既視感を覚えさせるものでもある。すなわち、我々の互いの関係の中には、対価を求めることのない無償のものが既にあり、それこそが「豊かさ」であり「大切なもの」ではないだろうか。

消費税という対価性に根拠を置く社会的負担の拡大が確実に予測される状況下で、補助という具体的な対価を求めない手法が仮に今後注目されたとしたら、必然的なことなのかもしれない。

一方で、補助以外にも、対価性に根拠を置かない行政が実行できる手法は存在する。沖縄県は県民から寄付を受けることが可能である。我々の互いの関係が対価を求めない無償のものとなる局面もあるように、寄付を行う県民は沖縄県に対して対価を求めてはいない。つまり、寄付という行為は、沖縄県と県民との関係には対価を求めない無償のものとなる局面も確かに存在しているという「豊かさ」があることを、沖縄県および県民の意識に喚起する契機となり得る。寄付を募るといふ古くから選挙肢として存在する手法を積極的に活用することで、互いの意識の喚起を図り、21世紀ビジョンの実現に向けた互いの関係について再確認することができるのではないか。

行政組織は外部からの情報をうまくフィードバックできないという弱みを抱えている。これは企画が、資金調達と直接的にリンクしていないという構造的な特性に由来するものであった。しかし、視点を変えれば弱みは、強みに変化する可能性がある。資金調達と直接リンクしていないということは、事業目的が資金の獲得という制約から解放されることであり、資金という制約に縛られずにどうしても解決すべき課題に取り組むには最適な特性と言える。

行政でなければ、解決できないという社会的な問題は数多い。一方で、財政状況は厳しく課題の解決に向けての財源は恒常的に不安定な状態にあり、また行政が果たしてきている役割が十分に県民に伝わっていない可能性もある。寄付を募ることで、不足しがちな財源にささやかな充当も可能となり、行政が果たしている役割についても県民の意識を喚起できるのではないか。

21世紀ビジョンは「イチャリパチョーデー」「ユイマール」という古くから続く沖縄県が持つ「豊かさ」に改めて光を当てた。寄付という古くから存在している手法は、この「豊かさ」を広げる可能性を秘めているのではないだろうか。監査人は、21世紀ビジョン実現に向けた官民協働のあり方の一つの可能性がそこにあると考える。

以上

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---